租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | アジア拠点化のための税制措置 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | アジア本社や研究開発機能の呼び込みを図るため，法的枠組みの下 で認定を受けた企業に対する税制上のインセンティブ制度を創設す る。具体的には（1）法人税負担の軽減，（2）当該企業の経営人材に対する ストックオプションの付与に関する特例，（3）事前照会に対する文書回答手続の特例，（4）役員報酬の二重課税排除等の措置を講じる。 |
| 3 | 担当部局 |  | 貿易経済協力局貿易振興課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成 22 年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  |  |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 平成 23 年4月～平成 26 年3月 |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的 <br> 及びその <br> 根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 税を中心としたビジネスコストの高さを要因として，グローバル企業の海外流出が進む中で，大胆な税制インセンティブを付与すること により，日本の事業環境の魅力を飛躍的に向上させ，高付加価値機能 の国内集積，高度外国人材の呼び込み，国内雇用創出等を図る。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> III．アジア展開における国家戦略プロジェクト <br> 7．法人実効税率引き下げとアジア拠点化の推進等 <br> 日本を「アジア拠点」として復活させるため，高度人材等雇用への貢献度等と連動したアジア本社•研究開発拠点等の誘致•集積を促す税制措置を含むイ ンセンティブ制度について，2011年度から実施を目指して検討する。 |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 1．経済産業政策 <br> 02 技術革新の促進•環境整備 <br> 05 経営イノベーション・事業化促進 <br> 2．対外経済政策 <br> 12 貿易投資促進 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> グローバル企業の高付加価値機能を有する拠点の国内立地の増加 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》高付加価値拠点の増加数（法的枠組みによる認定件数） |
|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》高付加価値拠点が国内に集積することによって，国内雇用創出，高度外国人材の呼び込み等を促進し，政策目的に寄与する。 |


| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 年間30件の高付加価値拠点（アジア本社•研究開発拠点）の増加を見込 む。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （2）減収額 | $0$ <br> （注）当該措置は今まで日本に存在していない高付加価値拠点を呼び込 むものであり，当該税制措置により減収は生じない。 |
|  |  | （3）効果•達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 25 年度）年間30件の高付加価値拠点（アジア本社•研究開発拠点）が増加•集積する ことにより，国内雇用創出，高度外国人材の呼び込み等が実現する。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 23年度～平成 25 年度） <br> 税を中心としたビジネスコストの高さを要因として，グローバル企業 の海外流出を阻止するため，大胆な税制インセンティブを付与するこ とにより，日本の事業環境の魅力を飛躍的に向上させ，高付加価値拠点（アジア本社•研究開発拠点）の増加が実現する。 <br> アジア本社•研究開発拠点の増加：300社（各 15 社 $\times 10$ 年） |
|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 25 年度） <br> 企業の立地判断に業種横断的に影響を及ぼすと指摘されている税 を含むビジネスコストについて，韓国，シンガポールが $20 \%$ 前後の法人税率に加え戦略分野にさらなる優遇税制を設けている中，日本が それらに比肩する大胆な税制インセンティブを設けなければ，日本の立地競争力はさらに低下し，グローバル企業が日本を素通りし，重要拠点の海外流出に拍車がかかることになる。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間 ：平成23年度～平成2 5年度） <br> 当該措置は減収とはならないものの，年間 30 件の高付加価値拠点が増加•集積することにより，雇用創出，高度人材の呼び込み等が実現する。 |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | グローバル企業の重要拠点が他のアジア諸国に流出している要因である「日本は税コストが高い」という認識を変える必要があり，税制優遇措置は必須。 <br> また，韓国，シンガポール等アジア諸国をはじめとする諸外国では，税制優遇と補助金を併用して企業誘致を図っており，日本もこれらに比肩しうるインセ ンティブを講じるため施策の集中投下を図る必要。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 「アジア拠点化促進高付加価値拠点立地推進事業費補助金（20億円）」として，高付加価値拠点の国内立地を支援するための補助金を要望。国内のリソース・プールに存在しなかった希少な（追加的な）経営資源をもたらす拠点であることを要件とし，また，その活動を通 じて国内需要を創出し，国内企業に新たな取引機会をもたらし，ある いは公共機関や国内企業との連携，交流を通じ日本経済に与える経済効果等のより高い企業に限定的に付与する。補助金については初期投資の段階で，巨額の投資が必要となる拠点に効果的な措置。税制上の措置については，初期段階から収益が発生する拠点を呼び込む際に効果的な措置。また，コスト負担等，収益性の観点から立地選択の検討 |


|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | が行われる際に，税制上の措置が与える影響は大きいと考えられる。 <br> 高付加価値拠点（アジア本社•研究開発拠点）が立地された地域については，当該地域の中で国内雇用創出等が図られ，当該地域が裨益することになるた め。 |
| :---: | :---: | :---: |
| 10 | 有識者の見解 |  |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |  |

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法） に基づく有限責任事業組合（LLP）への現物出資に係る譲渡益課税の繰り延べ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | （1）対象事業者産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」。） に係る認定計画にそってLLPの組合員になろうとする事業者。 <br> （2）税制措置の内容 <br> 認定事業者が計画に基づきLLPを設立するに際して現物出資を行う場合に課税繰り延べを認める。 |
| 3 | 担当部局 |  | 経済産業政策局産業組織課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  |  |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 平成23年4月1日～平成25年3月31日 |
| 7 | （1） <br> 及びその <br> 根拠 |  | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 我が国経済及び産業の行き詰まりが深刻化する中で，我が国企業の生産性 の向上と国際競争力の強化を通じた持続的な発展を図る。具体的には，我が国企業がグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資•事業転換を行うとともに，新興国市場の成長を取り込むた めのグローバル展開を後押しし，その投資規模とスピードの両立を図ることを可能にする環境整備を行う。また，これらの積極投資•事業転換に先だって，既存で抱える不採算事業や低生産性分野からの脱却を図るため，必要な事業再編や産業再編を円滑化することを目的とする。《政策目的の根拠》 <br> 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号） <br> （目的） <br> 第一条 この法律は，我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ，特別の措置として，事業者が実施す る事業再構築，経営資源再活用，経営資源融合，資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに，株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置，中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化 するための措置を講じ，併せて事業活動における知的財産権の活用を促進 することにより，我が国の産業活力の再生を図るとともに，我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動 の革新に寄与することを目的とする。 |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 1．経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進 |


|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 産活法の計画認定に基づく政策支援を通じて，企業の自力再生，異業種の連携などを促進することにより，企業の生産性の向上を図る。 <br> 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 適用見込み数（ 4 件） <br> 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 本措置を講ずることにより，個社で行うよりも効果が高い競合他社との共同での効率化を進めるのに適した事業体であるLLPの設立がより促進され，需要に応じた最適な生産体制構築のための設備集約化が図られ，結果として我が国産業の生産性の向上に資すると考える。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 4件 |
|  |  | （2）減収額 | 11． 5 億円 |
|  |  | （3）効果ない し達成目標の実現状況 | 《《政策目的の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成25年3月） <br> 本措置を講ずることにより，事業再編•産業再編を通じた生産設備の有効活用 が促進され，平成25年までに本措置活用企業の適切な生産能力が達成され ることにより我が国企業の生産性の向上と国際競争力の強化を通じた持続的 な発展の一助となる。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成2 1年3月～平成25年3月） <br> 本措置を講ずることにより，事業再編•産業再編を通じた生産設備の有効活用が促進され，平成25年までに本措置活用企業での適切な生産能力の達成 による生産性向上に寄与する。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等が新設されなかった場合の影響》 <br> 設備集約に係る認定計画の減少が見込まれ，事業再編が停滞することに より生産性の向上を阻害する。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》 <br> 現行産活法において，現在，約9割の計画が目標として設定した生産性の向上の基準を達成しており，産活法の計画認定による事業活動は我が国の生産性向上に大きく貢献している。本税制措置を講ずることにより，LLPの活用に おける産活法スキームが更に活用され，計画終了後の利益確保（税収の増大）に大きく寄与することが見込まれる。 |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 本措置は，経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編•事業再編等を行うものについて，一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り講じているため，必要最小限の措置となっており，国民の納得できる措置として妥当である。 |



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | （免税措置の恒久化） <br> （1）エチレン等石油化学製品の製造のため消費される揮発油について は，揮発油税及び地方揮発油税を免除とする措置の恒久化を図る。 <br> （2）（1）の規定を受けて製造された石油化学製品のうち，特定石油化学製品が指定用途以外の用途に消費又は移出された場合には揮発油税法及 び地方揮発油税法が適用される。 |
| 3 | 担当部局 |  | 製造産業局化学課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 昭和32年度 創設 |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | （1）政 <br> 及 <br> 根 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> ものづくり産業におけるイノベーションの促進や，国際事業展開の支援，差別化•高付加価値化の促進，さらには安全•安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって，我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに，我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図 る。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> 石油化学製品の原料について，諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から国際的なイコール・フッティングを確保することが必要で ある。 $4-15$ <br> 原料用揮発油（ナフサ等）に対する課税状況（2009 年 8 月現在）課税対象外：米国，英国，ドイツ，フランス，イタリア，台湾，シンガポール免税：中国，韓国 <br> （出典：税理士法人プライスウォータークーパーズ及び石油化学工業協会調 ベ） |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 3．ものづくり・情報・サービス産業政策 15 ものづくり産業振興 <br> 5．エネルギー・環境政策 <br> 25 石油•天然ガス・石炭の安定供給確保 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 我が国製造業の国際競争力の強化を図るため，幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 イコール・フッティングの確保 |
|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 本税制の効果により，石油化学製品の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税が免税され，国際的なイコール・フッティング及び国際競争力の確保，石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られている。 |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 免税量 <br> 平成16年度 72，566（千 KL） <br> 平成17年度 73，652（千 KL） <br> 平成18年度 72，667（千 KL） |




租税特別措置等に係る政策の事前評価書




租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | （免税措置の恒久化） <br> 石油化学製品製造用原油（重質NGL），揮発油（ナフサ），灯油及び軽油，並びにアンモニア等の製造用液化石油ガス（LPG）で保税地域か ら引き取られるものについては，石油石炭税を免除とする措置の恒久化 を図る。 |
| 3 | 担当部局 |  | 製造産業局化学課 <br> 資源エネルギー庁資源•燃料部石油精製備蓄課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 昭和52年度 創設 <br> 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設 <br> （1年毎に免税措置を延長） <br> 昭和59年 石油化学製品等製造用輸入LPGに係る免税措置の創設 <br> （1年毎に免税措置を延長） <br> 昭和61年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPGに係る本税を2年間の免税措置として延長 <br> 昭和63年 同上 <br> 平成 2年 同上 <br> 平成 4年 同上 <br> 石油化学製品製造用輸入原油（重質NGL）に係る免税措置の創設 <br> 平成 6年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG•原油（重質NGL）に係る本税を2年間の免税措置として延長 <br> 平成 8年 同上 <br> 平成10年 同上 <br> 平成12年 同上 <br> 平成14年 同上 <br> 平成16年 同上 <br> 石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油，粗製軽油）に係る免税措置の創設 <br> 平成18年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG•原油（重質NGL）・ガスオ <br> イル（粗製灯油，粗製軽油）に係る本税を2年間の免税措置とし <br> て延長 <br> 平成20年 同上 <br> 平成22年 同上 |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> ものづくり産業におけるイノベーションの促進や，国際事業展開の支援，差別化•高付加価値化の促進，さらには安全•安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって，我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに，我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図 る。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> 石油化学製品の原料について，諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から国際的なイコール・フッティングを確保することが必要で ある。 |



|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月） <br> 本税制の効果により，石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際 の石油石炭税が免税され，国際競争力の確保及び石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月） <br> 輸入ナフサを使用する全ての石油化学企業の事業者が本措置を利用。ま た，石油化学製品を利用する中小企業にも効果が均霑している。 <br> 免税措置により石油化学産業が存立。世界に類のない石化原料課税により，石油化学産業が在立できなくなれば，本措置廃止に伴う税収見込額が，そも そも失われることに加え，石化業界約8万5千人を始め，化学関連産業の約7 O万人の雇用も脅かされる。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成20年4月～平成 25年3月） <br> 石油化学産業からの税収見込額約1兆円（平成20年度）及び石化業界約8万 5 千人，化学関連産業の約70万人の雇用の確保 |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 生産量は予め予測できないことから，補助金では予算を適切に手当てする ことは不可能であり，その他の手段での公平な措置は困難。 <br> 仮に原料に課税をされた場合，石油化学製品のサプライチェーン上には，価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し，価格転嫁は極めて困難。中小企業 をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。 <br> 石油石炭税の 2040 円／kLは，エチレン 4400 円／tのコストアップに相当し，競争力を喪失。仮に課税されれば，全体で約 500 億円の負担となり，エチレン センター全社の合計利益（ 11 社の過去 5 年平均営業利益 820 億円）の大半が喪失。 <br> 価格転嫁をしたとしても，無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置 き換わる事態が生じる。石油化学製品の下流は広範であり，製品輸入時点で課税して調整することは困難なため，原料時点での免税で措置することが妥当。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | （1）石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 <br> （2）石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 <br> （3）石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 <br> 石油化学製品の原料について課税をしない国際的なイコール・フッティング を確保するために互いに補完する役割を担っている。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | － |
| 10 | 有識者 | 見解 | － |
| 11 | 前回の後評価 | 前評価又は事実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | 免税措置の恒久化を図る。 |
| 3 | 担当部局 |  | 製造産業局鉄鋼課製鉄企画室製造産業局住宅産業窯業建材課資源エネルギー庁資源•燃料部石炭課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 平成 15 年 創設 <br> 平成17年 2年間延長 <br> 平成19年 2年間延長 <br> 平成21年 2年間延長 |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 <br> （1）政策目 <br> 及びそ <br> 根拠 |  | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 政策目的としては，ものづくり産業におけるイノベーションの促進や，国際事業展開の支援，差別化•高付加価値化の促進，さらには安全•安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって，我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに，我が国経済の活性化や国民生活の向上を図ることである。 <br> 本免税措置は，諸外国において，原料用途の石炭に対する課税がない中，鉄鋼，コークス及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除するこ とにより，（1）我が国の基盤的産業における国際的なイコールフッティング及び国際競争力を確保し，中長期的な国内投資を維持するとともに，（2）我が国製造業 の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼，コークス及びセメ ントの低廉かつ安定的な供給を通じて，我が国製造業の国際競争力強化を実現 し，我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図るものである。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> 国際的なイコールフッティングの確保， <br> 低廉かつ安定的な供給を通じた国際競争力強化の実現 |
|  | $7{ }^{7}$ 必要性 | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 3．ものづくり・情報・サービス産業政策 15 ものづくり産業振興 <br> 5．エネルギー・環境政策 <br> 25 石油•天然ガス・石炭の安定供給確保 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 諸外国において，原料用途の石炭に対する課税がない中，鉄鋼，コークス及 びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより，（1）我 が国の基盤的産業における国際的なイコールフッティング及び国際競争力を確保し，中長期的な国内投資を維持するとともに，（2）我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼，コークス及びセメントの低廉か つ安定的な供給を通じて，我が国製造業の国際競争力強化を実現し，我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図る。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 |

我が国の基盤的産業における国際的なイコ一ルフッティング及び国際競争力を確保するとともに，我が国製造業の基盤や社会資本に必要不可欠な基礎資材で ある鉄鋼，コ一クス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を確保する。

○鉄鋼について
本免税措置により，我が国の粗鋼生産量の2007年水準（1．2億トン）までの回復及び維持を実現する。ただし，製造工業の生産指数，競合関係にある中国 の粗鋼生産量を達成状況を評価する際の参考とする。

【我が国と中国，世界の粗鋼生産量について】


出典：（社）日本鉄鋼連盟「鉄鋼統計要覧」等から経済産業省作成

なお，現状は，米国の金融危機に端を発した景気後退の影響を背景として，世界全体の鋼材需要に大きく落ち込みが生じたため，我が国の粗鋼生産量も200 7年の1．2億トンから2009年は1億トンを割った水準となっているが，足下の生産動向は回復基調を見せており，本年は1億トンを越える生産ペースとなってい る。
【我が国の四半期毎鋼材需要推移】


出典：経済産業省「鉄鋼•非鉄金属•金属製品統計」等より作成




## ○鉄鋼

本免税措置により，国際的なイコールフッティングが確保されており，海外市場，国内市場双方において，我が国鋼材が競争力を有しているため，輸出量の伸び及び輸入量の低位安定が確認される。

【わが国の粗鋼生産に占める輸出入比率の推移】


出典：（社）日本鉄鋼連盟「鉄鋼統計要覧」

## ○セメント

本免税措置により，国際的なイコールフッティングが確保されており，海外市場，国内市場双方において，我がセメントが競争力を有しているため，輸出量の伸び及び輸入依存度の低位安定が確認される。

【我が国のセメント輸入依存度】
2005 年度： $1.8 \%$ ， 2006 年度： $1.8 \%$ ， 2007 年度： $1.7 \%$ ， 2008 年度： $1.8 \%$ 2009 年度：1．8\％

○コークス
本免税措置により，国際的なイコールフッティングの確保及び国内での安定的 な供給が実現されている。特に，近年では，我が国の主要コ一クス輸入元である中国からのコークス輸出量が激減しており，国内での安定的な供給の維持は，我が国製造業の発展に大きく寄与している。

《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23年4月～平成24年3月）

## ○鉄鋼

仮に，鉄鋼製造用石炭へ課税された場合，粗鋼1トン当たり500円程度の負担増と試算されるが，国内•海外双方の市場で激しい競争を行っていることから，課税負担分を全額転嫁することは困難。更に，鉄鋼業が課税負担分を吸収する ことにより，鋼材の価格競争力の喪失や，研究開発費•設備投資費の減少によ り，中長期的な技術優位性の喪失が予想される。こうした結果，我が国鋼材が市

|  |  |  | 場シェアを失い，一定の仮定を置いて試算をした結果，鉄鋼業及び関連産業の国内生産額が7，660億円，雇用者数が2．3万人，GDPが2，556億円の減少 と重大な影響が生じる可能性がある。更には，我が国鉄鋼業の国際競争力が失 われることにより，ユ一ザ一産業の競争力等への悪影響も懸念される。 <br> ○セメント <br> セメント1トン当たりの価格は1 万円程度であるが，国内産のセメントは中国•韓国からの輸入セメントと 50 円 ノ トン程度の価格差で熾烈な競争を展開してい る。主要国において，セメントの原料に使用される石炭に対する課税が行われな いまま，我が国だけが課税された場合，我が国セメントメーカーは，価格競争カ を失い，徐々に市場シェアを失い，これによって設備稼働率が低減することから，更に競争力が低下する事態も考えられる。こうした事態が継続すれば，国内に 32 カ所存在するセメントエ場も徐々に閉鎖されることも考えられ，国内でセメント製造に直接関連する雇用（現時点での業界団体推計約2万人）に影響するのみ ならず，セメントを材料とする他の多くの産業や国民生活に多大な影響を及ぼす おそれがある。中でも，生コンクリート製造業やコンクリート製品製造業は大半が価格交渉力の弱い中小企業であり影響が大きい。 <br> また，全国で発生する全ての廃棄物のうち約1割を，セメント産業は生産プロ セスの中で処理しており，各地で廃棄物処理の中核的役割を担っている。仮に， セメント産業の縮小した場合には，各地の廃棄物処理にも大きな影響を及ぼす可能性がある。 <br> ○コークス <br> 仮に課税された場合，コークス1トン当たり900円程度の負担増と試算される が，コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高いことから（約 $90 \%$ ），僅少な利幅に与える影響は非常に大きく，業界の存続問題も生じかねない。また，国際的なコークス市場においては，安価なコークスの流通が見られており，仮に 900 円増額した場合，これらコークスとの価格競争力を喪失する恐れがある。仮 に，国内コ一クス業者の存立が困難となれば，雇用（コークス業界約 2200 人及 び，関連産業約 6000 人）にも影響が及ぶ。 <br> また，課税の影響等でコークス専業者が廃業すると，我が国の基幹的産業で ある鉄鋼業における安定的なコークス調達にも大きな支障を生じかねない。 <br> 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年4月～平成2 4年3月） <br> 諸外国においては，鉄鋼，コークス及びセメント製造用の原料炭に対して，課税目的の如何に関わらず課税されていないため，本免税措置により，国際的な イコールフッティングが確保されている。また，製品価格に占める原料炭のウェイ トが大きく，石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいことから，本免税措置により，製品の低廉かつ安定的な供給が確保されている。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 諸外国においては，課税目的の如何に関わらず，原料炭に対して課税さ れておらず，国際的なイコールフッティングと国際競争力確保の観点から必要。 <br> また，我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材であ る鉄鋼，コークス及びセメントの製造に使用する石炭については， <br> （1）製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠なこと， <br> （2）他の原料による代替が事実上困難であること， <br> （3）製品価格に占めるウェイトが大きく，石炭の価格上昇が製品価格に与 |



## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 租税特別措置等の名称 |  | 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付


|  |  |  | 石油石炭税が課税されている。 <br> したがって，石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税の還付措置を講じ，輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフッティングを確保 する。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標 <br> 石油化学製品製造用ナフサ等の生産に供される原油等について，石油石炭税を還付することにより，原油等を処理して生産される原料用特定揮発油等について，輸入品との間でイコールフッティングを確保する。 |
|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 本措置により，原油等を処理して生産される国産の原料用特定揮発油等は，輸入品との間でイコール・フッティングが確保される。 |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 |  |
|  |  | （2）減収額 | 還付額 <br> 平成17年度 <br> 平成18年度 <br> 平成19年度 <br> 平成 20 年度 <br> 平成 21 年度 <br> 515 億円 <br> 474 億円 <br> 497 億円 <br> 457 億円 <br> 472 億円（見込み） |
|  |  | （3）効果ない し達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月） <br> 本措置により，石油化学製品等に供される原油等について，石油石炭税を還付することにより，原油等を処理して生産される原料用特定揮発油等について，輸入品との間でイコール・フッティングが確保される。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 20年4月～平成25年3月） <br> 本税制の効果により，石油化学製品等に供される原油等について，石油石炭税を還付することにより，原油等を処理して生産される原料用特定揮発油等について，輸入品との間でイコール・フッティングが確保さ れる。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月） <br> 石油製品は連産品であり，原油からは一定の割合でナフサ等が生産さ れる中で，仮に当該措置がない場合には，輸入ナフサ等との価格差が生 じ，国産ナフサ等の販売が困難となるため，国内企業にとって不合理な不利となり，競争力低下を招く。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成20年4月 ～平成25年3月） <br> 当該還付措置について，輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフッテ ィングに資することから，同様に有効と考えられる。 |


| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 石油化学製品製造用国産ナフサ等の生産量は予測できず，補助金では適切な資金を手当て不可能であることから，他の手段での公平な措置は困難である。 <br> また，輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフッティングという政策目的を達成するため，本措置は的確な政策手段であるとともに，課税 の公平原則の観点からも，必要最小限の特例措置である。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | ○石油化学製品原料用輸入ナフサ・ガスオイル（粗製灯油，粗製軽油） に係る関税の免税措置 <br> ○石油化学製品製造用揮発油に係る揮発油税の免税 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | － |
| 10 | 有識者の見解 |  | － |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |  | － |

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 租税特別措置等の名称 |  | 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付




租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 | 新設 |  |  |  |
|  |  | 税 | 租税特別措置等 | 対象者 | 概要 |
|  |  |  | （1）共同施設用建物等の不動産取得税の軽減 | 事業協同組合 | 事業協同組合が高度化資金の貸付けを受けて取得 した共同施設等については，不動産取得税の課税標準が軽減。 |
|  |  |  | （2）事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務 の免除 | 事業協同組合協同組合連合会 | 事業協同組合等が，独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき都道府県又は当機構から高度化資金の貸付けを受けて取得する集団化事業等の事業用の不動産で，5年以内に当該不動産を組合員 に譲渡した場合は，当該組合等の当該不動産に係 る不動産取得税の納税義務を免除。 |
|  |  | 地 | （3）共同利用機械等の固定資産税 の軽減 | 事業協同組合協同組合連合会 | 事業協同組合等が高度化資金の貸付けを受けて取得した 1 台（又は 1 基）の取得価額が 330 万円以上 （かつ，合計取得金額が 500 万円以下）の機会及び装置について，新たに固定資産税が課されることに なった年度から 3 年度分の固定資産税に限り，課税標準額が $1 / 2$ に軽減。 |
|  |  |  | （4）事業所税の非課税 | 事業協同組合協同組合連合会 | 中小企業者の連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で，中小企業基盤整備機構から貸付けを受けて設置する施設に係る事業所税を非課税とする。 |
|  |  |  | （5）高度化事業の用に供するため に土地等を譲渡 した場合の譲渡所得の特別控除 | 所有している <br> 土地を高度化事業のために譲渡した個人又は法人 | 個人又は法人が所有している土地を高度化事業の ために譲渡した場合には，所得税又は法人税の特例として，土地を譲渡した者の譲渡所得から 1,500 万円を限度として控除又は損金算入を認める。 |
|  |  | $\left\lvert\, \begin{array}{\|l\|l\|} \text { 囷 } \\ \mid \end{array}\right.$ | （6）事業用資産を買い換えた場合 の課税の特例 | 事業協同組合協同組合連合会 | 集団化事業へ参加する組合員の移転に伴い，組合員が移転前に事業を行っていた土地•建物等の譲渡 で生ずる譲渡益に対して課税の繰延べを認める。 |
|  |  |  | （7）法人税 | （独）中小企業基盤整備機構 | 中小機構が都道府県に対して行う高度化融資は， <br> 法人税法上収益事業から除外 |
|  |  |  | （8）印紙税 | （独）中小企業基盤整備機構 | 中小機構が都道府県に対して行う高度化融資に係 る文書は，印紙税法上非課税文書 |
| 3 | 担当部局 | 中小企業庁事業環境部企画課 |  |  |  |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 8 月 |  |  |  |


| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | ※現行の都道府県向けの高度化融資について措置されている税制措置と同様の措置を講じる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 新設 恒久措置（但し（6）については2年間）を要望 |
| 7 | 必要性等 | （1） <br> 政策目 <br> 及びそ <br> 根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> －高度化融資制度は，中小企業の事業環境の整備，経営基盤の強化を目的 に，個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり，独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し，事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断•助言 を行うとともに，長期•低利の融資を行っている。 <br> －今般，行政課題と密接に関連する集約化の取組において，市区町村がイニ シアティブを発揮しやすくするために，法改正により，市区町村向けの高度化融資を設け，我が国の経済活力の基盤である産業集積を維持•発展させると ともに新たな産業の集積による活性化促進を図る。 <br> －租税特別措置等により，新たな土地確保を容易にするための土地所有者へ の税負担の軽減や中小企業の移転等に伴う事業開始直後の多額の資金負担の軽減を行い，生産性の向上を図る。 |
|  |  |  | 《政策目的の根拠》 <br> －高度化融資制度は，中小企業基本法（昭和 38 年 7 月）において，「国は，中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため，中小企業者の交流又は連携の推進，中小企業者の事業の共同化のための組織の整備，中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとす る。（第 16 条）」，「国は，自然的経済的社会的条件からみて一体である地域に おいて，同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策 を講ずるものとする。（第 17 条）」を実施するものと位置づけられている。 <br> －また，独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年 12 月）では，「中小企業者に対し，他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い，又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行 うこと。（第 15 条）」と定められており，以上のとおり，高度化融資制度は政策的 に重要なものとして位置づけられている。 <br> －市区町村高度化事業の創設にあたり，法律で一定の要件を付すことを検討 している。 <br> －昭和 38 年 7 月に施行された「旧中小企業基本法」では，中小企業構造の高度化（事業の共同化，工場•店舗等の集団化等）が基本政策として位置づけら れ，高度化融資制度は，その中核的な施策であった。 <br> －平成 11 年 7 月に施行された「新中小企業基本法」においても，「中小企業構造の高度化」は「連携•共同化，集積の活性化」に概念が整理され，中小企業 の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。 <br> －昭和 42 年の「中小企業振興事業団」の設立により，当事業団が高度化制度 を都道府県と協調し，実施しており，特殊法人の見直し等による事業実施主体 の変遷はあったものの，現在においても同様の仕組みで独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている。 |




|  |  |  | O特例措置により， 75百万円の減収（5年間で103百方円の減収） <br> 《内訳》  <br> 買換特例（2 社） 45百万円 <br> 不取税の軽減 1百万円 <br> 不取税の免除 21百万円 <br> 固資産税 1百万円 <br> 事業所税 7百万円 <br> 【増収効果】 <br> ○ 高度化事業実施後5年間で，国税（法人税） 2.3 億円，地方税を 1.7 億円 （事業税 0.8 億，県民税 0.1 億，不動産取得税 0.1 億，固定資産税 0.7 億）納税 <br> 《計算根拠》 <br> 都道府県高度化の実績より試算（下記（i）$\times(\mathrm{ii}) \times(\mathrm{iii})$ ） <br> （i） 75 億円規模の団地における，事業実施後 11 年間の納税実績法人税 25.1 億円，事業税 8.3 億円，県民税 1.6 億円， <br> 不動産取得税 1.3 億円，固定資産税 8.2 億円 <br> （ii）（i）は 75 億円規模なので， 15 億円規模として $1 / 5$ とする <br> （iii）（i）は 11 年間なので， 5 年間として $5 / 11$ とする |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租稆特別措置等に よるべき妥当性等 | －高度化事業の実施にはある程度のまとまった土地を取得する必要がある が，取得できない土地が生じた場合，代替地の確保に数年を要したり，事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。租特により，地権者からの土地取得を容易とし，地域振興に貢献しつつ，産業集積の維持に寄与するものであ る。 <br> －組合員が専用利用する組合不動産は，当初組合が不動産取得税を払い，後日組合員に譲渡した場合組合員が払うことになる。現実的にはいずれも組合員が負担しているので，二重課税を防ぐ措置は必要である。 <br> －事業所税は，大都市の都市珸境の整備に必要な財源を確保するための目的税であり，中小企業の共同化等を促進する本事業は特例措置として妥当であ る。 <br> －（独）中小企業基盤整備機構が行う市区町村向け事業に対する法人税及び印紙税の非課税（本則措置）については，組合向けの非営利事業であり，必要最小限の措置となっている。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 高度化事業独自の補助金や規制等，他の支援措置や義務付け等はない。税制措置により，事業開始直後の経営が不安定となる時期に，中小企業者の経済的負担が軽減され共同事業の円滑な実施が図られることにより，前向き な投資に，より多くの資源を投入できる。 <br> また，以下のとおり，高度化事業に関する地方税及び国税の特例があるが，対象，目的が違い，役割分担がなされている。 <br> （国税） <br> －土地の譲渡所得の特別控除 <br> $\rightarrow$ 組合に用地を売却する土地の所有者に税負担を軽減することで，土地の売却の円滑化を図るもの <br> 対象者：高度化事業用に土地等を譲渡した個人•法人 <br> 対象施設：土地等 <br> －事業用資産の買い換え特例 |


|  |  | $\rightarrow$ 移転を伴う事業において，旧資産の譲渡で生ずる譲渡益に対して課税の繰延べを認めることで，組合員の生産性向上に向けた投資につなげるもの対象者：集団化事業へ参加するために移転した中小企業者 <br> 対象施設：移転に伴い譲渡した土地等，建物構築物，機械及び装置 （地方税） <br> －固定資産税の軽減 <br> $\rightarrow$ 取得した機械及び装置について新たに課されることになった年度から 3 年度分に限り $1 / 2$ に軽減し，資金繰りの安定を図るもの <br> 対象者：共同利用機械を取得した事業協同組合等 <br> 対象施設：共同利用のための機械及び装置 <br> －不動産取得税の免除•軽減 <br> $\rightarrow$ 組合不動産を取得した日から5年以内に組合員へ譲渡した場合，組合へ の不動産取得税を免除し，二重課税を防ぐもの 等 <br> 対象者：（免除）集団化事業の用に供する不動産を， 5 年以内に組合員へ譲 <br> 渡した事業協同組合等 <br> （軽減）共同施設用建物を取得した事業協同組合のみ <br> 対象施設：（免除）集団化事業の事業用の不動産 <br> （軽減）保管，生産，加工，修理又は展示の用に供する家屋 <br> 試験及び研究の用に供する家屋 <br> －事業所税の非課税 <br> $\rightarrow$ 大都市の都市環境の整備に必要な財源を確保するための目的税である が，中小企業者の事業の共同化を行い，集積の活性化に寄与する事業で あるため，高度化事業は非課税となっている。 <br> 対象者：東京都（特別区の区域），政令指定都市，人口 30 万人以上の政令 で指定する市等の事業協同組合等 <br> 対象施設：工場，研究施設，情報サ一ビス業を行う事業場，倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 高度化事業は，独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し，住工混在の解消，集積の活性化，雇用の拡大等地域施策の実現手段であ る。今般，法改正により，市区町村向けの高度化融資を設けるものである。地方公共団体が主体的に参画する地方振興策であるため，地方公共団体にお ける中小企業集積の活性化が図れる。 |
| 10 | 有識者の見解 | － |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 新規要望 |


| 1 | 政策評価の対象とした |
| :--- | :--- | :--- |
| 租税特別措置等の名称 |  | 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（中小企業高度化事業）






## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした |
| :--- | :--- | :--- |
| 租税特別措置等の名称 |  | 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減





租税特別措置等に係る政策の事前評価書



|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成20年4月～平成24年3月） <br> 当該措置が無い場合，岩石採取場の跡地処理工事費用確保のインセンテ イブ効果がなくなるとともに，工事費用が確保できなくなることから，十分な災害防止工事がなされない可能性が高くなり，政策目標の達成が一層困難とな る。 <br> したがって，本制度の延長は必要。 <br> 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：昭和62年4月～平成 23年3月） <br> これまで本制度を利用して災害防止工事を行った岩石採取跡地において災害の報告は無い。 <br> 今後も本制度を利用し，跡地整備のための資金を準備金として積立て，採取跡地の災害防止工事を確実に実施させることが望ましい。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | －採掘跡地の処理費用は，本来，事業者の責任で採掘コストに含める形で確保すべきものであることから，稼業中に当該費用の確保に努めることが重要 であり，積立金を損金扱いに出来る本制度のような税制上の支援措置が極め て効果的。 <br> －積立金の使途は，採掘跡地処理工事費に限定されており，跡地の災害防止等の重要性に鑑み，当該制度は社会的要請の高いものである。 <br> －本制度は最終的に積立金を取り崩す際に課税されるため減税とは性格が異なっており，更に岩石資源は国民生活に欠かすことのできない基礎物資（コ ンクリート用骨材，道路用路盤材，建築•装飾用材料，墓石，窯業用原料等） であり，かつ，国内で自給できる数少ない資源であるため，特に9割以上が中小企業といった業種である採石業者の安定経営を考えた場合，国民の理解を得られる必要最小限の制度である。 |
|  |  | （2）他の支援 <br> 措置や義務付け等 との役割分担 | 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。 |
|  |  | 3）地方公共団体が協力する相当性 | 岩石採掘終了後の採石場における災害（例えば，たい積場崩壊による道路 や河川の閉塞）を防止することは，地域住民の安全やライフラインの維持に直接関わることから，岩石採取計画の認可権限を有する地方自治体においても採掘跡地の処理工事が適切になされる計画を審査し認可している。 <br> 跡地処理工事が円滑になされるためには，当該費用の確保が最重要であ ることから，外部積立形式の本準備金制度により当該費用を確保できること は，地方自治体にとっても大きなメリットがある。 |
| 10 | 有識者の見解 |  | 該当なし |
| 11 | $\begin{aligned} & \text { 前回の事 } \\ & \text { 後評価の } \end{aligned}$ | 事前評価又は事 の実施時期 | 該当なし |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とし |
| :---: | :---: | :--- | :--- |
| た租税特別措置等 |  |
|  | の名称 | 特定災害準備金（露天石炭採掘災害防止準備金）


|  |  |  | より，跡地処理工事を着実に行わせることで，災害の防止 <br> 直近3力年で延べ5ヶ所の露天坑において，約 1 億円が災害防止を目的とした跡地処理にあてられている。 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 災害防止準備金の利用状況等（22 年度以降は見込み） <br> 【百万円】 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 年度 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|  |  |  | 業者数 9 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
|  |  |  | 認定件 <br> 数 12 | 12 | 11 | 11 | 14 | 16 | 16 | 16 |
|  |  |  | 積立額 79 | 94 | 129 | 131 | 146 | 276 | 319 | 386 |
|  |  |  | 取崩額 141 | 92 | 23 | 37 | 30 | 219 | 108 | 202 |
|  |  |  | 準備金 <br> 残高 1,018 | 1，020 | 1，126 | 1，220 | 1，337 | 1，393 | 1，604 | 1，789 |
|  |  |  | ※ 経済産業省調ベ <br> 《偏り・僅少について》 <br> －対象事業者は7社と僅少だが，7社全てが当該制度を利用しているため偏りはな い。 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | （2）減収額 | （単位：百万円） <br> 平成 17 年度 <br> A17．1 <br> 平成 18 年度 <br> 0． 9 <br> 平成19年度 <br> 29． 9 <br> 平成 20 年度 <br> 26． 9 <br> 平成 2 1年度 <br> 30.5 <br> 平成 2 2年度 <br> 14．2（見込み） <br> 平成 2 3年度 <br> 57． 9 <br> （見込み） <br> 平成 24 年度 <br> 51 ． 5 <br> （見込み） <br> ※ 数字根拠は経済産業省調べ。 <br> ※ 算出方法（積立額 - 取崩額）$\times$ 法人税率（大企業：法人税 $30 \%$ ，中小企業： <br> $27 \%$ ）$\times$ 黒字法人比率（ $100 \%$ ） <br> ※ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | （3）効果－ <br> 達成目 <br> 標の実 <br> 現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成4年4月～平成23年3月） <br> －本制度創設以来（平成4～平成21年度），これまで $24 ヶ$ ヶ所の露天坑が当該制度に より準備金を積立て，うち10ヶ所が採掘跡地の災害防止工事を実施している。 <br> －今後も本制度を利用し，採取跡地の災害防止工事を確実に実施する予定。 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成19年4月～平成25年3月） <br> （1）跡地処理の実績（件数•金額）及び本制度の準備金を利用している割合 <br> －直近3か年（平成19年度～平成21年度）における跡地処理の延べ件数は 20 件，実際に要した跡地処理費用は817百万円 <br> －平成19年度～21年度本準備金の取り崩し額は 90 百万円であるため，費用負担割合は $11 \%$ 。 <br> ②跡地処理に必要とされる額及び実際に積み立てられた準備金額の推移 <br> - 平成21年度末時点における本準備金認定総跡地処理費用額は 52 億円 <br> - うち平成21年度末時点の積立残高は13億円 <br> - したがって，現時点での準備金積立達成率は $25 \%$ <br> - 23年度時点での積立金残高見込みは16億円であり，積立金達成率は30\％とな |  |  |  |  |  |  |  |


|  |  | 1 | る見込み。 <br> 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年3月） <br> －当該制度を露天炭鉱事業者全社（7社）利用しているが，1社を除いて中小企業 であり，収益の中から計画的に資金を積み立てさせない場合，復元工事の着実な実施が図れないおそれがある。 <br> －従って，本制度を利用し，跡地整備のための資金を準備金として積み立てさせる ことが必要。 <br> 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成4年4月～平成25年3月） <br> －これまで本制度を利用して災害防止工事を行った露天坑跡地において災害の報告 は無い。 <br> －今後も本制度を利用し，跡地整備のための資金を準備金として積み立て採取跡地 の災害防止移行時を確実に実施させることが望ましい。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等によ るべき妥当性等 | －採掘跡地処理は，鉱業権者の義務であるとともに，採掘跡地の斜面の崩壊等の災害を防止するという公益性の観点から重要であり，施策を講じる必要がある。 <br> －露天炭鉱の採掘終了後の跡地処理には，一度に多額の費用支出を要するが，採掘終了後は鉱業権者の石炭販売収入がなくなることから，当該費用の支出に備え て採掘期間中から計画的に跡地処理の所要資金を積み立てさせることが重要であ り，本制度により，確実な復元費用の確保が可能。 <br> －跡地復元費用は，「費用収益対応の原則」から，本来，採掘を行う年度の当期収益 で負担すべきものであることに鑑みれば，鉱業権者の採掘活動の実体に応じて事業者自らが採掘期間中に，採掘跡地処理に必要な資金を確保できる本準備金制度が最も効果的であり適当。 |
|  |  | （2）他の支 <br> 援措置 <br> や義務 <br> 付け等 <br> との役 <br> 割分担 | －同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。 |
|  |  | （3）地方公 <br> 共団体 <br> が協力 <br> する相 <br> 当性 | 跡地処理工事が円滑になされることは，地域住民の安全やライフラインの維持に直接関わり，地方自治体にとっても重要。跡地処理を円滑に進めるには，当該費用 の確保が最重要であることから，外部積立形式の本準備金制度により当該費用を確保できることは，地方自治体にとっても大きなメリットがある。 |
| 10 | 有識者 |  |  |
| 11 | 前回の <br> は事後 <br> 時期 | 前評価又 <br> 価の実施 |  |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書


|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため，軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより，中小企業の経営基盤を強化し，その成長力を高め，地域経済の活性化を図り，日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 <br> 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 中小関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図り，その活性化•競争力の強化を通して，日本経済の成長に繋げる。その達成度を検討するた め，具体的には，「中小企業の資金繰り判断 BSI」（「法人企業景気予測調査」 （財務総合政策研究所））や実質 GDP の数値等を参考にする。 <br> 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 本特例による経営基盤の強化により，中小企業の資金繰りは改善の兆しが見え始めてきた。しかし，依然として厳しい状況が続いているため，本特例は，引き続き必要である。 <br> ※中小企業の資金繰り判断 BSI（「改善」一「悪化」社数構成比）（全産業•当期） <br> 平成 21 年1～3月期 $\mathbf{\Delta} 34.1$ <br> 平成 21 年 4～6月期 $\mathbf{\Delta} 27.5$ <br> 平成 21 年 7～9月期 $\mathbf{A} 25.9$ <br> 平成 21 年 $10 \sim 12$ 月期 $\mathbf{\Delta} 23.7$ <br> 平成 22 年 1～3 月期 A19．3 <br> 平成 22 年 4～6月期 A18．9 <br> （出典）「法人企業景気予測調査（平成 22 年 $4 \sim 6$ 月期調査）」（財務総合政策研究所） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 全ての中小企業者等が適用対象となる。（平成 20 年度では，資本金 1 億円未満の中小企業は，256 万 7919 社あり，そのうち $28.28 \%$ の 72 万 6325 社が利益法人。平成 21 年度以降は，経営環境の若干の改善による黒字法人比率 の増加により，平成 20 年度の数字と同程度以上となると見込まれる。） <br> ※過去 5 年間の適用件数 <br> - 平成 16 年度： 826,065 件 <br> - 平成 17 年度： 828,816 件 <br> - 平成 18 年度： 849,017 件 <br> - 平成 19 年度： 831,108 件 <br> - 平成 20 年度：726，325件 <br> （出典）「会社標本調査」（国税庁） |
|  |  | （2）減収額 | 平成 21 年度 $(22 \% \rightarrow 18 \%): 1100$ 億円 <br> 平成 22 年度 $(22 \% \rightarrow 18 \%): 914$ 億円 <br> 平成 23 年度（ $22 \% \rightarrow 11 \%$ ）： 2514 億円 <br> （出典）財務省試算より経済産業省試算 <br> ※算出方法 <br> 軽減税率対象所得見込額 $\times$（軽減税率 - 改正後の軽減税率 $)=$ 減収見込額 <br> - 軽減税率対象所得見込額：22，840億円程度 <br> - 軽減税率：18\％ <br> - 特例適用後の税率： $11 \%$ <br> - 減収見込額：A1，600億円程度 |




租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | 総額型控除上限の10\％引上げ等 |
| 3 | 担当部局 |  | 経済産業省産業技術環境局技術振興課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | - 増加型：昭和42年度創設 <br> - 中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 <br> - 特別共同試験研究に係る税額控除制度：平成5年度創設 <br> - 総額型：平成15年度創設 <br> - 高水準型：平成20年度創設 |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | －総額型（中小企業技術基盤強化税制，特別共同試験研究に係る税額控除制度含む）：期限なし <br> - 増加型：平成23年度末まで <br> - 高水準型：平成23年度末まで <br> - 経済対策部分：（総額型控除上限 $20 \% \rightarrow 30 \%$ については平成 22 年度末まで繰越期間は最長平成 24 年度末まで |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに，官民合わせた研究開発投資をGDP 比4\％以上にする。 |
|  |  |  | 《政策目的の根拠》 <br> 「2020年度までに，官民合わせた研究開発投資をGDP 比4\％以上にする。」 <br> （新成長戦略：平成22年6月18日閣議決定） |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 1．経済産業政策 <br> 02 技術革新の促進•環境整備 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》民間研究開発投資の対GDP比率を，主要先進諸国の中で最高水準に維持 する。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 |
|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより，国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。 |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | －利用実績（うち，税法上の中小企業分） <br> 平成 19 年度 8,479 事業年度（ 5,747 事業年度） <br> 平成20年度 7，912事業年度（4，657事業年度） |



| 日本 | 2.40 | 2.38 | 2.54 | 2.63 | 2.6 |
| :--- | :---: | ---: | ---: | ---: | :--- |
| 中国 | .7 | 0.82 | 0.91 | 1.01 | 1.07 |
| 韓国 | 2.00 | 2.18 | 2.29 | 2.49 | 2.65 |
| アメリカ | 1.84 | 1.79 | 1.83 | 1.89 | 1.93 |
| イギリス | 1.11 | 1.06 | 1.06 | 1.08 | 1.15 |
| カナダ | 1.16 | 1.19 | 1.15 | 1.11 | 1.05 |
| ロシア | 0.87 | 0.88 | 0.79 | 0.73 | 0.72 |
| フランス | 1.36 | 1.36 | 1.30 | 1.32 | 1.31 |
| ドイツ | 1.76 | 1.74 | 1.72 | 1.77 | 1.77 |
| イタリア | 0.52 | 0.2 | 0. | 055 | 0.55 |

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2009／01」

《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対
象期間：平成22年度～平成31年度）
平成22年度の減税試算額における，総額型控除上限の引上げ効果：
406億円程度
$\downarrow$
後述する研究開発税制による経済波及効果試算に基づき，平成22年度に総額型控除上限を $10 \%$ 引き上げなかった場合におけるGDPの押し下げ効果 （平成22年度～平成31年度の累計）を減税額割合で按分して試算：
約2，213億円（うち中小企業分：223億円）

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年度～平成3 1年度）

経済波及効果の試算（※8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収デ ータに基づく）

【（1）総額型•（2）特別試験研究税制•（3）中小企業技術基盤強化税制（控除限度額20\％）】

## －減税による研究開発投資の押上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果（平成 22 年度経産省実施，以下，「利用実態調査」）及び中小企業試験研究税制利用実態等調査（平成 22 年度中企庁実施）を基に，平成 22 年度 1 年間の減税による研究開発投資押上 げ効果を次のとおり試算。
（1）平成22年度減収額 1，712億円（財務省試算）
（2）平成22年度減収額1．08億円（財務省試算）
（3）平成22年度減収額 153．87億円（財務省試算）
$\downarrow$（1）•（2）研究開発税制による研究開発投資押上げ効果：1．38倍
$\downarrow$（3）中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果：1．7 0倍
（1）研究開発投資押上げ額2，362億円（1，712 億円 $\times 1.38$ ）
（2）研究開発投資押上げ額：1．49億円（1．08 億円 $\times 1.38$ ）
－減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算
上記基に，押し上げられた研究開発投資中長期的に及ぼす GDP 押上げ効果を，マクロモデル（平成 16 年度経産省委託事業により構築したマクロ モデルのデータを，平成 22 年度経産省調査等を基に最新化して利用）に より次のとおり試算。
（1）研究開発投資押上げ額：1，712億円
$\downarrow$ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算）
－平成22年度の研究開発税制による減税が，平成22年度～平成31年度 までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果：

約9，146億円
同様の計算により，平成22年度～平成31年度までの10年間におけるGD P押上げ効果は以下のとおり。
（2）：約60億円
（3）：約1，015億円
【（4）経済対策（総額型等控除上限の $10 \%$ 引上げ）部分】
上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を，利用実態調査で得 られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。
－平成22年度減収額（大企業分）：372億円（財務省試算を基にした経産省試算）
－平成22年度減収額（中小企業分）：34億円（財務省試算を基にした経産省試算）
$\downarrow$
－10年間（平成 $22 \sim 31$ 年度）累計のGDP押上げ効果（大企業分）：約1，9 90億円
－10年間（平成 $22 \sim 31$ 年度）類型のGDP押上げ効果（中小企業分）：約22 3億円

## 【（5）増加型•（6）高水準型】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を，利用実態調査で得 られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。
（5）増加型（大企業分）のGDP押上げ効果

- 平成22年度減収額：62．76億円（財務省試算）
- 10年間（平成 $22 \sim 31$ 年度）累計で約 336 億円
（5）増加型（中小企業分）のGDP押上げ効果
- 平成22年度減収額：3．01億円（財務省試算）
- 10年間（平成 $22 \sim 31$ 年度）累計で約 20 億円
（6）高水準型のGDP押上げ効果
－平成22年度減収額：19．08億円（財務省試算）

|  |  |  | －10年間（平成 $22 \sim 31$ 年度）累計で約103億円 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | －我が国においては， <br> （1）企業が実施する研究開発費は，国全体の研究開発費総額に占める割合 が高く（ $72.5 \%$ 。 韓国に次いで2番目）， <br> （2）企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い（ $98.5 \%$ ）， <br> （3）政府による企業への直接支援が少ない（ $0.9 \%$ ，主要国中最低）。 <br> －すなわち，我が国のイノベーションは，企業が牽引しており，かつ，企業が自 らの負担で推進していることから，企業の創意工夫ある自主的な研究開発 を促進することが，成長力•国際競争力強化の観点から極めて重要。 <br> －研究開発税制は，企業の法人税額負担を減少させることにより，創意工夫 あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり，妥当性があると言える。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | －予算上の措置（補助金）は，それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及 び研究テーマ等を設定することで，より特定された分野又は研究開発段階 における成果の獲得を目指す制度であり，民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 <br> －また，諸外国においても，民間研究開発投資に対し，予算•税制両面から積極的な支援が行われている。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | － |
| 10 有識者の見解 | 有識者の見解 |  | － |
| 11 | 前回の後評価 | 前評価又は事実施時期 | － |


| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 技術研究組合の所得計算の特例 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | 技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し1円まで圧縮記帳をした場合には減額した金額を損金に算入する措置の 2 年間の延長 |
| 3 | 担当部局 |  | 産業技術環境局 技術振興課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 昭和 36 年度 創設 <br> 昭和55年度昭和 60 年度昭和 62 年度平成 元年度平成 3 年度平成 5 年度平成 7 年度平成 9 年度平成11年度平成 13 年度平成15年度平成17年度平成19年度平成 21 年度 適用期限延長（ 2 年間）［平成 21 年 6 月，鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正］ |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間） |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的 <br> 及びその <br> 根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 本税制は，試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり，オープンイノベーションの促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> ○新成長戦略（平成22年6月閣議決定） <br> 「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討•実施する。これらの施策を進めるに当た り，…オープン・イノベーションの実現に向けた科学•技術・イノベーシ ヨンシステムを構築する。」 <br> ○第3期科学技術基本計画（平成18～22年度）（平成18年3月閣議決定） <br> 「国としても，…研究開発活動促進に資する税制措置の活用••・を図る。」 |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 1．経済産業政策 <br> 02 技術革新の促進•環境整備 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 1組合当たり，当面2年間で事業費である研究開発費を増加させる |



|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（平成 21～24年度） <br> 租税特別措置が延長されない場合，技術研究組合を活用した設備投資が減少し，あるいは，技術研究組合の新設件数が減少し，研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。 <br> 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成20～30年度） <br> ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果 を試算した場合，減税額の約1．57倍となる。 <br> ※経済産業省アンケート調査（H22 年度）における，各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。 <br> ○技術研究組合の所得計算の特例の GDP 押し上げ額をマクロモデル により試算すると，平成20年度の単年度の減税（1，243百万円）に より，10年間累計で約91億円のGDP 押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に，減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は，資金面•財務面の制約を緩和しつつ，民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。 <br> なお，技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については，租税特別措置ではなく，法人税法本則上（法人税法第46条）で，本特例 と同じ措置が認められている。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 予算上の措置は，それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで，より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度。民間の創意エ夫に基づく自主的な研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | － |
| 10 | 有識者の見解 |  | － |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |  | － |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）の改正に伴う登録免許税の所要の措置 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | ＜制度概要＞ <br> 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」。）に基づく認定事業再構築計画，認定経営資源再活用計画，認定経営資源融合計画，認定資源生産性革新計画に従って，会社の設立，増資等を行う場合に登録免許税の税率を以下のとおり軽減する。 |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 租税特別措置法第80条第1項 | 措置の内 |  | $\begin{gathered} \text { 通常の } \\ \text { 税率 } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 厓活法 } \\ & \text { の特例 } \end{aligned}$ | 軽減率 |
|  |  |  | 1号 | 会社の設立，資本金の墳 |  | 0．7\％ | 0．35\％ | 0．35\％ |
|  |  |  | 2号 | 合併 |  | 0．15\％ | 0．1\％ | 0．05\％ |
|  |  |  | （括弧書きの部分） | （資本金が増加する場合 | 合併） | 0．7\％ | 0．35\％ | 0．35\％ |
|  |  |  | 3号 | 分割 |  | 0．15\％ | 0．1\％ | 0．05\％ |
|  |  |  | （括弧書きの部分） | （資本金が増加する場合 | 分割） | 0．7\％ | 0．35\％ | 0．35\％ |
|  |  |  |  | 不動産の所有権の取得 | 土地 | 2．0\％ | 1．6\％ | 0．4\％ |
|  |  |  | 4号（売買） | 不動產の所有権の取得 | 建物 | 2．0\％ | 1．6\％ | 0．4\％ |
|  |  |  |  | 船舶の所有権の取得 |  | 2．8\％ | 2．3\％ | 0．5\％ |
|  |  |  |  | 合併時 | 不動産 | 0．4\％ | 0．2\％ | 0．2\％ |
|  |  |  | 5号 |  | 船舶 | 0．4\％ | 0．3\％ | 0．1\％ |
|  |  |  |  | 分割時 | 不動産 | 0．8\％ | 0．2\％ | 0．6\％ |
|  |  |  |  |  | 船舶 | 2．8\％ | 1．2\％ | 1．6\％ |
|  |  |  | ＜要望の内容＞ <br> 現在，産活法来と差が生じる | 一部改正を検討中。 とのないよう， | 正後も <br> 要の措 | 面の取 <br> 講じる | 扱いにつ | いて，従 |
| 3 | 担当部局 |  | 経済産業政策局産業再生課 |  |  |  |  |  |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |  |  |  |  |  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 平成11年度 創設 <br> 平成12年度 税率の引き下げ <br> 平成13年度 2 年間延長 <br> 平成15年度 5 年間延長 <br> 平成18年度 2 年間延長 <br> 平成20年度 2 年間延長 <br> 平成 21 年度 1 年間延長，拡充平成22年度 2 年間延長 |  |  |  |  |  |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 平成22年4月～平成24年3月（現行適用期間） |  |  |  |  |  |
| 7 | 必要性 （1）政策目的  <br> 等 及びその  <br>    <br>   根拠 <br>    <br>    |  | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し，企業全体の生産性を向上させるとともに，オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより，我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また，構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により，我が国の資源生産性の向上を図り，持続的•安定的な経済成長の実現を目指す。 |  |  |  |  |  |



|  |  | 向上率と比較した場合に高く，政策目的の達成に大きく寄与している。 |
| :---: | :---: | :---: |
| 8 有効性等 | （1）適用数等 <br> （2）減収額 <br> （3）効果•達成目標の実現状況 | 【本措置を利用した計画の認定件数】 <br> （単位：件） <br> 【適用件数】 <br> 出所：法務省「登記統計」 <br> ※現在検討中の産活法の一部改正後も，本措置の適用対象計画について従来と差が生じることのないよう手当することにより，法改正による適用数等の変化はないと考えられる。 |
|  |  | 【減収額】 <br> （単位：百万円） <br> 出所：産活法に基づく提出資料 <br> ※現在検討中の産活法の一部改正後も，本措置の適用対象計画について従来と差が生じることのないよう手当することにより，法改正による減収額の増減 はないと考えられる。 |
|  |  | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成24年3月） <br> 産活法を創設した平成11年度以降，組織再編や事業再編が促進され我が国のROA 及びROE は改善してきたが，平成 20 年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。 <br> 現在検討中の産活法の一部改正により，抜本的な企業再編•事業再編をよ り円滑化することで，本措置を活用する企業のROE，ROA の一層の向上を図 り，政策目的の実現を図っていく。 <br> （法人企業統計調査（財務省）） <br> （1）資産経常利益率（ROA）の実績 <br> 【制度創設】平成 11 年度： $2.1 \% \rightarrow$ 平成 20 年度： $2.5 \%$ <br> （2）自己資本当期純利益率（ROE）の実績 <br> 【制度創設】平成 11 年度： $0.8 \% \rightarrow$ 平成 20 年度： $1.6 \%$ |


$\left.\begin{array}{|l|l|l:l|l|}\hline & & \text {（2）} & \text { 他の支援 } \\ \text { 措置や義 } \\ \text { 務付け等 } \\ \text { との役割 }\end{array}\right)$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 租税特別措置等の名称 | | 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法等に基づく不軽減措置の産 |
| :--- |
| 2 |




|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成15年4月～平成25年3月） <br> 本措置の活用計画では，事業の譲渡企業が民事再生中の案件や債務超過の状況に陥っているなど，再生局面で行われる事業譲渡が9割以上であり，仮に本措置が延長されなかった場合には，こうした再生局面における事業譲渡が行われにくくなり，事業の継続やそれに伴う従業員の雇用の確保等が難 しくなることが想定される。 <br> 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成15年4月～平成 25年3月） <br> これまで本措置を活用した計画のうち，約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成しており，全体として税収の増大，雇用が確保され ている。特に雇用維持効果のインパクトは大きく，本措置を契機とした事業譲渡により本来であれば失われていた経営資源が有効されることで，数百名単位の雇用が維持されたケースもあり，税収減額に比してその効果は高いと言 える。 <br> 今後とも認定基準に基づき，事業者の抜本的な計画に対し支援を行うこと により，税収の拡大，雇用の確保が引き続き期待される。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 企業が行う行為には様々なものがあり得るが，本措置は，極めて限定した抜本的な行為に着目し支援を講じている。これらの行為の重要性は，業種，企業規模によらず等しいものであり，また，経済環境など様々な要因によりその件数は変化しうるものであるために，補助金よりも税制支援が適している。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 他の類似の制度は存在しない。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 事業の再編にかかるコスト軽減措置は地方税でも支援が必要。 <br> なお，本法律に基づく生産性向上支援は，国全体で一丸となって取り組む べき課題であり，また，事業譲渡は地域経済に大きな影響を与える再生局面 の案件も多いことから，地方自治体にも協力を求めることが適当。 |
| 10 有識者の見解 |  |  |  |
| 11 | 前回の後評価 | 前評価又は事実施時期 |  |

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | グリーン投資減税（旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制） |
| :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 | （1）制度のコンセプト <br> エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のため には，需要•供給両面において，エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エ ネルギ一導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため，（1）今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに，（2）投資意欲のある企業に対し，税額控除，特別償却の選択適用を可能とすることにより，裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や，再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要。 <br> 新成長戦略の観点からも，特に成長•競争を促すべき最先端の機器•技術等 については，支援措置の深掘り・重点化が重要である。 <br> こうした観点から，新たな投資促進税制を創設し，環境エネルギー産業•市場の成長といった好循環を形成し，世界をリードする低炭素成長社会を実現 する。 <br> （2）対象者 <br> 青色申告書を提出する法人又は個人のうち，対象設備（エネルギー起源CO 2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備）に対する投資を実施した者 <br> （3）対象設備 <br> エネルギー基本計画においては，産業，運輸，業務部門のそれぞれについ てCO2削減目標が示されている。本税制は，その目標達成を通じてエネルギ一の環境への適合を図るべく，部門ごとに対象設備を設定する。その際，各部門に共通して，（1）個々の設備ごとに i ）エネルギーの使用の合理化に著しく資 すること，又は ii ）使用に際してのエネルギーの消費に係るCO2排出量が著し く低いことを要件とし，かつ，（2）当該設備を本税制措置の対象とすることによ り，相当程度の需要の増大が見込まれるため，エネルギー起源CO2排出量 の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化する。 <br> また，再生可能エネルギーの導入拡大を図るため，上記とは別に再生可能 エネルギ一利用設備を対象とする。 <br> （4）措置の内容 <br> 政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであっ て，相当程度の効果（エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギ一導入拡大）が見込まれる設備•機器を取得し，その後1年以内に事業の用を供した場合に，次のいずれかー方を選択し，税制優遇を受けられるものとす る。 <br> （1）普通償却に加えて，基準取得額の 40\％相当額を限度として償却できる特別償却 <br> （2）中小企業者に限り，基準取得価額の $7 \%$ 相当額の税額控除。ただし，その限度控除額がその事業年度の法人税額の $20 \%$ 相当額を超える場合には，そ の $20 \%$ 相当額を限度とする。 <br> （5）措置期間 <br> 企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し，特に本税制の対象設備に関しては，意思決定から導入までにさらに長期間を有することから，投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。 |
| 3 | 担当部局 | 資源エネルギー庁総合政策課調査広報室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年 8 月 |



|  |  | 1 | （業務部門） 3.6 百万トン <br> 再生可能エネルギ一導入拡大効果：1．5百万 kI（原油換算） <br> 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> - エネルギ一起源CO2排出量削減量 <br> - 再生可能エネルギー導入量 <br> 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> ＜平成 23 年度から平成 25 年度におけるエネルギー起源CO2排出削減効果 $>$ <br> （産業部門）12．2百万トン <br> ※2030年には90年比 $27 \%$ のCO2削減を目標としているところ，上記は 90 年排出量の $2 \%$ に相当。 <br> （運輸部門） 1.1 百万トン <br> ※2030年には90年比 $29 \%$ のCO2削減を目標としているところ，上記は 90 年排出量の $0.5 \%$ に相当。 <br> （業務部門） 3.6 百万トン <br> ※2030年には90年比37\％のCO2削減を目標としているところ，上記は90年排出量の $2 \%$ に相当。 <br> ＜平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギ一導入見込み＞ 1.5 百万 kl（原油換算） <br> ※08年の再生可能エネルギ一量の $1 \%$ に相当。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 適用事業者数（見込み） <br> 平成 23 年度 のベ 67，000 <br> 産業部門：32，000 <br> 運輸部門：17，000 <br> 業務部門：17，000 <br> 再生可能エネルギ一部門：1，000 <br> ※経済産業省ヒアリング調査を基に推計 <br> ※業種，事業規模を問わず，幅広い事業者による適用が見込まれる。 |
|  |  | （2）減収額 | 平成 23 年度 40，340 百万円 |
|  |  | （3）効果ない し達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》 <br> 今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確 に提示するとともに，投資意欲のある企業に対し，税額控除，特別償却の選択適用を可能とすることにより，省エネ・低炭素設備に対する投資が加速化され る。そうして省エネ・低炭素設備の普及が拡大することにより，エネルギ一起源 CO2の削減，すなわちエネルギーの環境への適合に資する。 <br> また，省エネ設備の導入拡大によりエネルギーの使用合理化が進み，再生可能エネルギ一利用設備の導入拡大によりエネルギ一源が多様化することか ら，エネルギーの安定供給の確保に資する。 <br> さらに，省エネ・低炭素設備に対する投資が促進されることから，環境エネ ルギ一産業•市場の成長に資する。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 23 年度 ～平成 25 年度） <br> 対象設備の普及拡大により，以下の目標を実現する。 <br> エネルギー起源CO2排出量削減効果： <br> （産業部門） 12.2 百万トン <br> （運輸部門） 1.1 百万トン |


|  |  |  | （業務部門） 3.6 百万トン再生可能エネルギー導入拡大効果： 1.5 百万 kl （原油換算） ※本税制措置が講じられたと仮定して平成23年から25年に導入されることが見込まれる対象設備の台数と，設備当たりのCO2削減効果（再生可能エネル ギー導入効果）から試算。 <br> 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 25 年度） <br> 本税制が新設されなかった場合，対象設備の導入が進まないため，上記の目標数値は，以下のように限定的となる見込み。 <br> エネルギー起源CO2排出量削減効果： <br> （産業部門） 2.0 百万トン <br> （運輸部門） 0.3 百万トン <br> （業務部門） 1.3 百万トン <br> 再生可能エネルギー導入拡大効果： 0.3 kl （原油換算） <br> 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 25 年度） <br> 上記のように，本税制により，省エネ・低炭素設備の普及が加速的に拡大す ることにより，相当程度の相当程度のCO2排出削減効果及び再生可能エネ ルギー導入拡大効果が見込まれる。これにより，（1）エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合，（2）エネルギーの使用合理化やエ ネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保，（3）環境エネルギー産業•市場の成長という本税制の政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため，税収減を十分に是認できると考 えられる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租稆特另 <br> 措置等に <br> よるべき <br> 妥当性等 | エネルギー基本計画においては，「本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性•緊要性が位置づけられるものについては，規制•予算•税制•金融措置などの政策を総動員し，最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である」とされてい る。 <br> 本税制は，（1）個々の設備の性能要件を設け，エネルギーの使用の合理化に著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加え，（2）本税制措置の対象とする ことにより，相当程度の需要の増大が見込まれるため，エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化す ることとしている。このように，政策目的に照らして効果の高い設備に支援対象 を重点化し，必要最小限の国民負担で最大限の効果が得られるようにしてい る。 <br> また，予算上の措置は，本税制の対象設備と比して，より先端的な実証段階 にある設備の導入支援，並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発 を推進するための措置とし，これに対して，本税制措置は，導入段階にありな がらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うこととしている。このようにポリシーミックスを構築し，重複のな い，かつ，連続した施策手段を講じている。 |
|  |  | （2）：他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | －省エネ関連•新エネ関連の予算上の措置との関係 <br> 予算上の措置については，本税制の対象設備と比較して，（1）より先端的な実証段階にある設備の導入支援，（2）長期的な視点から重要な役割を担う技術開発や実証実験，等を推進するための措置として整理できる。 <br> （産業部門） <br> ○グリーン投資減税 |

市場導入が進みつつあるものであって，相当程度の効果が見込まれ，その普及を促進するもの。
○エネルギ一使用合理化支援事業者支援補助
将来的に技術の普及性が見込まれる先端的な省エネ技術•設備の導入を支援するもの。
○省エネ財政投融資
市場への導入が進みつつあるものであって，中小企業への導入支援の重点化が必要なもの。
○低炭素投資促進法（リース保険）
市場への導入が進みつつあるものの，市場形成が不十分な設備について，広 く薄く支援することで，その普及を促進するもの。
（新エネルギ一部門）

## ○グリーン投資減税

キャッシュフローの改善による初期投資の軽減（特別償却）。初期投資コストの低減により，導入対象の裾野を広げるとともに，補助金の動向次第では（下記参照），投資の前倒し・加速化を進めていく役割は今後高まっていくものと思わ れる。
○固定価格買取制度
現在太陽光発電余剰買取に限定。現在検討中の全量固定価格買取制度につ いては，事業期間全体での収入の押し上げによって，事業そのものの経済性向上を図ることを目的とするもの（ランニングコストの軽減）。
○新エネルギ一等事業者支援補助金
初期投資に係るイニシャルコストを軽減させる。上記全量固定価格買取制度 の施行に合わせて，対象の見直し等を検討中。
○太陽光発電設備に係る課税標準の特例
太陽光発電設備設置者の維持費用の軽減を図るもの。

■エコカ一補助金・エコカ一税制等自動車支援措置との関係
補助制度は，裾野の広い自動車産業の活性化が景気の早期回復のためにも不可欠との観点で，主に一般消費者を対象に，環境性能の良い新車の購入を促進するものである。これに対して，本税制措置は，主に事業者への支援を企図するものである。また，導入段階にありながらも十分に普及していない設備• システムについて導入支援を行うものである。

○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業（CEV補助金）
本格的に市場投入されるクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るも の。
○環境対応社普及促進対策費補助金（エコカ—補助金）
環境性能のよい新車の買い換え・購入を促進することにより，環境対策と景気対策の実現を図るもの。
○自動車重量税•自動車取得税の時限的減免（エコカー減税）
自動車需要の急激な落ち込み等の景気動向を踏まえた内需振興と環境対策 を図ることを目的に，3年間の時限措置をして実施するもの。
○自動車税グリーン税制
ユーザーの低公害車取得意欲及び企業の開発意欲双方を刺激し，環境性能に優れた自動車の加速度的な普及を図るもの。
○燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置
低公害車の普及促進を図るうえで，燃料供給設備の整備が必要不可欠なため，設置

|  |  | 者の維持費用の軽減を図るもの。 <br> ○財投貸付（NOx•PM法関連） <br> 中小企業等に対して，低利融資による経済的支援を行うことにより，低公害車の普及促進を図るもの。 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保を実現すること は，地方公共団体の活動にも不可欠であり，また，本税制により地方公共団体においても省エネ設備等への投資が促進され，地域経済活性化に資するこ とから，地方公共団体にとってもメリットのあるものである。 |
| 10 | 有識者の見解 | － |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書






|  |  | また，平成 19 年度から取組を開始した基本計画を中心に，税制適用により立地した企業に牽引されて，（1）基本計画地域内に関連•下請け企業が立地し た，（2）既存工場に能力増強の設備投資が行われた，（3）地場企業の受注が増加した，等の具体的な事例が複数報告されている。 <br> 以上のように，本税制適用による直接的な設備投資促進効果に加え，基本計画地域内への波及効果も確認されており，今後本格的に全国で税制が利用されることにより，産業集積形成促進に対する大きな効果が期待される。 |
| :---: | :---: | :---: |
| 9 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 本税制は，一定規模の設備投資を行う事業者に対し，キャッシュフローの増加という立地選定への直接的なインセンティブを与えるものであり，企業立地 の促進により産業集積を形成•活性化し，地域経済の基盤を強化するという政策目的の達成のために有効な措置である。 <br> 主に，基本計画における産業集積の中核をなす企業の設備投資を促進す ることを目的として投資規模等を限定しているが，制度趣旨通りに投資単価の高い設備投資を計画する事業者が税制を活用する一定のインセンティブとな っており，相応の経済効果も認められる。また，法施行以降，概ね 5 年間の計画期間が到来した基本計画は未だなく，まさに今後 2 年間が最も活用が進む時期と見込まれる。 |
|  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | ○企業立地促進法に基づく支援措置との関係 <br> 企業立地促進法における基本計画に基づく支援措置としては，本税制の他，補助事業，地方税に対する減収補てん措置，財投融資とがあるが，それ ぞれ下記のような目的の役割にて補完しあい相乗効果を発揮している。 <br> －企業立地促進法関連補助事業は，企業誘致活動等にかかる人材育成支援や共用施設整備補助により，主に地域が実施する事業環境整備の取組 を支援するものであり，企業立地計画申請企業を間接的に支援する施策で ある。 <br> －地方税（固定資産税，不動産取得税）の減収補てん措置については，財政力指数が一定未満の自治体が対象となっており，財政支援余力に劣る自治体が産業集積を形成するために，他の自治体並みの支援施策を実行で きるよう国が間接支援するものである。 <br> －財政投融資措置は，基本計画内の産業集積に進出する中小企業者に対 する政府系金融機関による低利融資の実行であり，資金繰りの安定が課題 とされる中小企業者が，企業立地に係る設備投資を行う際に長期的な資金繰りを支援するものである。本税制は，設備投資実施直後のキャッシュフロ一増加をインセンティブとして一定規模以上の投資を行う企業の立地選定 に直接的に働きかける効果があり，低利融資制度は資金繰り支援により，形成された産業集積への多数の中小企業の進出を促す効果がある。中小規模の事業者数が多いことから，企業立地促進法関連施策の中では低利融資制度の利用件数が最も多くなっているが，税制適用の平均設備投資単価が 2,243 百万円（実績累計平均）であるのに対し，財政投融資の融資実 |


|  |  | 行単価は109百援施策として相乗 <br> ＜財投制度利用 | 円／件（実績累果を発揮してい績＞ | 平均）と少額であ ことが伺える。 | それぞれ異なる支 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\square$ | 年 度 | H20 実績 | H21 実績 | 累 計 |
|  | $\square$ | 財投利用件数 | 130 件 | 202 件 | 332 件 |
|  | － | 利用総額 | 12，855 百万円 | 23，376 百万円 | 36，231 百万円 |
|  |  | 平均単価 | 98 百万円 | 115 百万円 | 109 百万円 |
|  |  | 年 度 | H20 実績 | H21 予定 |  |
|  |  | 地方税利用件数 | 32 件 | 133 件 |  |
|  | （3）地方公共   <br>  団体が協 <br> 力する相 <br>  <br>  当性 | － |  |  |  |
| 10 | 有識者の見解 | － |  |  |  |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | － |  |  |  |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 租税特別措置等の名称 |  |$\quad$| 中小企業等基盤強化税制（経営革新計画） |
| :--- |
|  |


|  |  | 資の初期負担は重いことから，経営革新の目標を達成させるためには，これら の負担を軽減させることが必要不可欠である。 <br> そこで，本租税特別措置等により，設備投資初年度の負担軽減による資金繰りの緩和，償却費用の前倒しによる投資資金の早期回収を図り，中小企業者の積極的な設備投資を促進させ，中小企業者の成長•発展を通じ，我が国経済の活性化を図る。 <br> 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 本租税特別措置の目的は，経営革新制度で定められた測定指標を達成さ せることであるため，付加価値額等の年率3\％以上の向上を達成とする。 <br> 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 設備投資は，生産性の向上につながり，売上高の増加が見込まれることか ら，本租税特別措置の目標である，付加価値額の増加に寄与するものであ る。 <br> 本租税特別措置を利用し，平成 20 年 10 月から平成 21 年 9 月に計画を終了した企業の付加価値額を計算すると，経営革新計画実施前と比べて付加価値額は 28 社で計約 700 百万円増加している |
| :---: | :---: | :---: |
| 8 有効性等 | （1）適用数等 |  17 年度 18 年度 19 年度 20 年度 21 年度 22 年度 <br> （見込み） <br> 適用件数 57 件 68 件 84 件 50 件 22 件 56 件 <br> ※ 経済産業省試算（件数は，計画の承認を受けた中小企業者に対するアンケート調査（各都道府県が実施）により利用の確認できた件数） <br> 22 年度件数見込み（中小企業庁試算） <br> 年間承認件数 $\times$ 特別償却利用率 $\begin{array}{cccc} 4,615 & \times & 0.17 \% & =8 \text { 件 } \cdots \text { (1) } \\ \text { 年間承認件数 } & \times & \text { 税額控除利用率 } & \\ 4,615 & \times & 1.05 \% & \\ 48 & \text { 件 } \cdots \text { (2) } \end{array}$ <br> （1）+ （2） $8 \text { 件 }+48 \text { 件 }=56 \text { 件 }$ <br> ※年 間 承認件数：平成 17 年度から平成 21 年度の承認件数の平均 ※特別償却利用率：平成 17 年度から平成 21 年度における利用率 ※税額控除利用率：平成 17 年度から平成 21 年度における利用率 <br> 件数は，中小企業投資促進税制と重複しない本租税特別措置の実質拡張部分の対象となる経営革新承認企業（資本金 1 億円超（税額控除について は，資本金 3,000 万超））が利用した件数である。 <br> また，近年（平成 17 年度～平成 21 年度）の経営革新の承認件数は，年間 4,600 件程度であり，そのうち本租税特別措置の実質的拡張部分の対象とな る資本金1億円超の中小企業者および設備投資を行う可能性のある業種（製造業，建設業，卸売•小売業，運輸業）の件数を踏まえれば，想定外に僅少で はない。 <br> 実質的拡張部分の件数（中小企業庁試算） <br> 年間承認件数 $\times$ 資本金 1 億円超の割合 $4,615 \times 15.7 \% \quad=725 \text { 件 }$ <br> ※年間承認件数：平成 17 年度～平成 21 年度の承認件数の平均 |


|  |  | ※資本金 1 億円超の割合：平成 20 年度と平成 21 年度における割合 ※業種の割合：平成 19 年度から平成 21 年度における割合 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）減収額 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 17 年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21 年度 | 22年度 <br> （見込み） |
|  |  | 減収額 | 3.6 億円 | 4.4 億円 | 5.1 億円 | 4.6 億円 | 1.2 億円 | 4，2 億円 |
|  |  | 22 年度減収額見込み（中小企業庁試算） <br> 22 年度特別償却利用見込み $\times$ 特別償却実施額 $\times$ 法人税率 <br> （資本金 1 億円超） <br> 8 件 $\times 68,269$ 千円 $\times 30 \%$ $=163,846 \text { 千円 } \cdots \text { (1) }$ <br> 22 年度税額控除利用見込み $\times$ 税額控除実施額 $48 \text { 件 } \quad \times \quad 5,328 \text { 千円 }=255,744 \text { 千円 } \cdots \text { (2) }$ <br> （1）+ （2） <br> 163,846 千円 $+255,744$ 千円 $=419,590$ 千円 <br> ※特別償却実施額：平成 17 年度から平成 21 年度における平均額 <br> ※税額控除実施額 ：平成 17 年度から平成 21 年度における平均額 |  |  |  |  |  |  |
|  | （3）効果•達成 <br> 目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年4月～平成22年3月）過去5年間の目標を達成した企業の割合は，以下のとおりとなっている。 <br> ○達成目標の実現状況 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 17 年 |  |  | 年度 | 20年度 | 21年度 |
|  |  | 適用件数 | 57．3\％ | 59.0 |  |  | 53．2\％ | 47．2\％ |
|  |  | ※経営革新計 <br> 出典：経産省 <br> 経営革新計 <br> り，近年は年間 <br> の約6割が，終 <br> 値額または一 | 計画終了 <br> 十画の承 <br> 間 4，600 <br> 経営革新 <br> 人当たり | に年3\％以 <br> 業調査」 <br> 件数は， <br> が承認さ <br> の目標達 <br> 付加価値 | 上の付加伍 <br> 平成 21 年 れている。成の指標と額の向上」 | 値額等の伸 <br> 度末までで <br> また，承認 <br> している「 <br> 達成して | 伸びがあった <br> で約4万1干 <br> 経営革新 <br> 「年率 $3 \%$ <br> ている。 | 企業の割合。 <br> 件となってお十画終了企業上の付加価 |


|  |  |  | 《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 21年4月～平成22年3月） <br> 経営革新計画の承認件数は，平成 21 年度末までで約 4 万 1 千件となってお り，近年は年間 4,600 件が承認されている。また，承認経営革新計画終了企業 の約6割が，経営革新の目標達成の指標としている「年率 $3 \%$ 以上の付加価値額または一人当たり付加価値額の向上」を達成している。 <br> なお，目標が達成できなかった4割の企業の要因としては，中小企業者は外部の環境変化（外的要因）に影響を受けやすく，特にリーマン・ショック以降 の需要•受注量の減少，販売単価減・コスト削減等による売上不振，資源価格•仕入価格の高騰などによるものである。また，このような外部環境の直接的な影響となったもののほかに，新規の販路開拓や技術開発が予定通りでき なかったなど，外部環境の影響を起因とした間接的な要因もある。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 21 年 4 月～平成 25 年3月） <br> 平成17年度から平成 21 年度の 1 社あたりの平均減収額は約 670 万円で あり，当該金額は，中小企業者の新たな事業活動の取組として，雇用の確保 や充実した営業活動等に活用され，付加価値額の向上に資するものである。 <br> 本租税特別措置が延長されなかった場合，当該金額を借り入れ等で確保し なければならず，資金繰りの厳しい中小企業者にとっては大きな負担となり，本政策目的である新商品•新サービスの開発等による新たな事業活動の取組 に対する円滑な実施ができなくなる恐れがある。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 21 年 4 月～平成 25 年3月） <br> 本租税特別措置を利用し，平成 20 年 10 月から平成 21 年 9 月に計画を終了した企業の付加価値額を計算すると，経営革新計画実施前と比べて付加価値額は 28 社で計約 700 百万円増加してお以，本税制により企業活動が活性化したといえる。従って，本租税特別措置は，中小企業者の活性化が図られ， もって我が国経済の活性化に寄与する効果がある。 |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 本租税特別措置等による政策目的は，我が国経済の柱である中小企業者 が行う，新商品•新サービスの開発等による新たな事業活動の取組を支援す ることにより，中小企業の「経営革新」を促進し，中小企業者の活性化•健全な発展を図ることである。 <br> 一方，中小企業者が，急速に変化する市場に対応した事業を展開するた め，消費者ニーズに迅速に対応する必要があり，それに伴う新商品•新サービ スの開発等による事業化には設備投資等が必要であり，また，事業化段階 （生産販売体制の構築等）においても生産設備の投資等が必要である。 <br> しかし，「経営革新」を図るため，研究開発や新たな事業活動への進出等に係る設備投資を行おうとする中小企業者にとっては，資金力等の経営資源が弱いもとで計画実施の初期段階の投資負担を軽減することが課題である。 <br> そこで，このような事業者に対して，税額控除あるいは特別償却の適用を措置することで，設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和，償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となることから，事業者の積極的な設備投資を促進させる上で有効な政策手段である。 |


|  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 政策金融（融資，保証）による支援は，自己資金だけでは設備投資や運転資金の確保が難しい中小企業者に対して，低利融資と信用補完によって新た な事業の円滑な実施に必要な資金の事前供給を目的としている。 <br> 一方，本租税特別措置は，計画実施の初期段階における投資負担を軽減 させるため，設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和，償却費用 の前倒しによる投下資金の事後回収を目的としており，役割は異にするもの。 <br> （他の支援措置） <br> - 政府系金融機関の特別貸付 <br> - 信用保証の特例 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 承認した経営革新計画は，中小企業者の経営が相当程度向上すると都道府県知事が認めた計画であり，本税制特別措置により，中小企業者の新たな事業活動への取組を支援することは，地域経済の活性化につながるものとし て，地方公共団体にも有効な措置である。 |
| 10 | 有識者の見解 | － |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | － |

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業等基盤強化税制（中小卸売，小売及びサービス業） |
| :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 | 対象業種•対象設備の整理を行った上で，適用期限を延長する（2年間） <br> （1）対象業種：卸売•小売及びサービス業者 <br> （2）対象事業者：青色申告書を提出する中小企業者等 <br> （3）対象設備等の要件： <br> （1）機械•装置 取得価額1台280万円以上 <br> （2）器具•備品 取得価額 1 台 120 万円以上 <br> （4）特別償却：取得価額の $30 \%$ <br> 又は <br> 税額控除：取得価額の7\％ |
| 3 | 担当部局 | 中小企業庁経営支援部商業課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和62年度制度創設 <br> 平成元年度改正 適用期間の2年延長，対象設備の変更（携帯式ターミ ナル設備追加） <br> 平成2年度改正 <br> 平成 3 年度改正 <br> 平成 4 年度改正 <br> 平成 5 年度改正 <br> 平成 6 年度改正 <br> 平成 7 年度改正 <br> 平成 9 年度改正 <br> 平成11年度改正 <br> 平成13年度改正 <br> 平成15年度改正 <br> 平成16年度改正 <br> 平成17年度改正 <br> 平成19年度改正 <br> 平成21年度改正 <br> 平成22年度改正 設備要件の変更（特定旅館業を営む大規模法人の対 |


|  |  |  | 象設備から国際放送受信設備を除外） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間） |
| 7 |  | （1）政策目的及びその根拠 <br> （2）政策体系 における <br> 政策目的 の位置付 け <br> （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 中小企業者が行う，新事業展開の取り組みを支援することにより，中小企業の経営革新•創業を促進し，中小企業の活性化•健全な発展を図る。 <br> 特に我が国の雇用を下支えし，中小企業全体の付加価値額の約 $46 \%$ を占める中小卸売，小売及びサービス業者について，資本装備率の改善 を通じて事業基盤の強化を図る。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> 中小企業基本法では，「中小企業の施設又は設備の導入を図るため，中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進す ること」と定められている。 <br> 本税制措置は特定の中小企業者及び流通サービス業の経営基盤の安定•強化を通じて，消費の拡大等による内需の振興，経済の持続的な成長を図るとともに，当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり，上記の施策体系のなかで，中小企業の活性化を図 るための重要な手段として位置づけられているもの。 |
|  |  |  | 4．中小企業•地域経済産業政策 21 経営革新－創業促進 |
|  |  |  | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 中小卸売，小売及びサービス業者が競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応し，また関連新規分野に進出していくために，設備投資を円滑 に行うことを通じて収益の増大を図り，事業基盤の安定•強化を促進する。具体的には，中小卸売，小売及びサービス業者の資本装備率（従業者 1人当たりの有形固定資産額）を大企業並みの 700 万円以上（近年の資本装備率の最高値は平成 7 年度の 510 万円）への引上げを図る。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 大企業に比して経営基盤が脆弱で，競争も激しい中小卸売•小売及び サービス業者等の設備投資を下支えし，経営基盤の安定•強化，事業の高付加価値化を図っていく。具体的には，年間平均伸び率 $6.5 \%$（資本装備率の伸びが上昇基調にあった昭和 57 年度から平成 7 年度までの年間平均伸び率）以上の資本装備率の上昇の実現を図る。 |
|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 政策の達成目標として，資本装備率を掲げている。しかしながら，景気低迷等による事業者の経営環境の悪化により，下記政策目標はいずれも達成されておらず，引き続き本税制措置の継続による支援が必要。 <br> 【政策の目標指標】 <br> 中小卸売，小売及びサービス業者の資本装備率（従業員 1 人当たりの有形固定資産額）の 700 万円以上への引き上げを図る。 <br> ○中小卸売，小売及びサービス業者の資本装備率の推移 <br> 平成 16 年度 370 万円 <br> 平成 17 年度 350 万円 <br> 平成 18 年度 310 万円 <br> 平成 19 年度 280 万円 |


|  |  |  | 平成 20 年度 300 万円 <br> ※法人企業統計より中小企業庁試算 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 |  | （1）適用数等 | （適用実績） <br> （減収額） <br> 平成 17 年度 4,355 件 <br> 平成 18 年度 4，111件 <br> 平成 19 年度 5,123 件 <br> 平成 20 年度 5， 224 件 <br> 平成 21 年度 5，699件 <br> 平成 17 年度 6.4 億円 <br> 平成 18 年度 6.2 億円 <br> 平成 19 年度 5.7 億円 <br> 平成 20 年度 8.1 億円 <br> 平成 21 年度 8.9 億円 <br> （適用額） <br> 平成 17 年度 391 億円 <br> 平成 18 年度 384 億円 <br> 平成 19 年度 348 億円 <br> 平成 20 年度 401 億円 <br> 平成 21 年度 442 億円 <br> ※適用実績は H21 年度中小企業税制に関するアンケート調査から推計 ※適用額及び減収額は中小企業庁試算 <br> 本税制は，価格要件が高く設定されており，経営基盤の強化に資するも のを想定している。そのため，中長期的な観点で設備の導入を決定するも のであり，また，対象業種で導入される機械•設備，器具•備品の耐用年数は5年超のものが多く，毎年設備投資が行われるものではない。 <br> また，卸売，小売及びサービス業は，製造業のように設備投資が生産高に直接影響を与えるものでもないため，設備投資の効果は間接的に現 れる。このため，製造業に比べて設備投資のインセンティブが働きにくい。 <br> 以上のように，設備投資は必要であるものの，製造業ほど積極的に行 われるという状況ではない。これらの点を踏まえると，5，699 件という数字 は過少とは言えない。 |
|  |  | （2）減収額 | （減収額） <br> 平成 17 年度 10 億円 <br> 平成 18 年度 30 億円 <br> 平成 19 年度 30 億円 <br> 平成 20 年度 30 億円 <br> 平成 21 年度 18 億円 <br> 平成 22 年度 207 億円 <br> ※財務省による試算（個別法に基づく措置を含めた金額） |
|  |  | （3）効果•達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年度） <br> 平成 22 年度に中小企業庁において実施したアンケート調査によると，よ りグレードの高い設備を導入できた（ $27 \%$ ），設備投資資金が確保できた （ $23 \%$ ）等の回答が得られ，本税制が設備投資のインセンティブとなってい る。また，対象設備を導入したことによる効果として，製品・サービスの品質向上が $30 \%$ ，製品納入までの時間短縮，コストの削減がそれぞれ $17 \%$ の回答となっており，経営の効率化が図られ経営基盤の強化が行われて いる。 <br> 《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 16 年度～平成 21 年度） <br> ○中小卸売，小売及びサービス業者の資本装備率の推移 <br> 平成 16 年度 370 万円 <br> 平成 17 年度 350 万円 |




## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書



|  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 今回の延長によって，平成 24 年度における中小企業の教育訓練費割合 （労務費に占める教育訓練費の割合）を $0.30 \%$ とすることを目標とする。 <br> 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 平成22年度に実施したアンケート調査（1，917社回答）において，約 $98.2 \%$ の企業が生産性向上のためには従業員に対する教育訓練は必要であると回答した。 |
| :---: | :---: | :---: |
| 8 有効性等 | （1）適用数等 | ○適用件数（経済産業省試算） <br> 平成 20 年度： 95,329 件 <br> 平成 21 年度： 120,313 件 <br> 平成 22 年度： 242,161 件 <br> なお，平成 22 年度に中小企業庁が実施したアンケート（平成 21 年度税制利用企業 169 社回答）によると業種別の税制利用状況は以下の通りで，業種 による特段の偏りは見られない。 |
|  | （2）減収額 | ○減収額の推移（推計） <br> ※経済産業省による試算 |
|  | （3）効果ない し達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成17年～平成20年） <br> 労働生産性（従業員（注）一人あたり付加価値額）の推移は以下の通り。（再掲） <br> 平成 17 年度 514 万円（中小企業）， 1,060 万円（大企業） <br> 平成 18 年度 523 万円（中小企業）， 1,105 万円（大企業） <br> 平成 19 年度 529 万円（中小企業），1，090 万円（大企業） <br> 平成 20 年度 509 万円（中小企業）， 924 万円（大企業） <br> 政策目標を達成していない理由としては，平成20年度の景気の急激な変動等により，中小企業の業績が悪化したためと考えられる。 |


|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 20 年度 ～平成 24 年度） <br> 平成 22 年度に中小企業庁が実施したアンケート調査の回答企業（税制利用企業 256 社）データに基づき試算すると，本税制による教育訓練投資の押し上げ効果は 1.31 倍。 <br> このことから，税制によるインセンティブを考慮すると，中小企業の労務費に占める教育訓練費割合は，下記のように推移するものと推測される。 <br> ○中小企業の教育訓練費割合の推移 <br> 平成 20 年 $0.243 \%$ <br> 平成 21 年 $0.276 \%$ <br> 平成 22 年 $0.286 \%$ <br> 平成 23 年 $0.294 \%$ <br> 平成 24 年 $0.305 \%$ <br> （出所：厚生労働省「就労条件総合調査」等により経済産業省試算。平成 17年以降は税制による教育訓練費の押し上げ効果を考慮した推計値。別紙参照） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 17 年度～平成 24 年度） <br> 中小企業の教育訓練投資が低い水準にとどまることとなり，大企業と中小企業との労働生産性の格差は依然大きいままとなることが懸念され る。（平成 20 年度法人企業統計（労働生産性）：大企業 924 万円，中小企業 504 万円），また，諸外国と比較しても我が国全体の教育訓練投資比率は低水準であるあることから，生産性向上に資する教育訓練投資の停滞により企業の生産性及び競争力の劣後，それに伴うさらなる人材の質 の低下という悪循環に陥る状況が懸念される。 <br> なお，平成22年度に実施したアンケート調査（1，917社回答）においても，約 $98.2 \%$ の企業が生産性向上のためには従業員に対する教育訓練は必要で あると回答している。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 17 年度～平成 24 年度） <br> 中小企業が積極的な教育訓練を実施するインセンティブとして，本税制は非常に効果的。企業にとって生産性向上に寄与する教育訓練について，本税制 の活用によって当該教育訓練を増加させている。 |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 中小企業は一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であり，人材育成が困難な状況にある。特に資金繰りが厳しい状況下では，人材育成への支出を抑制しがちな中小企業に対して，一定水準以上の教育訓練費の支出を促し，中小企業が自らの経営事情に応じて継続的に人材投資を実施することに対し てインセンティブを与える本税制は政策手段として的確である。また，対象者 が限定的となる補助金等の予算措置とは異なり，一定の要件を満たした中小企業を広く対象とすることが可能となる税制措置による支援が効果的である。 <br> また，教育訓練費割合の達成状況を勘案し，対象とする水準を $0.15 \%$ 以上 から $0.25 \%$ 以上に引き上げるなど，適切な見直しを図っている。 |


|  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 本税制措置と同一の目的•対象要件で交付される補助金等の予算上の措置，及び財投による融資制度等は経済産業省には存在しない。 ＜参考〉 <br> ○キャリア形成促進促進助成金は，労働者の能力開発機会を確保し，労働者のキャリア形成の効果的な促進を目的とするのに対し，本税制措置は，企業自らの経営判断に基づく必要な人材育成を促進し，企業の生産性向上，産業の競争力強化を目的としており，両者は制度趣旨が異なる。 <br> なお，税制の対象となる教育訓練費の内，本助成金を利用して実施した部分については，人材投資促進税制の対象とはならない。 <br> （※本助成金を含め，国等から教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金を税制措置の対象となる教育訓練費に充てる場合は，補助金に該当する金額を教育訓練費の額から控除した上で，控除税額の計算を行うこととしてい る。） <br> ○キャリア形成促進助成金の適用実績平成 19 年度（ 43 億円， 12,807 件） <br> 平成 20 年度（ 39 億円，11，378件） <br> 平成 21 年度（ 68 億円， 13,237 件） <br> なお，キャリア形成助成金と本税制の両方を活用している企業は，概ね 3 千社程度と推計される。 <br> 重複利用件数（経済産業省推計値）： <br> 平成 19 年度（ 2,644 件），平成 20 年度（ 2,349 件），平成 21 年度（ 2,733 件） |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 本税制により中小企業の人材投資を加速させることによって，中小企業の生産性の向上や，経営環境の変化への対応が可能となる。この結果，地域の中小企業の収益の増加，競争力の強化が図られることにより，地域活性化に資することから，地方公共団体による協力は相当。 |
|  |  |  |

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書



| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 平成 20 年度，大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下 げなどの税制改正を行い，中小企業による適用数割合が増加。 <br> 《情報基盤強化税制の適用件数》 <br> 平成 19 年度 1,977 件（内 中小企業 1,436 件，その比率 $73 \%$ ） <br> 平成 20 年度 1,669 件（内 中小企業 1,317 件，その比率 $79 \%$ ） <br> 出典：国税庁「会社標本調査」 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （2）減収額 | 平成 20 年度，大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下 げなどの税制改正を行い，中小企業による適用数割合が増加。 <br> 《情報基盤強化税制の税額控除適用額》 <br> 平成 19 年度 763 億円（内 中小企業 44 億円，その比率 $6 \%$ ） <br> 平成 20 年度 128 億円（内 中小企業 15 億円，その比率 $12 \%$ ） <br> 平成 21 年度 628 億円（内 中小企業 155 億円，その比率 $25 \%$ ） <br> 平成 22 年度 319 億円（制度全体の減収額） <br> 出典：（平成 $19 \sim 20$ 年度）国税庁「会社標本調査」， （平成 $21 \sim 22$ 年度）財務省試算 |
|  |  | （3）効果ない し達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成18年4月～平成25年3月）平成 18 年度から措置した情報基盤強化税制によって，企業経営をITにより最適化する大企業の割合は目標としている $50 \%$ に近付き，生産性の向上や国際競争力の強化が図られたことから，平成 21 年度末で税制による支援は終了。 <br> 一方，中小企業における企業経営をITにより最適化する割合は依然低位にと どまることから，生産性の向上に資する質の高いIT投資を促進し，中小企業の生産性改善，我が国経済の底上げを推し進めていく。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年 4月～平成25年3月） <br> 企業経営をITにより最適化する企業の割合は，50\％の目標に対し $32.2 \%$ 。こ のうち，中小企業について見ると $19.7 \%$ となっており，前年同期比 $5.9 \%$ 増加して いる。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月 <br> －中小企業情報基盤強化税制が措置されなかった場合，年間300億円以上 IT 投資額が減少することが見込まれる。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月） <br> 経済効果として，IT投資の押上げ効果を試算すると，減税額1に対し，約1．5 7倍の効果が見込まれる。 <br> （国内中小企業IT投資額（※1）一情報基盤強化税制が措置されていなかった場合のIT投資額（※2））$\div$ 減税額 $\fallingdotseq 1.57$ <br> （※1）生産動態統計（機械統計）確報（経済産業省），特定サービス産業動態統計調査（経済産業省），業界団体による調査結果等をもとに推計 <br> （※2）平成 22 年 7 月「情報基盤強化税制に関するアンケ一ト調査」をもとに推計（ $n=1,700$ ） |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | －中小企業がIT化によって高度化や効率化を図るべき内容（物流管理，在庫管理，営業支援など）は，業種によって異なるとともに，またIT化の進展状況も企業ごとに異なる ため，投資対象を限定して支援するような補助金による助成はなじまない。 <br> －このため，生産性向上が図られ，かつ高度な情報セキュリティを備えるなど，一定の要件は課すものの，各社のIT化の状況やニーズに応じて構築するシステムの内容を選 |


|  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 択することが出来る制度設計が可能な，税制による資金面での支援が最適である。 <br> ○企業が戦略的な IT 投資（情報基盤強化税制の対象設備への投資）を進め るには，（1）経営者による戦略的IT投資の重要性の理解，（2）戦略的IT活用を実現する人員の確保，（3）資金的制約の緩和の3つの要素を備えている必要があ る。 <br> ○一方，これら3つの要素のうちどの要素が備わっていないかは企業によって状況がまちまちであるため，戦略的IT投資を促進するには，企業がこれら3つ の要素を備えるよう施策を並行的に進めていくことが求められる。 <br> 《企業の戦略的IT投資促進のための措置》 <br> （1）戦略的IT投資の重要性に対する理解 <br> －未だにIT投資の重要性に対する理解が進んでいない中小企業経営者に対す る研修等を実施するための予算を措置。 <br> （2）戦略的IT活用実現のための人員確保 <br> －CIO（Chief Information Officer）やITコ一ディネータなど，中小企業における戦略的IT投資を実践する者を育成するための予算を措置。 <br> （3）資金的制約の緩和 <br> －本税制によって資金面から戦略的IT投資を支援。 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 本税制措置によって，中小企業がIT化によって経営の最適化をし，生産性の向上を実現することは，ミクロでは企業の増収増益効果が，マクロではGDPの成長を促進する効果など，減税額を上回る経済波及効果が期待され，結果的 には法人事業税や償却資産税の税収増や，イノベーションの発揮による新た なビジネスの創出，雇用の増加など地方経済の活性化に資する。 |
| 10 | 有識者の見解 | （平成 22 年 1 月 「ITと生産性に関する日米比較：マクロ・ミクロ両面からの計量分析」 東京大学大学院教授 元橋一之） <br> 「日本企業がITの活用によってより高い生産性しベルを目指すためには，全社的なITシステムの再構築が必要となる。」 <br> 「企業における戦略的なIT投資を推進するための政策も重要である。平成 20年度税制改正でIT投資減税（情報基盤強化税制）の対象設備に「連携ソフトウ ェア」（部門間や企業間の壁を超えた情報資産の連携を行うためのソフトウェ ア）が対象となったが，着実な実施を図っていくことが重要である。」 <br> （平成 22 年 2 月 産業構造審議会 上野委員発言） <br> 「中小企業のIT基盤が脆弱であることを認識して頂きたい。特に大企業と中小企業のIT環境の接続が十分にできていない，EDIを十分できていない。ものづ くりの技術力があっても，ITと両方相またないと国際競争ではとても勝てな い。」 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価租税特品 | の対象とした措置等の名称 | 中小企業等の貸倒引当金の特例 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | 期末資本金が 1 億円以下の中小企業等については，貸倒引当金の繰入限度額の計算は，貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとさ れているが，事業協同組合等（以下「組合」という。）については，さらに法定繰入率（※）の16 \％増しとすることが認められているもので，本制度の適用期限 の延長を図る。（平成24年度末まで） <br> （※）法定繰入率 |
| 3 | 担当部 |  | 中小企業庁経営支援課 |
| 4 | 評価実施 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別年度及で | 措置等の創設 ひ改正経緯 | ○昭和25年度 ○昭和39年度 <br> O昭和41年度 <br> O昭和55年度 <br> O平成12年度 <br> O平成17年度 <br> O平成19年度 <br> O平成21年度 <br> 貸倒準備金制度創設 <br> 貸倒引当金への変更 <br> 中小企業の特設創設（割増率20\％） <br> 中小企業の割増率の縮減（割増率 $20 \% \rightarrow 16 \%$ ） <br> 公益法人等及び協同組合等を除き，廃止 <br> 2年延長 <br> 2年延長 <br> 2年延長 |
| 6 | 適用又は | 延長期間 | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間） |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的 <br> 及びその <br> 根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 中小企業の経営基盤の強化を図るため，（1）中小企業の貸倒引当金の繰入 れに係る事務負担の軽減を図るとともに，（2）組合における貸倒引当率を増加 させることにより，中小企業の事業基盤の安定化及び，組合の健全な取引活動を支援する。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> 中小企業組合制度は，中小企業者が経営資源を補完し合い，協同して事業 を行うことにより，本来，中小企業者が保有する機動性，柔軟性，創造性等を活かし，創業，新事業創出，経営革新等を図るための制度であり，「中小企業基本法」において「中小企業の事業の共同化のための組織の整備」（第16条） と，また，「中小企業憲章」の基本原則において，「中小企業組合，業種間連携 などの取組を支援し，力の発揮を増幅する」と明記されている。 <br> 組合が実施する共同経済事業は，営利性を強く有するものではなく，剰余が発生しにくいものである。共同経済事業の内容に応じて，売掛債権（原材料の共同購入），貸付債権（資金の貸付），金銭債権（共同販売）を有することとな り，その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多 い。仮に取引先が倒産した場合には，組合事業の停滞などにより，その損害 や取引不安が組合や組合員はもとより，組合の債権者等にまで連鎖的に波及 することが懸念される。また，組合員は原材料等の仕入れや製品の販売等に |



（出典：全国中小企業団体中央会調査）
貸倒引当金の繰入額と取崩額に大きな差異はなく，繰入水準は適正である と考えられる。 単位：百万円

|  | H17 年度 | H18 年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 引当金繰入額 <br> （1 組合平均） | $\begin{gathered} 104,763 \\ (16 \quad) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 19,628 \\ (2.5) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18,746 \\ (2.4) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 30,342 \\ (4.4) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 45,100 \\ (4.9) \end{gathered}$ |
| 引当金取崩額 | 34，572 | 15，899 | 18，933 | 33，983 | 45，551 |
| 特例繰入限度額 （1 組合平均） | $\begin{aligned} & 9,207 \\ & (1.8) \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 13,589 \\ (1.9) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 13,669 \\ (1.9) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline 22,470 \\ (3.5) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 21,139 \\ (2.4) \end{gathered}$ |
|  | H22 年度（見込） |  | H23 年度（見込） | H24 年度（見込） |  |
| 引当金繰入額 （1 組合平均） | $\begin{gathered} 45,100 \\ (4.9) \\ \hline \end{gathered}$ |  | $\begin{gathered} 45,100 \\ (4 .) \\ \hline \end{gathered}$ |  | $\begin{aligned} & 45,100 \\ & (49) \\ & \hline \end{aligned}$ |
| 引当金取崩額 | 45，551 |  | 45，551 |  | 45，551 |
| 特例繰入限度額 <br> （1 組合平均） | $\begin{gathered} \hline 21,139 \\ (2.4) \end{gathered}$ |  | $\begin{gathered} 21,139 \\ (2.4) \end{gathered}$ |  | $\begin{gathered} 21,139 \\ (2.4) \\ \hline \end{gathered}$ |

（出典：全国中小企業団体中央会調査）
なお，貸倒引当金繰り入れている組合は全体の2割程度となっているが，平成19年3月の全国中央会「中小企業組合実態調査」によると，組合の重点事業として「共同購買•仕入事業」「共同販売事業」が上位を占め，債権回収リス クが比較的高い事業（原材料の共同仕入れ，共同販売など）を実施している組合は全体の約2割であり，本税制は実質的な適用対象組合にはほぼ利用され ている。また，本税制は幅広い業種で利用されている。

## 【組合の重点事業の割合】

|  | 重点事業としている組合の割合 |
| :--- | :---: |
| 共同購買•仕入事業 | $26.9 \%$ |
| 共同販売事業 | $13.5 \%$ |
| 事業資金の貸付事業 | $6.4 \%$ |
| クレジット事業，前払式証票事業 | $2.8 \%$ |
| 金融機関に対する債務保証事業 | $2.5 \%$ |

（回答組合母数： 13,158 組合）



|  |  |  |  | また，組合が利用できる他の税制として，持分調整金としての加入金の益金不算入（法人税 22 条），徴収しすぎた賦課金の返還を目的とした事業利用分量配当の損金算入（法人税 60 条の 2 ）等があるが，これらの措置は いずれも組合の事業遂行上，必要な措置となっている。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 地方では，本制度が活用されることにより，地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより稗益されるものである。 |
| 有識者の見解 |  |  |  | － |
| 11 |  | 前回の事後評価の | 前評価又は事実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価租税特唯 | の対象とした措置等の名称 | 商工組合等の留保所得の特別控除 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | 事業年度終了日における出資総額が 1 億円以下の事業協同組合等（設立後10年以内の組合（その設立が，法の規定により都道府県ごとに1個又は全国を通じて1個に限定されている法人を除く。））が，その所得の全部又は一部 を留保した時は，期末利益積立金額（当該事業年度で留保した金額を含む） が出資総額の1／4 に達するまで，その留保所得の $32 \%$ を損金算入すること ができるとするもので，本制度の適用期限の延長を図る。（平成24年度末ま で） |  |  |  |  |
| 3 | 担当部局 |  | 中小企業庁経営支援課 |  |  |  |  |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |  |  |  |  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 創設時から現在に至るまでの延長•拡充•縮減の経緯は，次の通り。 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 改 正年度 | 出資総額 1 億円以下の組合 | 積立金額 2，500万円超の場合 | 積立金額1億円超の場合 | 積立金額2億円超の場合 |
|  |  |  | 39 | 毎事業年 | 痛の留保所得につい | て控除率1／2により | より損金算入 |
|  |  |  | 51 | － | 1／3 | － | － |
|  |  |  | 52 | － | － | 1／4 |  |
|  |  |  | 54 | － | － | － | 1／5 |
|  |  |  | 55 | 40／100 | 27／100 | 20／100 | 16／100 |
|  |  |  | 58 | 36／100 | 24／100 | 18／100 | 14／100 |
|  |  |  | 62 | 34／100 | － | － | － |
|  |  |  | 元 | － | 23／100 | 17／100 | 13／100 |
|  |  |  | 3 | 32／100 | － | － | － |
|  |  |  | 4 | － | 22／100 | 16／100 | 12／100 |
|  |  |  | 7 | － | 21／100 | 15／100 | 11／100 |
|  |  |  | 9 | － | 出資金1億円超の事業年度に限り適 | 組合については，用。 | 設立後5年以内の |
|  |  |  | 11 | － | 20／100 | 14／100 | 10／100 |
|  |  |  | 16 | － |  | 廃止 |  |
|  |  |  | 17 | 2年延長 |  | － |  |
|  |  |  | 19 | 2年延長 |  | － |  |
|  |  |  | 21 | 2年延長 <br> 設立後10年以内の事業年度 に限り適用（商工組合，同連合会を除く） |  | － |  |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間） |  |  |  |  |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的 <br> 及びその <br> 根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 中小企業組合制度は，中小企業者が経営資源を補完し合い，共同して事業 を行うことにより，本来，中小企業者が保有する機動性，柔軟性，創造性等を活かし，創業，新事業創出，経営革新等を図るための制度であり，事業協同組合等（以下「組合」という。）が共同事業を円滑に実施するためには，内部留保の充実等を図ることによって経営基盤を強化する必要がある。中小企業の |  |  |  |  |







|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 地方では，本制度が活用されることにより，地域の同業種を網羅する事業協同組合等の財政基盤の健全化が図られ，事業が活性化されることにより稗益 されるものである。 |
| :---: | :---: | :---: |
| 10 | 有識者の見解 | － |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | － |

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | ○ バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため，バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合に，当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする制度。 <br> ○ 今回の拡充内容は，本特例措置の対象に「揮発油を製造した場所以外の揮発油の製造所及び揮発油の製造所とみなされる場所（数量管理•濃度測定が可能である製造所に限る）」を含めるもの。 |
| 3 | 担当部局 |  | 資源エネルギー庁資源•燃料部政策課燃料政策企画室 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成 22 年 8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 平成 20 年度創設 |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 平成 20 年度～平成 24 年度 |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> ○ 地球温暖化対策，エネルギー源の多様化の観点から，バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及を促進する。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> ○京都議定書目標達成計画（平成 17 年閣議決定） <br> 「原油換算 50 万 K L／年のバイオ燃料の導入」 <br> ○エネルギー供給構造高度化法（平成 21 年 8 月施行） <br> - 石油事業者に対し，告示にてバイオ燃料の導入を義務づける見込み。 <br> - 「政府は，エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用促進のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるこ ととする。」（同法第13条） <br> Oエネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定） <br> －「LCA での十分な温室効果ガス削減効果，安定供給や経斎性の確保を前提に，2020年に全国のガソリンの $3 \%$ 相当以上の導入を目指す。」 <br> －「そのために，税制上の措置の活用を含め，導入拡大のために必要となる バイオ燃料の製造•混合設備等のインフラ整備を図る。」 |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 5．エネルギー・環境政策 <br> 25 石油•天然ガス・石炭の安定供給確保 <br> 26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> ○ 2008年度から2012年度までの京都議定書第一約束期間における我が国の二酸化炭素排出量削減に向けて，原油換算 50 万 KL のバイオエタ ノール等のバイオ由来燃料の導入を目標とする。（「京都議定書目標達成計画」平成 17 年閣議決定） <br> ○ LCA での十分な温室効果ガス削減効果，安定供給や経済性の確保を前提に，2020年に全国のガソリンの $3 \%$ 相当以上の導入を目指す。（「エ ネルギー基本計画」平成 22 年閣議決定） |



|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月） <br> ○ 2009 年のガソリンの平均価格は 45． 1 円，エタノールの平均価格は 101． 0 円（熱量等価）であり，バイオ由来燃料の原料となるエタノー ルはガソリンと比較して，55．9 円割高である。更に追加的な設備費用 （製造設備，混合設備，タンク設備等）によりコスト高となるため， バイオエタノールを混合したガソリンは，通常のガソリンと比較して，混合後のガソリン 1 L 当たり約 2 円程度のコスト高となる。 <br> バイオ由来燃料を主に導入している石油業界の産業構造にはコスト高分を回収する仕組みがないため，バイオエタノール混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく，消費者が利用する際の負担が大きくなり，導入目標の達成に影響が出る可能性が ある。 <br> ○ また，今回の拡充措置がなされなかった場合，製油所間での転送が しにくい状況が続くため，現状の関東圏中心の導入だけに止まることと なり，バイオ由来燃料混合ガソリンの全国への普及が進まなくなる。 <br> 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間 ：平成 23 年 4 月～平成 24年3月） <br> ○本税制措置を講じなければ，事業者はバイオエタノール混合ガソリ ンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく，消費者 が利用する際の負担が大きくなり導入が進まなくなる。 <br> 本措置により，バイオエタノール混合ガソリンは，揮発油税等が最大約 1.6 円／L 控除され，最終的には消費者への負担が軽減されること となり，バイオ由来燃料混合ガソリンの普及が進むと考えられるため，税収減を是認する効果が認められる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | ○ 本税制措置を講じない場合，事業者はバイオ由来燃料の原料コスト高分，導入時の追加の設備投資分をバイオ由来燃料混合ガソリンの価格に上乗せし，通常のガソリン価格よりも高い価格で販売せざるを得 ない。加えて，ガソリンは生活必需品であるため，消費者は高価格の バイオ由来燃料混合ガソリンよりも低価格の通常ガソリンを選択する ことが予想される。環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現さ せるためには，バイオ由来燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度 の価格にすることが必要であり，コスト差を低減することに寄与する本税制措置は的確である。 <br> ○ 欧米においても，割高なバイオ燃料の栽培•製造コストに対し，ガ ソリンの販売価格と同等の価格となるように税控除等を行い，価格競争力を持たせている。 |
|  |  | （2）：他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 【規制措置】 <br> ○「エネルギー供給構造高度化法」 <br> －石油事業者に対し，バイオ燃料の導入を義務づける見込みであり，今後，導入量自体は増加することが予想されるが，目標達成に向けては引 き続き，通常ガソリンとの価格差を本税制措置等で是正する必要がある。 <br> －法律では，導入義務を課すのと同時に，バイオ燃料の利用を促進するた |


|  | $\vdots$ | めに必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとしてい る（同法第13条）。 <br> 【通常ガソリンとの価格差の是正】 <br> バイオ燃料については，原料が割高であること，追加のインフラ整備が必要であることから通常ガソリンよりコスト高となる。バイオ燃料を通常ガソリンと同程度の価格にするために，本税制措置に加え，以下の措置を組み合わせる ことで価格差を是正。 <br> ＜予算＞「新エネルギ—等事業者支援対策事業」 <br> $\rightarrow$ 環境対策としてバイオ燃料を円滑に導入するために，事業者に対しイ ンフラ（貯蔵タンク，配管等）整備にかかる費用について支援を行うも の。 <br> ＜関税＞「バイオ ETBE 関税の無税化措置」 <br> $\rightarrow$ 環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるために，ガソリ ン税の免税措置と併せて，バイオETBE 関税についても無税化し，原料 の割高分を低減させるもの。 <br> （仮に関税無税化措置を講じない場合，バイオ由来燃料混合ガソリンと通常ガソリンの価格差が拡大し，ガソリン税の免税措置による効果を打 ち消すこととなる。） |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | － |
| 10 | 有識者の見解 | － |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租 | 金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置 |
| :---: | :---: | :--- |
|  | 税特別措置等の名称 |  |


|  |  |  |  | イブが増し，証券•商品市場への個人投資家の参加が拡大する。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 有効性等 |  | 適用数等 | －「証券投資に関する全国調査」（平成 21 年度；日証協）によると，公社債の保有者（推計約 537 万人）のうち，社債保有者が約 $7.9 \%$ との結果が出ていること から，現状，社債を保有している個人は約 42 万人と推計される。 <br> －「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関するアンケート調査」 （平成 21 年度；商品先物振興協会）によると，商品先物取引を行う投資家（約 8万 2 千人）のうち，本措置の利用者は約 3 万 6 千人と推計される。 |
|  |  | （2） | 減収額 | －個人投資家によって保有されている社債に係る利子課税所得は約 210 億円 （日銀資金循環，日証協公表データより推計）。上場株式等の譲渡損との損益通算の結果，これが全て減少してしまうとすれば，最大で約 31 億円（地方税は約 10 億円）の減収となる。 <br> －日本商品先物振興協会によるアンケート結果（ 21 年度）から，商品先物や商品ファンドで損失を出した者の損失総額を算出すると，約 117 億円。これが全て損益通算による課税所得の減少要因になるとすれば，約 18 億円（地方税は約 6 億円）の減収が発生する。 |
|  |  | （3） | 効果•達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年 1 月～平成 25 年 3 月） －現状，個人金融資産に占める社債の保有割合は $0.1 \%$ と僅少，社債発行残高 に占める家計の保有割合も $1.9 \%$ にとどまっており，我が国企業は，個人金融資産を活用した社債による市場からの資金調達を活用しきれていないが，本措置の導入により，証券市場への個人投資家の参加を促し，市場機能の活性化 を図る。 <br> －商品先物については，個人投資家が年間 1 万人ずつ減少して，平成 20 年末時点では約 8 万 2 千人にまで落ち込み，商品市場が縮小したことにより，原材料等のために購入する商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに答えられていない状況であるが，本措置の導入によ り，商品市場への個人投資家の参加を促し，市場機能の活性化を図る。 |
|  |  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 <br> （分析対象期間：平成 21 年 1 月～平成 25 年 3 月） <br> －株式について配当•譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち， これまで社債への投資を行っていなかった投資家は，本措置による損益通算の可能化をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され， こうした投資家は，少なくとも約 39 万人は存在すると推定される。 <br> －低迷する我が国の商品先物市場が，多様な参加者が豊富に存在する流動性の高い商品先物市場となるためのアクションプログラムを策定し，官民 をあげて取り組んでいるところである。本税制措置を，資産運用の場とし て使いやすい市場を実現するための項目として位置付けており，株式の配当•譲渡損益等との損益通算が可能となることをインセンティブとして個人投資家が増加し，少なくとも商品市場の取引が平成 19 年度並みに回復 することが期待されるところである。これに伴い，少なくとも約 2 万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定される。 |
|  |  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》 <br> （分析対象期間：平成 21 年 1 月～平成 25 年 3 月） <br> －我が国企業の資金調達に資する金融商品に対する個人の投資インセンティ づが促されないほか，金融所得にかかる簡素で中立的な税制が実現されない結果となる。 <br> －商品先物市場が機能不全に陥ることによって，企業のヘッジニーズに応えるこ とができなくなるほか，商品の価格の指標が無くなることにより，わが国経済が混乱するおそれがある。 |
|  |  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》 <br> （分析対象期間：平成 21 年 1 月～平成 25 年 3 月） |


|  |  |  | －我が国企業が，株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは，資金調達手法の多様化，適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり，有効なものであるといえる。 <br> －個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより，我が国企業が，商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となること で，我が国企業の国際競争力が高まることから，有効であるといえる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等による べき妥当性等 | 本措置は，個人投資家一般に，同じ税率を以て公平に適用されるものであり，租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付 け等との役割分担 | 現在，本措置と同一の目的•対象に対する補助金等は存在しないため，役割分担は適切かつ明確といえる。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力す る相当性 | 金融所得については，地方税としても課税対象となるものであるため，地方公共団体が協力することは妥当である。 |
| 10 | 有識者の見解 |  | 「○ 金融所得課税については，理念的には総合課税が望ましいが，金融資産 の流動性，グローバル化等を考慮すると，分離課税が適切。その上で，一体化 を目指す方向で検討すべき。」 <br> ——平成22年6月22日に公表された政府税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」の（別添）個別税目の各論的な論点に関して出された主な意見 中，（1）個人所得課税（1）所得税 の箇所より抜粋。 |
| 11 | 前回の後評価 | 前評価又は事実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租 | 金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置 |
| :---: | :---: | :--- |
|  | 税特別措置等の名称 |  |


|  |  |  |  | イブが増し，証券•商品市場への個人投資家の参加が拡大する。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 有効性等 |  | 適用数等 | －「証券投資に関する全国調査」（平成 21 年度；日証協）によると，公社債の保有者（推計約 537 万人）のうち，社債保有者が約 $7.9 \%$ との結果が出ていること から，現状，社債を保有している個人は約 42 万人と推計される。 <br> －「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関するアンケート調査」 （平成 21 年度；商品先物振興協会）によると，商品先物取引を行う投資家（約 8万 2 千人）のうち，本措置の利用者は約 3 万 6 千人と推計される。 |
|  |  | （2） | 減収額 | －個人投資家によって保有されている社債に係る利子課税所得は約 210 億円 （日銀資金循環，日証協公表データより推計）。上場株式等の譲渡損との損益通算の結果，これが全て減少してしまうとすれば，最大で約 31 億円（地方税は約 10 億円）の減収となる。 <br> －日本商品先物振興協会によるアンケート結果（ 21 年度）から，商品先物や商品ファンドで損失を出した者の損失総額を算出すると，約 117 億円。これが全て損益通算による課税所得の減少要因になるとすれば，約 18 億円（地方税は約 6 億円）の減収が発生する。 |
|  |  | （3） | 効果•達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年 1 月～平成 25 年 3 月） －現状，個人金融資産に占める社債の保有割合は $0.1 \%$ と僅少，社債発行残高 に占める家計の保有割合も $1.9 \%$ にとどまっており，我が国企業は，個人金融資産を活用した社債による市場からの資金調達を活用しきれていないが，本措置の導入により，証券市場への個人投資家の参加を促し，市場機能の活性化 を図る。 <br> －商品先物については，個人投資家が年間 1 万人ずつ減少して，平成 20 年末時点では約 8 万 2 千人にまで落ち込み，商品市場が縮小したことにより，原材料等のために購入する商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに答えられていない状況であるが，本措置の導入によ り，商品市場への個人投資家の参加を促し，市場機能の活性化を図る。 |
|  |  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 <br> （分析対象期間：平成 21 年 1 月～平成 25 年 3 月） <br> －株式について配当•譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち， これまで社債への投資を行っていなかった投資家は，本措置による損益通算の可能化をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され， こうした投資家は，少なくとも約 39 万人は存在すると推定される。 <br> －低迷する我が国の商品先物市場が，多様な参加者が豊富に存在する流動性の高い商品先物市場となるためのアクションプログラムを策定し，官民 をあげて取り組んでいるところである。本税制措置を，資産運用の場とし て使いやすい市場を実現するための項目として位置付けており，株式の配当•譲渡損益等との損益通算が可能となることをインセンティブとして個人投資家が増加し，少なくとも商品市場の取引が平成 19 年度並みに回復 することが期待されるところである。これに伴い，少なくとも約 2 万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定される。 |
|  |  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》 <br> （分析対象期間：平成 21 年 1 月～平成 25 年 3 月） <br> －我が国企業の資金調達に資する金融商品に対する個人の投資インセンティ づが促されないほか，金融所得にかかる簡素で中立的な税制が実現されない結果となる。 <br> －商品先物市場が機能不全に陥ることによって，企業のヘッジニーズに応えるこ とができなくなるほか，商品の価格の指標が無くなることにより，わが国経済が混乱するおそれがある。 |
|  |  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》 <br> （分析対象期間：平成 21 年 1 月～平成 25 年 3 月） |


|  |  |  | －我が国企業が，株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは，資金調達手法の多様化，適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり，有効なものであるといえる。 <br> －個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより，我が国企業が，商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となること で，我が国企業の国際競争力が高まることから，有効であるといえる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等による べき妥当性等 | 本措置は，個人投資家一般に，同じ税率を以て公平に適用されるものであり，租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付 け等との役割分担 | 現在，本措置と同一の目的•対象に対する補助金等は存在しないため，役割分担は適切かつ明確といえる。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力す る相当性 | 金融所得については，地方税としても課税対象となるものであるため，地方公共団体が協力することは妥当である。 |
| 10 | 有識者の見解 |  | 「○ 金融所得課税については，理念的には総合課税が望ましいが，金融資産 の流動性，グローバル化等を考慮すると，分離課税が適切。その上で，一体化 を目指す方向で検討すべき。」 <br> ——平成22年6月22日に公表された政府税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」の（別添）個別税目の各論的な論点に関して出された主な意見 中，（1）個人所得課税（1）所得税 の箇所より抜粋。 |
| 11 | 前回の後評価 | 前評価又は事実施時期 | － |

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした | 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 |
| :--- | :--- | :--- |
| 2 | 租税特別措置等の名称 |  |




|  |  |  |  | としている。ただし，その前段階として，現在10～20\％程度と見込まれる適合率を50\％以上にまで引き上げていくことが課題となっており，また，規制の対象となる住宅（新築住宅及びー部の大規模改修を行う既築住宅）以外のもの について省エネルギ一性能の向上を促進するためには，税制措置や補助金等のインセンティブ付与が不可欠。また，家庭部門のエネルギー消費のうち電 カのウエイトが大きいことから，太陽光発電の設置は省エネ促進に寄与。そ のため，省エネ促進をさらに加速化するためには，省エネ意欲の高い本税制利用者を対象とした太陽光発電設備の設置による控除限度額引上げの追加的な設備投資インセンティブが必要。 <br> 他方で，当該措置の支援対象は，補助金で支援するのが適当な「リスクの高い先端的・モデル的な設備」ではなく，「投資の前倒し，加速的普及が必要 な設備」であることから，税制措置でその普及を図ることが適当である。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 「住宅•建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業」は，2030年の住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく，「リスクの高い先端的・モ デル的な設備」である高効率エネルギーシステム（年間エネルギー消費量を2 $5 \%$ 程度削減できるもの）を補助対象とするものであり，「普及段階にある設備の加速的普及」を図る本税制との重複は生じない。 <br> 「住宅太陽光発電導入支援対策費補助金」は，既存住宅及び新築住宅に太陽光発電システムを導入する者に対して，一定額以下の補助を実施するこ とにより，設備の導入を加速するとともに，価格の低下を図るもの。一方，本税制の上乗せ措置は，省エネ意欲の高い本税制利用者に対して，太陽光発電設備の設置による控除限度額引上げのインセンティブを付与することにより，追加的な投資を促し，当該税制による省エネ促進の一層の押し上げを図るも のであり，補助金とは目的及び要件を異とするものである。 |
|  |  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | エネルギー基本計画において掲げている「2020年までに（中略）既築住宅 の省エネリフォームを現在の 2 倍程度まで増加させる」という目標を達成するた めには，国をあげて省エネ改修の促進に取り組むことが必要であり，既築住宅 は全国各地にあることから，その促進を図る上でも地方公共団体の役割が重要となる。地域においても，省エネ改修の促進に取り組むことは，省エネ化やC O2削減だけでなく，地域の雇用創出につながるメリットがある。 |
| 10 |  | 有識者の | 見解 | － |
| 11 |  | 前回の事後評価の | 前評価又は事実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 農林漁業用輸入 A 重油の石油石炭税免税措置 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | 農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って農林水産品の価格は下落傾向にあり，一方で資材価格は高止まりしている中で，零細経営体が多 い農林漁業者の経営環境は悪化しつつある。そのため農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストが経営上の大きな負担となっている。一方，農林漁業者 は，A 重油の全販売量の約 1 割を購入する大口の需用者であり，農林漁業の衰退は，国内の石油製品市場にも大きな影響を与える。このような状況の下，農林漁業用輸入 A 重油の低廉かつ安定的な供給及び我が国農林漁業者の経営安定化を図るため農林漁業用輸入 A 重油に係る石油石炭税の免税措置 を行う。 |
| 3 | 担当部局 |  | 資源エネルギー庁資源•燃料部石油精製備蓄課，石油流通課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 昭和53年の石油石炭税創設時より免税措置を要望税率（額）昭和 53 年 6 月以降 $3.5 \%$（従価税） <br> 59 年 9 月以降 $4.7 \%$（従価税） <br> 63 年 8 月以降 2,040 円 $/ \mathrm{kl}$（従量税） <br> 平成 15 年 10 月以降 2,040 円 $/ \mathrm{kl}$（従量税） |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | （延長期間）平成23年4月1日～平成25年3月31日 |
| 7 | 必要性 <br> 等 <br> （1） <br> 及びその <br> 根拠 |  | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> マーケットの国際化により農林水産品価格が下落し，さらに生産資材の価格 が高止まりする中で，経営環境が厳しさを増す農林漁業者に対して生産コスト を低減することにより，農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及 び農林漁業者の経営の安定を図る。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> 近年，国民の食生活の多様化により，ますます重要な役割を果たしてい る野菜等の施設園芸においては，光熱動カコストが生産コストに占める割合が高く，特に光熱動カコストの7～9割を占める農林漁業用A重油に係る コストは，施設園芸農家の経営に大きな影響を与えている。 <br> また，我が国の漁業生産は総漁船の97\％を占める動力漁船に大きく依存しており，漁船漁業支出の $22 \%$ を占める動力漁船に用いられるA重油の コストは，零細経営体の多い我が国漁業経営に大きな影響を与えている。 <br> このような状況の下，農林漁業者の生産コストの低減，ひいては農林漁業者の経営の安定を図るため，本免税措置が必要。加えて，上述の政策目的を実現するために，関税暫定措置法においても農林漁業用輸入A重油に無税措置が講じられている。 <br> さらに，農林漁業用燃料について，諸外国では課税をしていない。 <br> ＜農林漁業用燃料に対する課税状況＞ <br> －英国，米国，ドイツ，韓国等において，農林漁業用燃料に対する免税•還付措置が実施されている。 |



|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月） <br> 当該措置がない場合には，農林漁業用国産A重油の石油石炭税還付措置 の根拠が失われ，同様に措置されないおそれがある。その場合，農林漁業用 A重油は，我が国の食料安定供給を支える農林漁業の主要生産資材である ため，農林漁業者の経営が悪化し，食料の安定供給に支障を及ぼすととも に，石油製品市場にも大きな影響を与える。 <br> 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成20年4月～平成 25年3月） <br> 農林漁業用A重油はわが国施設園芸における光熱動カコストの7～9割，漁業用燃料費の約2割を占める。したがって，農林漁業者の生産コストが低減さ れることにより，農林漁業用A重油の安定供給及び我が国農林漁業者の経営安定が図られ，ひいては食料安定供給の実現に資する。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って経営環境が厳しさを増 しており，零細経営体が多い農林漁業者にとつて，農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストは依然として経営上の大きな負担となっている。このため，我が国農林漁業者の経営安定化を図るためには，石油石炭税の免税制度により農林漁業者の経営負担を軽減する方法が最も適当な方法であり，補助金によ る補填等に比べて効率的である。 |
|  |  | （2）：他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | （1）農林漁業に供される輸入A重油に係る関税の無税措置 <br> 施設園芸をはじめとする農業及び漁業経営の負担軽減を通じて農業•漁業の経営の安定に資し，国民への野菜等農産物及び水産物の安定供給を図るための措置 <br> （2）農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置 <br> 輸入農林漁業用A重油について石油石炭税の免税措置が講じられて いることから，国産品と輸入品のイコールフッティングを図るための措置。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | － |
| 10 | 有識者の見解 |  | － |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |  | － |

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 租税特別措置等の名称 |  | 特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付


|  |  |  | 農林漁業の用に供するものについて，石油石炭税を還付し，原料調達条件 の国際的なイコール・フッティングの確保することにより我が国への農林漁業用A重油の安定供給が図られている。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 還付数量 <br> 平成 17 年度 <br> 2，345千 KL <br> 平成 18 年度 <br> 2，201千 KL <br> 平成 19 年度 <br> 平成 20 年度 <br> 2，180千 KL 1，685千 KL <br> 平成 21 年度 <br> 1，685千 KL（見込み） <br> 平成 22 年度 <br> 1，561千KL（見込み） <br> 出典：財務省•農林水産省試算 |
|  |  | （2）減収額 | 還付額 <br> 平成17年度 48億円 <br> 平成 18 年度 45億円 <br> 平成 19 年度 44億円 <br> 平成 20 年度 34億円 <br> 平成 21 年度 34億円（見込み） <br> 平成 22 年度 <br> 32億円（見込み） <br> 出典：財務省•農林水産省試算 |
|  |  | （3）効果ない し達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月） <br> 本制度により，農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフ ッティングの維持が図られ，農林漁業用A重油の安定的な供給が図られ ている。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成20年 4月～平成25年3月） <br> 本還付措置により，農林漁業用 A 重油の国産品と輸入品の間のイコー ルフッティングの維持が図られ，農林漁業用 A 重油の安定的な供給が図 られている。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月） <br> 石油製品は連産品であり，原油からは一定の割合で A 重油等が生産される中で，仮に当該措置がない場合には，輸入品との価格差が生じ，国産品等 の販売が困難となるため，国内企業にとつて不合理な不利となり，競争力低下を招く。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成20年4月～平成 25年3月） <br> 国内で原油を精製し，国産のA重油を製造する事業者（石油精製業者） が本措置を利用しており，僅少であったり，特定の者に偏ってはいない。ま た，輸入A重油と国産A重油のイコールフッティングを図ることは，公平な競争条件の確保に資すると評価できることから，本措置は有効と考えられる。 |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 輸入 A 重油と国産 A 重油のイコールフッティングという政策目的を達成するため，本措置は的確な政策手段であるとともに，課税の公平原則 の観点からも，必要最小限の特例措置である。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割 | ○租税特別措置法第90条の4：農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税相当額の免税措置 <br> ○関税暫定措置法第2条：農林漁業用輸入A重油に係る関税の無税措置 |



租税特別措置等に係る政策の事前評価書



|  |  |  | 《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 17年4月～平成26年3月） <br> （単位：社） |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 年度 | H17 | H18 | H19 | H2O | H21 |
|  |  |  | 新規参入者数 | 1 | 0 | 4 | 1 | 11 |
|  |  |  | 累計算入者数 | 23 | 22 | 25 | 26 | 35 |
|  |  |  | 出典：資源エネルギー庁電力市場整備課調ベ <br> 上記推移にもあるとおり，直近での新規参入者数は増えており，電気事業者間における競争が見られる。検証中ではあるが，上述した，平成20年度に行われた第四次電気事業制度改革の影響により，平成 21 年度は増加してい ると考えられ，今後も新規参入者は増加することが見込まれる。 |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 17 年 4 月～平成 22 年3月） <br> 本措置が無い場合，一般電気事業者計で1～2億円，PPS計で5億円強の影響があり，PPSによっては億円単位の収支影響を与えている。これら影響額は，事業者によって差はあるものの，経常損益の1～2割を占めるほどにな り，PPSが特定規模電気事業を行っていく上でかなりの影響があるものと考え られる。既に参入しているPPSにとっては，事業からの撤退あるいは事業範囲 の縮小という選択肢も出てくるものと思われる。これは，新たに参入しようとす る事業者にとっても，大きな参入障壁となる。 <br> また，措置がなされないとなると，特定規模電気事業を行う際の送電に要す る費用について，送電線を保有する他の一般電気事業者の託送収入と，特定規模電気事業者の販売収入（送電に要する費用を含む）での二重課税とな <br> り，同一の電気について重複して事業税を課税することを回避するという地方税法施行令第22条第6号の主旨に反することとなる。 |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 17 年4月～平成 22年3月） <br> PPSの中には，本措置による税収減が認められることによって，初めて事業に参入できる社もあることから，本措置が企業に与える影響は非常に大き い。 <br> また，本措置による減収分については，需要家の料金にも反映されることか ら，特定規模需要の需要家は，必要コストを最小限に抑えて，資金を有効利用することができる。PPSが市場に参入後，自由化部門の料金に競争が働 き，導入前と比較して 1.8 円 $/ \mathrm{kWh}$（約 $10 \%$ ）程度下がっている。PPSの参入が無くなった場合，事業者間での競争が働かず，電気料金が上がる懸念もある。以上より，税収減とすることの有用性が認められる。 |  |  |  |  |  |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 税制の原則（二重課税の排除）を適用することによって，電気事業者間の課税の公平性を図り，公平なコスト環境の下での競争を実現することが妥当。特定規模電気事業における課税環境の問題を二重課税の問題として取り扱うか否かにかかわらず，政策上，税制による特例措置を講ずることが適切。 |  |  |  |  |  |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 他の支援措置との関係はない。 |  |  |  |  |  |


|  |  | （3）地方公共 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 団体が協 |  |  | | 託送収益に関しては，地方税法の収入金課税の対象となりうるものである |
| :--- |
| が，PPS及び他社の供給区域内の特定規模需要に電気を供給する一般電気 |
| 事業者は，必ず他社の送電線により振替供給又は接続供給を行ってもらい， |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 租税特別措置等の名称 |  | 中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置


|  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し，「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を，当該軽減措置の延長期間中は年間80件程度と する。 <br> 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 債権放棄を伴う再生計画には直接放棄方式と第二会社方式がある。実質的 には同じように債権放棄を行うにも係わらず，第二会社方式には直接放棄方式には存在しない特有の課題として，事業を承継する第二会社方式において は登録免許税や不動産取得税（一定の要件をみたす会社分割を除く）の負担 が発生する。 <br> また，同じ第二会社方式においても，会社分割では一定の要件をみたせば不動産取得税を課することができないとあるが，事業譲受においては不動産取得税が課されてしまうといった格差が生じている。中小企業の再生において は，中小企業の実態や金融機関その他の利害関係者の意向も踏まえる必要 があることから事業再生の選択肢を狭めることになる。特に個人事業主におい ては，第二会社方式の手法は事業譲渡に限られるため，本措置が無い場合，政策目的の達成に大きな足かせとなる。このことから，当該措置により再生手法間におけるイコールフッティングを図ることにより，政策目的の達成を寄与す ることになる。 |
| :---: | :---: | :---: |
| 8 有効性等 | （1）適用数等 | 適用件数の実績 0 件（22年7月末現在） <br> ※将来の見込み件数の算出根拠は別紙1のとおり。 <br> 【適用数が僅少である理由】 <br> 第二会社方式による再生計画の認定実績は，22年7月末現在で3件ある。 しかし，そのうち不動産取得税軽減措置の適用件数はO件である（3件とも吸収分割方式によるため，事業譲受のみに適用される不動産取得税に係る軽減措置を適用できない。）。これは，当該認定制度が平成21年6月に運用を開始し，約1年を経過したところであるが，制度発足後すぐに中小企業承継事業再生計画の認定申請が可能となるものではなく，そのベースとなる再生計画の策定には早い場合でも6ヶ月程度要することから，昨年度は残された期間が少 なかったこと，また，リーマンショック以降，事業や収益改善の見通しが立てに くく時間を要するような難しい案件が増加していることよるもの。 |
|  | （2）減収額 | 減収額の実績 O円（22年7月末現在） 22 年度 23 年度 24 年度 <br> 将来の見込み <br> 減収額 25.67 百万円 27.18 百万円 28.69 百万円 <br> ※将来の見込み減収額の算出方法は，別紙2のとおり。 |




1．適用見込数の推計（将来 3 年間分）

| 2 2 年度 | 17 |
| :---: | :---: |
| 23年度 | 8 件 |
| 2 年度 |  |

2．根拠
（1）22年度：17件
中小企業再生支援協議会における 19 年度から 21 年度の過去 3 力年の相談件数の平均伸び率は $4 \%$ 。 21 年度相談実績に伸び率を乗じた相談件数 2 ， 988 件から，完了件数に至る割合（21年度の割合17\％）を乗じて完了件数を算出すると，508件の完了 が見込まれる。
完了案件のうち，第二会社方式が採用される同 3 カ年平均は15\％。15 \％を 22 年度想定完了件数 508 件に乗じると， 22 年度における第二会社方式は 76 件と見込まれ る。認定見込み件数（事業譲受のみ）は，76件に現時点（22年5月時点）で申請の可能性がある案件のうち，事業譲渡を採用する割合（23 \％）を乗じることによって 17 件 になると想定。

## （2） 2 3年度：18件

2．（1）で算出した 22 年度想定相談件数に伸び率 $4 \%$ を乗じた相談件数 3 ， 107件から，完了件数に至る割合（21年度の割合17\％）を乗じて完了件数を算出すると， 528 件の完了が見込まれる。
完了案件のうち，第二会社方式が採用される 3 カ年平均15\％を23年度想定完了件数 528 件に乗じると，23年度における第二会社方式は 79 件と見込まれる。認定見込み件数（事業譲受のみ）は，79件に現時点（22年5月時点）で申請の可能性がある案件 のうち，事業譲渡を採用する割合（2 3 \％）を乗じることによって 18 件になると想定。

## （3） 24 年度：19件

2．（2）で算出した23年度想定相談件数に伸び率 4 \％を乗じた相談件数 3， 232 から，完了件数に至る割合（21年度の割合17\％）を乗じて完了件数を算出すると， 549 件の完了が見込まれる。
完了案件のうち，第二会社方式が採用される3 力年平均 $15 \%$ を 4 年度想定完了件数 549 件に乗じると，23年度における第二会社方式は 83 件と見込まれる。認定見込み件数（事業譲受のみ）は，82件に現時点（22年5月時点）で申請の可能性がある案件 のうち，事業譲渡を採用する割合（2 3 \％）を乗じることによって 19 件になると想定。
（1）土地に係る分

（2）家屋に係る分
4． 4 6百万円 $\times 17$ 件 $\times 1 / 6=12.64$ 百万円
【B】
【c】
【D】

## O23年度減収見込額合計 <br> 27．18百万円

（1）土地に係る分
4．6 0百万円
【A】
［C】
$1 / 6=13.8$ 百万円
【D】
（2）家屋に係る分
4．46百万円 $\times 18$ 件 $\times 1 / 6=13.3$ 8百万円

## 【B】

【C】
【D】

○24年度減収見込額合計 28．69百万円
（1）土地に係る分
4．60百万円
【A】
19 件 $\times$
$1 / 6=$
14． 57 百万円
【C】
【D】
（2）家屋に係る分
4． 4 6百万円 $\times 19$ 件 $\times 1 / 6=14$ ． 1 2百万円
【B】
【c】
【D】
【A】中小企業再生支援協議会が支援を行った第二会社方式案件のうち，事業譲渡を採用した計画の 1 件当たりの不動産取得税（土地に係るもの）の平均額（税率は3．O \％で計算）
【B】中小企業再生支援協議会が支援を行った第二会社方式案件のうち，事業譲渡を採用した計画の 1 件当たりの不動産取得税（家屋に係るもの）の平均額（税率は4． $0 \%$ で計算）
【C】別紙1参照
【D】特例による減額措置

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 再生可能エネルギーに係る課税標準の特例措置の拡充 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | －特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <br> ＜現行制度＞ <br> 政府の補助（※1）を受けて取得された太陽光発電設備（同時に設置する専用 の架台，集光装置，追尾装置，蓄電装置，制御装置，直交変換装置又は系統連携用保護装置を含む。） <br> （※1）新エネルギ一等事業者支援対策費に係る補助 ＜要望〉 <br> （1）対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充す る。（対象設備：太陽光発電設備，風力発電設備，太陽熱利用装置，大気中 の熱その他の自然界に存する熱（冷熱を含み，地熱及び太陽熱を除く。）を利用するための装置，バイオマスエネルギー利用設備） <br> （2）政府の補助を受ける設備への限定を解除する。 <br> －特例措置の内容 <br> 固定資産税の課税標準を最初の3年間2／3に軽減する。 |
| 3 | 担当部局 |  | 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 平成21年度 創設 <br> 平成22年度改正において，本税制の対象について，現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の対象事業に加え「地域新エネルギ—等導入促進対策事業」の対象事業の追加を要望したが見直し年度に当たらないとして改正 ならず。 |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間） |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的 <br> 及びその <br> 根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> エネルギー利用効率の向上，非化石エネルギーの開発や利用の促進とい った，エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化•分散化を推進し，エネ ルギーの安定供給の確保，環境への適合といった国家的な課題に対応しつ つ，国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。 <br> エネルギー需給に関する以下の施策目標を達成する。 <br> （1）再生可能エネルギーについては，一次エネルギー供給に占める再生可能 エネルギーの割合を2020年までに10\％とすることを目指す。（2005年度5． 9\％） <br> （2）新エネルギーについては，京都議定書目標達成計画（平成20年3月全部改定）により2010年度までに，1，560万 kl～1，910万 kl（原油換算），長期 エネルギー需給見通し（平成21年8月再計算）により2020年度までに2， 45 5 万 kl，2030年度までに3，213万 kl の導入を目指す。（2008年度 1,292万kl） <br> （3）太陽光発電は，経済財政改革の基本方針2009～安心•活力•責任～ （平成21年6月23日閣議決定）の導入目標である2020年頃に現状の20倍程度（2005年度比）を目指す。（2005年度142．2万 kW，2009年度255． 4万 kW） |




|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月） <br> アンケート調査によると，本税制の利用者の29．4\％が，固定資産税の軽減措置により太陽光発電設備のランニングコストが30～40\％削減したと回答。本税制が拡充又は延長されなかった場合は，導入当初の固定資産税負担が投資判断に大きく影響を与えることになる。 <br> 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成20年4月～平成 25年3月） <br> 平成21年度に設備を取得した事業者は3年間の軽減措置により176百万円のキャッシュが生じ資金繰り等が改善。 <br> 176百万円のキャッシュが次の設備投資に向けられたとすると，323百万円の生産波及効果。 <br> なお，アンケート調査によると，太陽光発電設備を導入した効果として「企業 イメージの向上など環境への取組が評価された」と回答した者が $46.6 \%$ お り，太陽光発電設備の導入は，経済的な効果以外に企業のCSRにも貢献。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 再生可能エネルギーは，経済性や自然条件等における制約から普及が十分に進んでおらず価格が高いのが特徴。そのため，導入当初は資産額が大き く，収入が安定しない中で固定資産税支払いのために経営が圧迫される。した がって，導入当初の固定資産税について，軽減措置を講ずることによって設置者のキャッシュフローが改善され，投資判断に大きく影響を与えることとなる。 なお，アンケート調査によると，運用又は保守費用の課題を解決するために有効な支援制度として回答者の約 $30 \%$ が「固定資産税の軽減措置」を求めてい る。 <br> また，政府の目標である2020年までに再生可能エネルギーの割合を $10 \%$ に達するために，価格の高い再生可能エネルギー利用設備を積極的に導入し ようとする事業者に対する支援であるので，課税の公平原則に照らし必要最小限の特例措置となっている。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 【関連する他の支援措置の内容】 <br> 補助金：新エネルギー等事業者支援対策事業 <br> 税制：エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 <br> 融資：日本政策金融公庫の低利融資 <br> 制度：太陽光発電の余剩電力買取制度 <br> 【他の支援措置との役割の違い】 <br> 固定資産税の課税標準特例は，設備導入後の固定資産税の課税対象年以降（主に設備導入後 2 年目以降）の税負担を 3 年間軽減し，導入初期（導入後2年目以降）のキャッシュフローを改善させるもの。 <br> 他の支援措置の目的等は以下のとおり。 <br> ○新エネルギ一等事業者支援対策事業（補助金） <br> 新エネルギー設備を導入しようとする事業者に対して，その導入費用を補助 することで，導入時にかかる費用負担を軽減し，キャッシュフローを改善させる もの。 <br> なお，平成23年度においては「全量固定価格買取制度」の検討を踏まえ，新規分の採択は実施しない予定。 <br> Oエネルギ一需給構造改革推進投資促進税制（税制） <br> 太陽光発電等の設備を導入した者に対して，導入初年度に広く特別償却又 は税額控除による支援を行うことにより，導入後初年度のキャッシュフロー負 |


|  |  |  | 担を改善させるもの。 <br> ○日本政策金融公庫の低利融資（融資） <br> 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して，太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで，資金確保の円滑化及 び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。 <br> ○太陽光発電の余剰電力買取制度（制度） <br> 太陽光発電の余剰分について，固定価格で買い取ることで，事業性を向上 させ，買取制度適用期間中（導入から10年間）のキャッシュフローを改善させ るもの。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | エネルギーの安定供給の確保，環境への適合といった国家的な課題に対応するため国をあげて再生可能エネルギーの導入促進に取り組むことが必要。さらに，再生可能エネルギーは，エネルギー源が各地域に分散しているこ とから，その導入促進を図る上では地方公共団体の役割が極めて重要。地域 においても，再生可能エネルギーの導入促進に取り組むことは，エネルギー源 の確保やCO2削減だけでなく地域の雇用創出につながるメリットがあり，地域 の積極的な取り組み姿勢は，経済産業省で実施している次世代エネルギーパ一クの認定においてもうかがい知れるところ。 <br> また，再生可能エネルギ一を導入しようとする事業者にとつて，導入当初の財務状況に最も大きな影響を与えるのが固定資産税であることから，地方公共団体の協力による全国一律の固定資産税の軽減措置が必要。 <br> なお，本制度は対象設備の要件が明確に設定されているため，無制限に適用を受けるものではなく，自治体による執行は可能。 |
| 10 | 有識者の | 見解 |  |
| 11 | 前回の事後評価の | 前評価又は事実施時期 |  |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | 【新設】 <br> 現在検討している再生可能エネルギーの全量買取制度は，平成22年7月23日に発表した「大枠」においてその概要が示されているが，金銭の流れについ ては，次のとおり。 <br> （1）再生可能エネルギー発電事業者から，電気事業者がー定の価格で発電 された電気を購入すること <br> （2）11の購入に要する費用は，全ての電気の需要家が，電気料金に上乗せ する方式で公平に負担すること <br> （3）各電気事業者が 1 の購入に要する費用と，（2）によって電気の需要家から回収した額に不当な差額が生じないよう，地域間調整を行うこと上記（2）で電気事業者が徴収する再生可能エネルギー電気サーチャージ（仮称。以下「サーチャージ」という。）の収入金と，上記（3）の地域間調整で各電気事業者が受領する調整のための金銭収入については，再生可能エネルギー の全量買取制度の趣旨にかんがみ，国民負担の増加要因とならないよう，こ れらの収入について，事業税（収入割）の課税対象外とすること等所要の措置 を講ずる。 |
| 3 | 担当部局 |  | 資源エネルギー庁電カ・ガス事業部電力市場整備課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 平成24年度（予定） |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 再生可能エネルギーの全量買取制度の実施期間 |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 国民負担をできる限り抑えつつ，最大限に再生可能エネルギーの全量買取制度による再生可能エネルギーの導入効果を高めること。 |
|  |  |  | 《政策目的の根拠》 |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 「地球温暖化対策」のみならず，「エネルギーセキュリティの向上」「「環境関連産業育成」の観点から，低炭素社会と新たな成長の実現に大きく貢献するもの として，再生可能エネルギーの導入拡大が必要。その実現のための全量買取制度の設計に当たつては，「再生可能エネルギーの導入拡大」，「国民負担」，「系統安定化対策」の3つのバランスを取ることが極めて重要であり，国民負担 をできる限り抑えつつ，最大限に導入効果を高めることを基本方針としている。 |



|  |  | 当性 |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 10 |  |  |  |
| 10 | 有識者の見解 | - |  |
|  |  |  |  |
| 11 | 前回の事前評価又は事 |  |  |
| 後評価の実施時期 |  |  |  |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 低公害車の燃料供給設備に係る特例措置 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | 電気自動車，天然ガス自動車及び燃料電池自動車の燃料等供給設備（電気充電設備，天然ガス充てん設備，水素充てん設備）に係る固定資産税の課税標準について，取得から3年間に限り2／3 の額とする特例措置を 2 年間延長する。 <br> （対象設備） <br> 電気充電設備（300 万円以上） <br> 天然ガス充てん設備（2，000 万円以上） <br> 水素充てん設備（2，000 万円以上） <br> ※（ ）内は対象となる設備の取得価格要件 |
| 3 | 担当部局 |  | 製造産業局自動車課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成 22 年 8 月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | - 平成 9 年度 創設 <br> - 平成 11 年度 延長 <br> - 平成 13 年度 延長 <br> - 平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長•拡充 <br> - 平成 17 年度 延長 <br> - 平成19年度 延長 <br> - 平成 21 年度 一部見直し（充電設備の取得価額要件を 2,000 万円以上から 300 万円以上に引き下げ）のうえで延長•拡充 |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間） |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応，地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには，電気自動車をはじめとする低公害車の普及促進を図る必要がある。 <br> 低公害車のうち電気自動車，天然ガス自動車，燃料電池自動車は，我が国自動車産業が強みを有する次世代自動車にも位置づけられており，「エネル ギ一基本計画」（平成 22 年 6 月閣議決定）において，乗用車の新車販売に占 める次世代自動車の割合を，2020 年までに最大で $50 \%$ ， 2030 年までに最大 で $70 \%$ とすることを目指すとともに，その具体的な戦略のひとつとして 2020 年 までに普通充電器を 200 万基，急速充電器を 5,000 基設置する等，燃料供給 インフラの整備を推し進めるという目標を掲げている。また，燃料供給インフラ の整備については，「新成長戦略」（平成 22 年 6 月閣議決定）においても同様 に目標を掲げている。 <br> これらの目標を踏まえ，充電設備をはじめとする燃料供給設備の普及を支援することにより，低公害車の普及促進及び地球温暖化防止を図る。 |



|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> ○電気自動車，天然ガス自動車，燃料電池自動車等に対する燃料供給インフ ラを整備することにより，利用環境の整備を図る。 <br> ○2020 年までに普通充電器を 200 万基，急速充電器を 5,000 基設置するこ とを目指したインフラ整備を進める。 <br> ○乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を，2020年までに最大で $50 \%$ ，2030 年までに最大で $70 \%$ とすることを目指す。同様に，先進環境対応車（ポスト・エコカー）について，2020 年において乗用車の新車販売に占める割合を $80 \%$ とすることを目指す。 <br> ONOx•PM 法に基づく大気汚染に係る環境基準の達成。 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 電気自動車等の次世代自動車については，燃料供給設備の整備が十分で ないことが普及の障害となっており，燃料供給設備の整備が進むことにより，次世代自動車の普及を促進することができる。 <br> また，燃料供給設備の取得者に対して，税制上の特例措置による維持費用 の負担を軽減することにより，燃料供給インフラの整備が進むことが期待でき る。 |  |  |  |  |  |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | ○適用件数（試算）${ }^{\text {（単位：件）}}$ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | H17FY | H18F | H19F | H2 FY | H21FY |
|  |  |  | 充電設備 | 0 | 0 | 0 | 1 | 141 |
|  |  |  | 天然ガス充てん設備 | 42 | 24 | 8 | 19 | 5 |
|  |  |  | 水素充てん設備 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 |
|  |  |  | （注）燃料供給設備の設置状況，業界団体等へのヒアリング結果等から試算 ＜参考＞燃料供給設備の設置数の推移（単位：件） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | H17FY | H18FY | H19FY | H20FY | H21FY |
|  |  |  | 充電設備 | 55 | 55 | 47 | 260 | 158 |
|  |  |  | うち 急速充電器 | － | 10 | 4 | 60 | 158 |
|  |  |  | うち 普通充電器 | － | 45 | 43 | 200 | － |
|  |  |  | 天然ガス充てん設備 | 311 | 32 | 327 | 344 | 342 |
|  |  |  | 水素充てん設備 | 12 | 1 | 10 | 11 | 15 |
|  |  |  | 合計 | 378 | 391 | 384 | 615 | － |
|  |  |  | （注）低公害車ガイドブック，日本ガス協会 HP 等から作成 ＜参考＞低公害車の普及状況（単位：台） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | H17FY | H18FY | H19FY | H20FY | H21FY |
|  |  |  | 電気自動車 | － | － | － | － | 1，600 |
|  |  |  | 天然ガス自動車 | 27，605 | 31，462 | 34，203 | 37，117 | 38，861 |
|  |  |  | 燃料電池自動車 | 65 | 61 | 51 | 66 | 64 |
|  |  |  | （注）日本ガス協会 HP，JHFC 資料等から作成 |  |  |  |  |  |



|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成19年度～平成 24年度） <br> ○燃料供給設備の設置数が増加することにより，次世代自動車の普及が進 むと考えられることから，大気汚染対策，CO2 排出量の抑制等に大きな効果 が期待できる。 <br> ○また，次世代自動車に位置づけられる電気自動車等の普及が進むことによ り，新たな需要の創出，関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 燃料供給設備の整備が十分でないことなどが低公害車の普及の障害となっ ていることから，固定資産税の特例措置により，設置者の維持費用を軽減す ることで，燃料供給インフラを整備するインセンティブを与えることが必要。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 燃料供給設備の取得に係る初期費用を支援するため，クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助事業を実施。さらに，本特例措置により維持費用を軽減することにより，燃料供給設備を設置する者に対してより大きなイン センティブが働く。 <br> 燃料供給設備の設置は次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり，政策的な支援が必要不可欠。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 大気汚染問題への対応，地球温暖化対策は，地域を問わず取り組んで行く べき課題。 <br> 燃料供給設備は低公害車を使用する際に必要不可欠なものであり，全国一律に設置することで自動車ユーザーの利便性が高まり，低公害車の普及が進むと考えられることから，地方税においても支援することが妥当。 |
| 10 | 有識者 |  |  |
| 11 | 前回の後評価 | 前評価又は事実施時期 | 平成19年度事後評価書 <br> （26．エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化）平成 20 年度事後評価書 <br> （15．ものづくり産業振興） |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | －制度概要 <br> 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は，原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが，中小企業者の試験研究費の税額控除については，これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。（大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。） <br> －要望内容 <br> 総額型控除上限の $10 \%$ 引き上げ等 |
| 3 | 担当部局 |  | 中小企業庁経営支援部創業•技術課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 創設（税額控除率 6\％） <br> 2 年間延長 <br> 3年間延長 <br> 2 年間延長 <br> 2年間延長 <br> 1年間延長 <br> 税額控除率の拡充（ $6 \% \rightarrow 10 \%$ ） <br> 1 年間延長 <br> 1 年間延長 <br> 1 年間延長 <br> 1 年間延長 <br> 税額控除率の拡充（ $12 \%$ の恒久化） <br> 税額控除率の $3 \%$ 上乗せ措置の拡充 $(12 \% \rightarrow 15 \%)$ ） <br> 増加額に係る税額控除（増加額の $5 \%$ ）の拡充 <br> 税額控除率 $3 \%$ 上乗せ措置の廃止（ $15 \% \rightarrow 12 \%$ ）） <br> 平成20年度 増加額に係る税額控除（増加額の $5 \%$ ）または売上高の $10 \%$ 超過に係る税額控除の選択制の追加 <br> 昭和 60 年度昭和 63 年度 <br> 平成 2 年度 <br> 平成 5 年度 <br> 平成 7 年度 <br> 平成 9 年度 <br> 平成10年度 <br> 平成11年度 <br> 平成 12 年度 <br> 平成 13 年度 <br> 平成14年度 <br> 平成 15 年度 <br> 平成 18 年度 <br> 平成 2 2年度 2 年間延長 |
| 6 | 適用又は延長期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 2020年度までに，官民合わせた研究開発投資をGDP4\％以上にする。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> 「2020年度までに，官民合わせた研究開発投資をGDP 比4\％以上にする。」 <br> （新成長戦略：平成22年6月18日閣議決定） |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 4．中小企業•地域経済産業政策 21．経営革新•創業促進 |





|  |  | 平成22年度での地方税減収額：26．6億円 <br> $\downarrow$ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果： $1.70 \text { 倍 }$ <br> 研究開発投資押上げ額：45億円 <br> $\downarrow$ GDP 押し上げ効果（マクロモデルによる試算） <br> 10年間（平成 $22 \sim 31$ 年度）累計のGDP押上げ効果（地方税分）： <br> 約175億円 <br> 【（3）経済対策（総額型等控除上限の10\％引上げ）部分】 <br> 上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を，利用実態調査で得ら れた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。 <br> －平成 22 年度減収額（大企業分）：372億円（財務省試算を基にした経産省試算） <br> －平成22年度減収額（中小企業分）：34億円（財務省試算を基にした経産省試算） <br> $\downarrow$ <br> －10年間（平成 $22 \sim 31$ 年度）累計のGDP押上げ効果（大企業分）： <br> 約1，990億円 <br> －10年間（平成 $22 \sim 31$ 年度）累計のGDP押上げ効果（中小企業分）： <br> 約223億円 <br> ※地方税部分における経済波及効果の試算 <br> 経済対策における経済波及効果（地方税分）を次のとおり試算。 <br> 平成 22 年度減収額（中小企業分）：34億円 <br> （財務省試算を基にした経産省試算） <br> $\downarrow$ 地方税に換算：0．173倍 <br> 平成 22 年度での経済危機対策による地方税減収額：5． 9 億円 <br> $\downarrow$ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果： $1.70 \text { 倍 }$ <br> 研究開発投資押上げ額：10億円 <br> $\downarrow$ GDP 押し上げ効果（マクロモデルによる試算） <br> 10年間（平成 $22 \sim 31$ 年度）累計のGDP押上げ効果（地方税分）：約38億円 |
| :---: | :---: | :---: |
| 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 我が国においては， <br> ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く $72.5 \%$ 。 この値は米，英，独，仏，露，中，韓，日の8ヶ国中，韓国に次いで2位） <br> （2）企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い $(98.5 \%)$ ， <br> （3）政府による企業への直接支援が少ない（ $0.9 \%$ ，上記 $8 ヶ$ 国中最低）。 <br> すなわち，我が国のイノベーションは，企業が率引しており，かつ，企業が自 らの負担で推進しているということができる。そのため，企業の創意工夫のあ る自主的な研究開発を促進することが，成長力•国際競争力強化の観点から極めて重要である。 <br> 研究開発税制は，企業の法人税額負担を減少させることにより，創意工夫あ ふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり，妥当性があると言え る。 |



## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした |
| :--- | :--- | :--- |
| 租税特別措置等の名称 |  | 排出ガス創設




|  | 分担 | （（株）日本政策金融公庫による低利融資） <br> 実績）H18～ H 21 融資実績 <br> （1）中小企業：47億円（103 件） <br> （2）国民生活事業： 21 億円（216 件） <br> 【他の支援措置との役割の違い】 <br> （1）の当該税制は，特定特殊自動車に限らず，中小企業が機械購入する際の投資への優遇措置であり，広く更新需要喚起を下支えするもの である。 <br> （2）の当該融資施策は，期間を限定せず特定特殊自動車購入需要に対する資金調達を容易にし，更新需要喚起を下支えするものである。 <br> （1）（2）とも，特定特殊自動車の確実な更新を進めることとなるが，時限的な措置により新基準適合車の早期市場投入を誘発し，新基準車への早期更新需要喚起と切替加速を目的とする地方税制特例制度とはその役割が異なる。 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 国際商品である特定特殊自動車については，国による国内統一基準での排出ガス規制が適当であり，その規制強化に当たっては，新基準適合車への更新が円滑に行われるよう国が施策展開を行うことが重要である。一方で，新基準適合車の早期普及は，当該車両が使用される地域の大気環境の改善に特 に資するため，地方税•地方公共団体の協力による支援が適当である。 |
| 10 | 有識者の見解 | （法制定時衆参国会附帯決議平成17年5月） <br> 「排出ガス基準に適合する公道を走行しない特殊自動車への買換が <br> 円滑に進むよう金融•税制面への支援措置を検討すること。」 <br> （中央環境審議会（第 9 次答申）平成 20 年1月） <br> 「ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス対策については，平成15年10月から公道を走行する特殊自動車に対して規制が導入され，平成18年10月から車種により排出ガスの規制の強化，公道を走行しない特殊自動車に対する規制 が導入されたところであるが，今後，自動車全体に占めるディーゼル特殊自動車のPM，NOxの寄与割合が増加すること，また，今後，ディーゼル特殊自動車についても PM，NOX後処理装置の導入が可能になることが考えられること から，ディーゼル特殊自動車の排出ガス対策の強化を行うことが必要であ る。」 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書


|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 被災家屋の代替取得等により被災者の生活再建が促進されることで，被災地全体の復興につながる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 平成 20 年度 87 件（うち， 19 年新規取得分 87 件） <br> 平成 21 年度 1,957 件（うち， 20 年新規取得分 1,870 件） |
|  |  | （2）減収額 | 平成 20 年度 固定資産税 1，684 千円 都市計画税 127 千円 <br> （うち， 19 年新規取得分 固定資産税 1,684 千円 都市計画税 127 千円）平成 21 年度 固定資産税 54,392 千円 都市計画税 2,664 千円 <br> （うち， 20 年新規取得分 固定資産税 52,766 千円 都市計画税 2,541 千円） |
|  |  | （3）効果•達 <br> 目標の <br> 現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成19年度～24年度） <br> 被災地は未だ復興途上にあり，個人所得の低迷等から被災地の生活再建 が十分に進んでいない状況にあることから，早期の生活再建の促進を図るた め，特例措置の適用期限の延長が必要不可欠である。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 19 <br> 年度～24 年度） <br> 平成 19 年 $2.1 \%$ <br> 平成 20 年 $37.9 \%$ <br> 平成 21 年 $47.7 \%$ <br> 今後とも特例措置により被災地の復興が期待される。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等が新設，拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 23 年度～24 年度） <br> 特例措置が延長されないことにより，住宅再建をさらに延期若しくは断念せ ざるを得ない被災者が増加することが考えられ，被災地全体の復興が一層遅 れることになる。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成19年度～24年度） <br> 被災者の生活再建が促進され，被災地全体の復興に寄与しており，今後とも復興に寄与することが期待される。 |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 被災者にとつて，固定資産税（都市計画税）の減税特例措置は，生活再建 のため多大な出費を強いられる中，住宅再建後の負担軽減措置として必要不可欠である。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | － |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 本特例措置により，被災地域の復興に寄与することとなる。 |
| 10 | 有識者の見解 |  | － |
| 11 | 前回の後評価 | 前評価又は事実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書




| 11 | 評価結果の反映の方向 | 特になし。 |
| :--- | :--- | :--- |
|  | 性 |  |
| 12 | 前回の事前評価又は事 | - |
|  | 後評価の実施時期 |  |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 特別修繕準備金（銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | 銑鉄製造用の溶鉱炉•熱風炉の修繕に要する費用を準備金として積み立てた ときは，その一定限度額（3／4）以下の積立額の損金算入を認める。 |
| 3 | 担当部局 |  | 製造産業局鉄鋼課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 昭和25年度 船舶修繕引当金の創設 <br> 昭和26年度 対象資産に銑鉄製造用の溶鉱炉・ガラス製造用の連続溶解炉 が追加され，特別修繕引当金に名称変更 <br> 昭和61年度 対象資産に球形ガスホルダーが追加 <br> 平成 元年度 対象資産に石油の貯油槽が追加 <br> 平成10年度 特別修繕引当金の廃止（経過措置有り），特別修繕準備金の創設 <br> 平成14年度 特別修繕引当金経過措置の廃止 |
| 6 | 適用期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 高炉設備の修繕が定期的かつ確実に実施される環境を整備することによ り，幅広い産業で活用される基礎物資である鋼材の安定供給を確保し，我が国製造業の国際競争力の強化を実現する。また，ものづくり現場の安心•安全 を確保する。 |
|  |  |  | 《政策目的の根拠》 |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 政策名：3．ものづくり・情報・サービス産業政策施策名：15．ものづくり産業振興 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 銑鉄製造用の溶鉱炉•熱風炉の修繕が，定期的かつ確実に実施される事業環境を整備する。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 本制度を活用している企業数及び溶鉱炉•熱風炉の基数，また，定期的な修繕のために積み立てられた準備金の残高。 |
|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 本制度は，高炉設備の特別修繕に係る巨額な費用を平準化させ，期間損益計算を適正に行うための制度であり，企業の財務基盤を安定化させるため に措置されている。これにより，高炉設備の定期的かつ確実な修繕を確実なも のとすることで，幅広い産業で活用される基礎物資である鋼材の安定供給及 びものづくり現場の安心•安全に寄与している。 |


| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 件数 | 準備金積立額 | 期末残高 |
|  |  |  | 平成 18 年度 | 4 社 | 57 億円 | 241 億円 |
|  |  |  | 平成 19 年度 | 4 社 | 67 億円 | 308 億円 |
|  |  |  | 平成 20 年度 | 4 社 | 68 億円 | 376 億円 |
|  |  |  | 平成 21 年度 | 4 社 | 73 億円 | 448 億円 |
|  |  |  | 平成 22 年度 <br> （見込み） | 4 社 | 85 億円 | 533 億円 |
|  |  |  | （※）日本鉄鋼連盟調ベ |  |  |  |
|  |  | （2）減収額 | 平成18年17．1億円 <br> 平成19年20．1億円 <br> 平成 20 年 15.3 億円 <br> 平成 21 年 11.0 億円 <br> 平成 22 年 21.7 億円（見込み） <br> （※）日本鉄鋼連盟調ベ <br> （※）減収額：（積立額一取崩額）$\times$ 黒字比率 $\times 30 \%$ で試算 |  |  |  |
|  |  | （3）効果•達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成10年4月～平成22年3月）制度創設以降（平成10年以降），4社において，19基の溶鉱炉（修繕費用平均：約90億円，修繕期間平均：約15年），12基の熱風炉（修繕費用平均：約 20億円，修繕期間平均：約23年）の修繕のために，本制度を利用しており，鋼材の安定供給及びものづくり現場の安心•安全が確保されている。 |  |  |  |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成10年4月～平成22年3月） <br> 上記のとおり，本制度は，高炉設備の業界内で幅広く利用されており，幅広い産業で活用される鋼材の安定供給及びものづくり現場の安心•安全の確保に寄与している。 |  |  |  |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成10年4月～平成 22年3月） <br> 本制度は，高炉設備の定期的かつ確実な修繕に係る措置として，巨額な修繕費用の平準化を通じて，幅広い産業で活用される鋼材の安定供給，ものづくり現場の安心•安全に寄与している。 |  |  |  |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 本制度は，特定業界向けの措置であるが，高炉設備の特別修繕に係る巨額 な費用を平準化させ，期間損益計算を適正に行うための制度であり，企業の財務基盤を安定化させるために措置されている。また，鋼材の安定供給という公益的な目標を達成するための措置となっている。以上を踏まえ，政策手段と して妥当である。 |  |  |  |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 多額の費用が必要となる修繕に関し，本制度をもって，課税の繰り延べを認 めることにより，その費用負担を平準化することが可能となっているが，同様 の効果を予算措置の他の政策支援によって行うことはできない。 |  |  |  |


|  |  | （3）地方公共 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 団体が協 |  |  |
| 力する相 |  |  | | 高炉設備を有する製鉄所は，各地域に立地しており，地理的•経済的にも大規 |
| :--- |
| 模なものであるため，地域産業や雇用など地域経済に密接に関わり合ってい |
|  |

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 租税特別措置等の内容 |  | （概要） <br> 個人又は法人が所有している土地を，中小企業高度化事業を実施する事業協同組合等に譲渡した場合，土地を譲渡した者の譲渡所得から1，500万円を限度として控除又は損金算入を認める。 <br> 対象：高度化事業用に土地等を譲渡した個人，法人 |
| 3 | 担当部局 |  | 中小企業庁経営支援部経営支援課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 昭和49年 創設 控除額：500万円 <br> 要 件：施行区域の面積10ヘクタール以上 <br> 昭和 50 年 改正 控除額：1，500万円 <br> 要 件：都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるも のであること |
| 6 | 適用期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 <br> （1）政策目 <br> 及びそ <br> 根拠 |  | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> －高度化制度は，中小企業の事業環境の整備，経営基盤の強化を目的に，個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同 で行うことを支援するものであり，独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し，事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断•助言を行うとともに，長期•低利の融資を行っている。本措置により，高度化事業を実施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対し，譲渡所得の特例措置を認めることにより，売却時の税負担が軽減されることで土地売却の円滑化が図られ，事業の円滑な実施が期待できる。 <br> （政策目的に係る達成目標） <br> －中小企業の事業環境整備を図り，経営基盤の強化を図る。具体的に は，中小企業の行う他の事業者との連携，事業の共同化，又は中小企業の集積の活性化を図ることにより，中小企業の健全な成長発展を図 る。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> －高度化制度は，中小企業基本法（昭和38年7月）において「国は，中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため，中小企業者の交流又は連携の推進，中小企業者の事業の共同化のための組織の整備，中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。 （第16条）」，「国は，自然的経済的社会的条件からみて—体である地域にお いて，同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策 を講ずるものとする。（第17条）」こととして，位置づけられている。 <br> －また独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年12月）では，「中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者 に対し，当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。（第15条）」と定められており，以上のとおり，高度化制度は政策的に重要なものとして位 |


|  |  |  |  | 置づけられている。 <br> －昭和38年7月に施行された「旧中小企業基本法」では，中小企業構造の高度化（事業の共同化，工場•店舗等の集団化等）が基本政策として位置づけ られ，高度化事業は，その中核的な施策であった。 <br> －また，平成11年7月に施行された「新中小企業基本法」においても，「中小企業構造の高度化」は「連携•共同化，集積の活性化」に概念が整理され，中小企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。 <br> －昭和42年の「中小企業振興事業団」の設立により，当事業団が高度化制度 を都道府県と協調し，実施しており，特殊法人の見直し等による事業実施主体の変遷はあったものの，現在においても同様の仕組みで独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 政策体系 <br> における <br> 政策目的 <br> の位置付 <br> け | 4．中小企業•地域経済産業政策 21．経営革新•創業促進 |
|  |  |  | 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> －中小企業の事業環境整備を図以，経営基盤の強化を図る。具体的には，中小企業の行う他の事業者との連携，事業の共同化，又は中小企業の集積の活性化を図ることにより，中小企業の健全な成長発展を図る。 |
|  |  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 |
|  |  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> －高度化事業を実施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対 し，譲渡所得の特例措置を認めることにより，売却時の税負担が軽減される ことで土地売却の円滑化が図られ，事業の円滑な実施が期待できる。 |
| 8 | 有効性等 |  | 適用数等 | 年度 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 <br> 適用組合数 O 1 0 1 0 <br> 譲渡者数 O 4 0 8 0 <br> （出所：独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査） <br> 高度化事業は中小機構と都道府県が一体となって行う融資制度であり，活用に当たつては都道府県の財政状況に影響を受ける。昨今の都道府県の財政逼迫を受けて，活用が落ちこみ，適用件数も伸び悩んでいるが，今後も大型 の集団化事業が予定されており，税制活用が見込まれる。 |
|  |  | 2） | 減収額 | 年度 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21  <br> 減収額 O 18 O 44 O （百万円） <br> （出所：独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査）       |
|  |  |  | 効果•達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：～平成 21 年度） <br> －高度化事業の実施状況（平成 21 年度末時点） <br> 高度化事業では，累計で工業団地497，共同店舗630，商店街1，397等，合計8，972の組合に貸付けを行い，中小企業の事業環境の整備，経営基盤 の強化が図られている。 |
|  |  |  |  | 《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》 |


|  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 16 年度～平成 21 年度） <br> －平成21年度中小企業実態基本調査（平成20年度決算実績）によれば，中小企業1社当たりの納税額（税引き前当期純利益－税引き後当期純利益）は 263万円。他方，高度化事業を実施した組合員数の総計は推計で約20万社 であることから，高度化事業を実施した組合員による平成20年度の納税額は約5260億円と推計される。 <br> －平成16年度に本特例が活用され，工場団地建設を行った協同組合Fの県内波及効果（分析対象期間：平成16～21年度） <br> 平成16年度～20年度の生産誘発額：20．5億円 <br> 平成16年度～20年度の雇用誘発人数：160人 <br> －また，高度化事業を実施した組合に土地を譲渡し，本措置の適用を受けた元土地所有者にヒアリングを実施したところ，以下の通り，土地の譲渡にあた っては本措置が有効であったことが確認できる。 <br> ○A氏のコメント：本特例措置は，当該組合へ土地を売却する際の大きなポイ ントだった。他にも売却を求められた先があったが，本特例措置の存在が決 め手となり，当該組合へ売却した。 |
| :---: | :---: | :---: |
| 9 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | －高度化事業は貸付けを受けようとする組合等に対して，国が定めた実施要領 に基づき事業計画の診断•助言が行われるものであるが，事業実施者をあら かじめ限ることはなく，また，税についても必要最小限の特例措置である。 <br> －中小企業が事業を実施するにあたっては，ある程度の規模のまとまった土地 を取得する必要がある。仮に取得できない土地が生じた場合，代替地の確保 に数年を要したり，事業実施を断念せざるを得ない事態となったりするため，本措置は必要不可欠の措置である。 |
|  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | －中小企業が高度化事業を実施するには，ある程度の規模のまとまった土地 を取得する必要がある。仮に，取得できない土地が生じた場合，代替地の確保に数年を要したり，事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。本措置は，地権者からの土地取得を容易とし，高度化事業推進の円滑化に資するものであり，また，公害対策，都市過密対策や地域振興に貢献しつ つ，中小企業の競争力に資する産業集積の維持に寄与するものである。 <br> －また，以下のとおり，高度化事業に関する地方税及び国税の特例があるが，対象，目的が違い，役割分担がなされている。 <br> （国税） <br> －特定事業用資産の買い換え特例 <br> $\rightarrow$ 移転を伴う事業において，組合員が移転前に事業を行っていた土地•建物等の譲渡で生ずる譲渡益に対して課税の繰延べを認めることで，組合員 の生産性向上に向けた投資につなげるもの <br> 対象者：集団化事業へ参加するために移転した中小企業者 <br> 対象施設：移転に伴い譲渡した土地等，建物構築物，機械及び装置 <br> （地方税） <br> －固定資産税の軽減 <br> $\rightarrow$ 取得した機械及び装置について新たに課されることになった年度から 3 年 <br> 度分に限り $1 / 2$ に軽減し，資金繰りの安定を図るもの <br> 対象者：共同利用機械を取得した事業協同組合等 <br> 対象施設：共同利用のための機械及び装置 <br> －不動産取得税の免除•軽減 |


|  |  | $\rightarrow$ 組合不動産を取得した日から5年以内に組合員へ譲渡した場合，組合へ の不動産取得税を免除し，二重課税を防ぐもの 等 <br> 対象者：（免除）集団化事業の用に供する不動産を，5 年以内に組合員へ譲渡した事業協同組合等 <br> （軽減）共同施設用建物を取得した事業協同組合のみ <br> 対象施設：（免除）集団化事業の事業用の不動産 <br> （軽減）保管，生産，加工，修理又は展示の用に供する家屋 <br> 試験及び研究の用に供する家屋 <br> －事業所税の非課税 <br> $\rightarrow$ 大都市の都市環境の整備に必要な財件を確保するための目的税である が，中小企業者の事業の共同化を行い，集積の活性化に寄与する事業で あるため，高度化事業は非課税となっている。 <br> 対象者：東京都（特別区の区域），政令指定都市，人口 30 万人以上の政令 で指定する市等の事業協同組合等 <br> 対象施設：工場，研究施設，情報サービス業を行う事業場，倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | －高度化事業は，独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し，住工混在の解消，集積の活性化，雇用の拡大等地域施策の実現手段であ る。地方公共団体が主体的に参画する地方振興策であるため，地方公共団体 における中小企業集積の活性化が図れる。 |
| 10 | 有識者の見解 | － |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | 中小企業の経営基盤の強化を図る目的の政策誘導手段として，引き続き同措置を継続する。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 保険会社等の異常危険準備金 |
| :---: | :---: | :---: |
| 2 | 租税特別措置等の内容 | 損害保険会社等が，各事業年度において，責任準備金の積み立てにあた り，火災保険等の異常災害損失の補てんに充てるため，当該年度の正味収入保険料等を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立 てたときは，この積立額の損金算入を認める。 <br> この準備金は，異常災害損失が生じた場合にはその損失の額，積立後 10年を経過した場合にはその積立額と［（異常危険準備金の金額＋当期の積立額）一当年度正味収入保険料等 $\times$ 洗替保証率 $]$ のいずれか少ない金額を取り崩して益金に算入する。 <br> ※異常災害損失：保険等の種類ごとに各事業年度において支払った又は支払 うべきことの確定した保険金の総額が，（正味収入保険料等 $\times$ 異常災害損失率）を超える場合に，その超える金額に対応する損失をいう。 <br> ※積立限度額：保険等の種類に応じ当年度正味収入保険料等に積立率を乗 じて計算した金額。火災共済協同組合にあっては，積立率4\％を適用（ただ し，無税積立残高が当該年度の正味収入共済掛金の $60 \%$（連合会は $75 \%$ ）を越えた場合には，無税積立率は $2 \%$ ）。 <br> ※洗替保証率：異常危険準備金残高のうち，その正味収入共済掛金に対する割合が一定割合を超過した場合は，その超過部分に対応する金額が益金算入となる，当該一定割合のことをいう。 <br> （火災共済協同組合 $60 \%$ ，火災共済協同組合連合会 $75 \%$ ） |
| 3 | 担当部局 | 中小企業庁経営支援部経営支援課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 22 年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和 28 年度 創設 <br> 昭和 34 年度 火災共済協同組合についても適用 <br> 昭和 36 年度 火災共済協同組合連合会についても適用 <br> －無税積立率の変遷 <br> 平成 5 年度 5 年間の延長（積立率 $5 \%$（本則2．5\％）） <br> 平成 10 年度 3 年間の延長 <br> 平成 13 年度 3年間の延長 <br> 平成 16 年度 3 年間の延長 <br> 平成19年度 3年間の延長 <br> 平成 22 年度 3 年間の延長，積立率 $4 \% ~($ 本則 $2 \%$ ）に引き下げ <br> －洗替保証率の変遷 <br> 昭和 36 年度 火災共済協同組合 $75 \%$（火災共済協同組合連合会 $90 \%$ ）， <br> 昭和 53 年度 $72 \% ~(87 \%)$ ，昭和 54 年度 $69 \% ~(84 \%)$ ， <br> 昭和 55 年度 $66 \%(81 \%)$ ，昭和 56 年度 $63 \%(78 \%)$ ， <br> 昭和 57 年度 $60 \%$（ $75 \%$ ） |
| 6 | 適用期間 | 本則 $2 \%$ は恒久措置，上乗せ $2 \%$ は平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年3月 31 日 （3年間） |


| 7 | 必要性等 | （1）政策目的 <br> 及びその <br> 根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 中小企業の活性化•健全な発展を実現するための環境整備を行う。特に，契約者たる中小企業者の保護を目的として，火災共済協同組合及び同連合会の経営基盤の安定を図る。 <br> 中小企業等に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るた め，火災共済協同組合等が異常危険準備金を確実に積立てることにより，「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保させる。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> 中小企業等協同組合法は，中小企業者の相互扶助の精神に基づき協同し て事業を行うために必要な組織について定め，これらの者の公正な経済活動 の機会を確保し，また，その自主的な経済活動を促進し，かつ，その経済的地位の向上を図ることを目的としている。 <br> 同法において責任準備金の積立てが義務づけられており，責任準備金の一 つである異常危険準備金については，中小企業等協同組合法施行規則にお いて共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込ま れる危険に備えて計算した金額を積立てなければいけないことが明記されて いる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 政策名：4．中小企業•地域経済産業政策施策名：21．経営革新•創業促進 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 中小企業等に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るた め，火災共済協同組合等が異常危険準備金を確実に積立てることにより，「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保させる。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 異常危険準備金の積立残高について，予想外の損害のうち最大規模の水準まで積立てる。 |
|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> 中小企業等に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図り，火災共済協同組合等の財務基盤が強くなることで，契約者たる中小企業者の保護が確保され，中小企業の活性化•健全な発展に寄与する。 |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | ○適用状況 <br> 2 組合（平成 21 年度） <br> 2 組合（平成 20 年度） <br> 3 組合（平成19年度） <br> 45 組合（平成 18 年度） <br> 45 組合（平成 17 年度） <br> （出所：火災共済協同組合決算書等） <br> 本措置の対象は，火災共済協同組合及び連合会となっている。 <br> 平成 21 年度において，本税制措置の対象となる火災共済協同組合及び連合会3組合のうち 2 組合が特例措置を利用している。 <br> なお，平成 19 年度より，広島県及び三重県以外の各都道府県の協同組合 に係る異常危険準備金の積立てについて，全日本火災共済協同組合連合会 に一元化されたことに伴い，対象法人数が減少（45 組合 $\rightarrow 3$ 組合）している。 |


|  |  |  | ○洗替保証率との関係について <br> 洗替保証率については，無税積立残高が正味収入共済掛金の右記割合 （火災共済協同組合 $60 \%$ ，火災共済協同組合連合会 $75 \%$ ）相当額に達してい る火災共済協同組合等は 20 年度実績で 1 組合， 21 年度実績で2組合となって いる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （2）減収額 | ○減収額 <br> 6，019 万円（平成 21 年度） <br> 6， 254 万円（平成 20 年度） <br> 6，573 万円（平成 19 年度） <br> 9，185 万円（平成 18 年度） <br> 1 億 0,507 万円（平成 17 年度） <br> （出所 ：火災共済協同組合決算書等から中企庁において計算） |
|  |  | （3）効果•達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成19年度～平成21年度） <br> 本措置により，順調に異常危険準備金の積立てが行われている。 <br> ○異常危険準備金積立残高 <br> 10，231百万円（平成 21 年度） <br> 9，981百万円（平成 20 年度） <br> 9，689百万円（平成 19 年度） <br> （出所：火災共済協同組合決算書等） |
|  |  |  | 《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 19年度～平成21年度） <br> 本措置を利用し積立てを行っているものの，相次ぐ異常災害により，異常危険準備金が取り崩されており，積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のもの（伊勢湾台風級の自然災害で想定される支払共済金の額）を下回っている。引き続き，目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 21 年度） <br> 本措置により，火災共済協同組合等の税負担を軽減することで，契約者た る中小企業者の保護を目的として，「通常の危険率を超える損害」に対応でき る財務基盤を確保するため，順調に異常危険準備金の積立てが行われてい る。 |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務づけられてお り，責任準備金の一つである異常危険準備金については，中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけな いことが明記されている。 <br> 本措置における損金算入の特例 $4 \%$ は，本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が組合 6 $0 \%$ ，連合会 $75 \%$ 以下の低水準の場合に限り認められるものであり，適切な措置となっている。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 他の支援措置はない。 |


|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 税負担の軽減をすることで，異常災害の発生に備えるための適正な水準ま での準備金の積立てを促す措置であり，地方税においても同様の措置が必要 である。 <br> また，全国各地で生じる異常災害に対し，被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから，地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。 |
| :---: | :---: | :---: |
| 10 | 有識者の見解 | なし |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | 引き続き本税制措置の実施により，適正な水準までの異常危険準備金の積立てを促進していく。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成 22 年度改正要望時 |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 特別修繕準備金（球形ガスホルダー） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 租税特別措置等の内容 |  | 一般ガス事業の用に供される球形ガスホルダー（最高使用圧カが 0.1 切パ スカル以上のもの）について，一定の開放検査に係る修繕費に充てるため必要 となる積立金の一定割合（3／4）に相当する額について，積立時点で損金算入を認める制度。 |
| 3 | 担当部局 |  | 資源エネルギー庁 ガス市場整備課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 昭和25年度 船舶修繕引当金の創設 <br> 昭和26年度 対象資産に銑鉄製造用の溶鉱炉・ガラス製造用の連続溶解炉 が追加され，特別修繕引当金に名称変更 <br> 昭和61年度 対象資産に球形ガスホルダーが追加 <br> 平成 元年度 対象資産に石油の貯油槽が追加 <br> 平成10年度 特別修繕引当金の廃止（経過措置有り），特別修絴準備金の創設 <br> 平成14年度 特別修繕引当金経過措置の廃止 |
| 6 | 適用期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性 <br> 等 <br> （1）政策目 <br> 及びそ <br> 根拠 |  | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> ガス事業者は，ガス事業法及び関連法令の下，公益事業として国民生活•産業活動に不可欠なエネルギーである都市ガスの安定供給及び保安の確保 を図ることが求められている。 <br> 本制度を通じて，定期的な開放検査の実施を確実なものとする事業環境を整備し，球形ガスホルダーの不具合を原因とする事故や供給支障の発生を未然に防止することにより，都市ガスの安定的な供給及び保安の確保を実現す る。《政策目的の根拠》 <br> 球形ガスホルダーは，供給ガスを貯蔵し，需要のピーク変動や一時的な供給支障に対応してガスを送出する設備であり，都市ガスの安定供給を確保す るために極めて重要な設備である。 <br> しかし，その修繕費用は，経常利益の約4割を占める程多額なものであり，当該費用を検査実施年度に全額負担させることは，期間損益を大きく歪め，企業の財務状況への影響も極めて大きいことから，税負担均衡の面からも合理的ではない。 <br> このため，本制度により，球形ガスホルダーの修繕費用の平準化及び税負担の均衡を図り，球形ガスホルダーの不具合を原因とする事故や供給支障の発生を未然に防止する必要がある。 <br> なお，ガス事業法第36条の2の4において，球形ガスホルダーを含む一部 のガスエ作物については，公共の安全を確保するため，定期的な自主検査を行うことを義務づけている。また，同法施行規則第58条において，定期自主検査については，各部の損傷，変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法で検査すべきとしている。 <br> また，これらを達成するための具体的な検査方法として，ガス事業者は，（社）日本ガス協会が策定した「球形ガスホルダー指針」を参照して，定期的な開放検査を実施している。 |



|  |  |  | 全体の6割強に拡大しているが，非自由化部門はもとより，自由化部門につい ても供給義務が課されている。（例：供給区域内の大口需要家と新規参入者と の交渉が不調に終わった場合など） <br> 都市ガス事業者は，製造設備の合理化，腐食によるガス漏れの危険性のな いポリエチレン管への入れ替えなど合理的な保安施策の推進に取り組んでお り，他燃料との競合が激化する中で供給義務を負いながら安定供給や保安の確保を維持していくことは容易ではない。 <br> そのため，引き続き本制度による支援が必要である。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | また，本措置は都市ガス事業者に対するものだが，その効果は公共の安全 の確保として広く国民に還元されており，一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 多額の費用が必要となる修繕に関し，本制度（課税の繰り延べ）により，そ の費用負担を平準化することが可能となっているが，同様の効果を補助金な どの予算措置等のほかの政策支援によって行うことはできない。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 本措置は，各地域に根ざした都市ガスの安定供給や保安の確保を通じて，地域住民の快適な生活や，地域企業の産業活動を支えている。 |
| 10 | 有識者の見解 |  | － |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 |  | 開放点検の実施により球形ガスホルダーの不具合を原因とする事故や供給支障の発生をO（ゼロ）件に維持することを通じて，国民生活•産業活動に不可欠なエネルギ一である都市ガスを供給している都市ガス事業の健全な発達 （安定供給，保安の確保等）を図っており，租税特別措置等の特例措置を今後 とも，引き続き維持していくことは適切かつ重要である。 |
| 12 | 前回の後評価 | 前評価又は事実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 特別修繕準備金（石油の貯蔵の用に供する貯油槽） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 租税特別措置等の内容 |  | 石油の貯油槽（石油タンク）の開放点検を受けるための修繕に要する費用に充てるため，一定限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは，その積立額を所得の計算上損金に算入し，修繕時に益金算入する。 |
| 3 | 担当部局 |  | 資源エネルギー庁 資源•燃料部 政策課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成 22 年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 昭和25年度 船舶修繕引当金の創設 <br> 昭和26年度 対象資産に銑鉄製造用の溶鉱炉・ガラス製造用の連続溶解炉 が追加され，特別修繕引当金に名称変更 <br> 昭和61年度 対象資産に球形ガスホルダーが追加 <br> 平成 元年度 対象資産に石油の貯油槽が追加 <br> 平成10年度 特別修繕引当金の廃止（経過措置有り），特別修繕準備金の創設 <br> 平成14年度 特別修繕引当金経過措置の廃止 |
| 6 | 適用期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 石油に係る安定供給•保安を確保するため，消防法に規定されるタンクの開放点検等，企業による保安確保の確実な実施が可能となる事業環境整備を図 る。 <br> 《政策目的の根拠》 <br> エネルギー基本計画（平成 22 年6月閣議決定）等に基づき，平時及び緊急時 における石油の安定供給のための安全確保を目的とする。 |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 政策名：5．エネルギー・環境政策 <br> 施策名：25 石油•天然ガス・石炭の安定供給確保 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 国内における石油の円滑な供給に不可欠である石油精製•流通部門につい て，石油安定供給•緊急時対応体制•保安確保の維持に適切に対応する。具体的には，法令上義務付けられている石油タンクの開放点検が確実に実施 される事業環境を整備する。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 本制度を活用している企業数，修繕基数，準備金の積立て残高。 <br> 【修繕基数】【準備金積立率】 <br> 平成 18 年度 291 基／99．9 \％ <br> 平成 19 年度 276 基／99．8 \％ <br> 平成 20 年度 321 基／99．9\％ <br> 平成 21 年度 437 基／99．5\％ <br> 平成 22 年度（見込） 493 基 $/ 99.7 \%$ <br> ※準備金積立率＝当期税務上積立額／積立限度額 |


|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》国内石油需要の減少等により石油産業の経営環境が悪化する中，保安確保 のための事業環境整備の重要性は従来にも増して高まっている。本制度によ り石油タンク補修費用の負担が平準化され，経営の安定化に資することで確実な修繕の実施に寄与している。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 件数／準備金積立額／取崩額／期末残高 <br> 平成 18 年度 17 社 $/ 58$ 億円 $/ 52$ 億円 $/ 318$ 億円 <br> 平成 19 年度 17 社 $/ 73$ 億円 $/ 54$ 億円 $/ 337$ 億円 <br> 平成 20 年度 17 社 $/ 76$ 億円 $/ 61$ 億円 $/ 352$ 億円 <br> 平成 21 年度 17 社 $/ 88$ 億円 $/ 69$ 億円 $/ 371$ 億円 <br> 平成 22 年度（見込） 15 社 $/ 94$ 億円 $/ 80$ 億円 $/ 385$ 億円 <br> （出所：経産省調査） <br> 貯油槽に係る特別修繕準備金制度は，消防法の規定により定期的に行う検査等を対象としており，タンクを保有する石油業界向けの措置となっている。同制度は石油の安定供給を目的とし業界内で幅広く利用されており，想定外の偏りは無いものと考えられる。 |
|  |  | （2）減収額 |  【減収額】 【利益法人割合】 <br> 平成 18 年度 1.5 億円 $82 \%$ <br> 平成 19 年度 5.7 億円 $100 \%$ <br> 平成 20 年度 2.4 億円 $53 \%$ <br> 平成 21 年度 3.4 億円 $60 \%$ <br> 平成 22 年度（見込） 4.2 億円 $100 \%$  <br> 算出方法：（積立額一取崩額）$\times$ 利益法人割合 $\times$ 法人税率 $30 \%$   <br> （出所：経産省調査）   |
|  |  | （3）効果•達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 20 年4月～平成22年3月）原油価格の高騰や他燃料との競合等に伴う国内石油需要の減少により，石油産業の経営環境が悪化する中で，安定供給や保安の確保を維持していくこ とは容易ではない。そのような中，本制度（当該修繕費用の平準化及び税負担の均衡）を通じて，石油タンクの不具合を原因とする供給支障の発生をO（ゼ ロ）件に維持している。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 20 年4月～平成22年3月） <br> 本措置により，今後 2 年間で必要とされる修繕費 335 億円に対して，直近 2 年間の内に，164億円の積立てがなされた。また，758基の修繕のために 130 億円の取り崩しがなされている。 <br> 定期的に大規模な修繕費が必要となる石油タンク保有事業者の財務基盤の安定化が図られ，確実な修繕の実施が確保されることにより，石油の安定供給が図られる。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 20 年4月～平成 22年3月） <br> 実際の修繕費全てを積み立てられた準備金で賄える状況になく，追加的な企業負担により，平時における石油製品の安定供給及び緊急時に備えた 70 日分の石油備蓄が確保されている状況。積立時に損金算入された金額は取崩時に益金算入されるため，税の減収額は僅少であるが，企業がタンク開放点検を円滑に遂行することに貢献している。 |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき | 本制度は特定業界向けの措置であり，消防法により義務付けられている石油 タンクの定期的な開放点検•検査に係る措置として，主に石油元売•精製会社 が利用している。巨額な検査費用を平準化させることにより，石油会社の保安 |


|  |  | 妥当性等 | に係る負担を軽減させ，さらには石油の安定供給に資するものである。本制度 において積立時に損金算入された金額は取崩時に益金算入されることになる ため，補助金や純減税による政策措置と比較すれば実質的な財政負担は僅少であり，石油の安定供給という公益的な目標を達成するための措置として的確と考える。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （2）他の支援 <br> 措置や義務付け等 との役割分担 | 多額の費用が必要となる修繕に関し，本制度により，課税の繰り延べを認める ことにより，その費用負担を平準化することが可能となっているが，同様の効果を補助金などの予算措置等の他の政策支援によって行うことはできない。 |
|  |  | 3）地方公共 <br> 団体が協 <br> 力する相 <br> 当性 | 貯油槽に係る特別修繕準備金制度は，消防法の規定により市長村長等が行う保安に関する定期的な検査等を対象としている。 |
| 10 | 有識者の見 | 見解 | 無し |
| 11 | 評価結果の性 | の反映の方向 | 存置 |
| 12 | 前回の事前後評価の実 | 前評価又は事実施時期 | 無し |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 原子力発電施設解体準備金 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 租税特別措置等の内容 |  | 電気事業法に規定する一般電気事業又は卸電気事業を営む法人が，各事業年度において，特定原子力発電施設の解体費用の支出に備えるため，積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは，その積立額の損金算入を認める。 |
| 3 | 担当部局 |  | 資源エネルギー庁電カ・ガス事業部電力市場整備課 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成 22 年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 平成2年度 創設 <br> 平成8年度 設備利用率見直し（ $70 \% \rightarrow 73 \%$ ，平成 8 年度は $71 \%$ ） <br> 平成10年度 設備利用率の見直し（ $73 \% \rightarrow 75 \%$ ） <br> 平成12年度 対象に解体放射性廃枀物処分費用を追加し，解体費用総額に占める原子力発電所固有の比率を見直し（ $85 \rightarrow 90 \%$ ）たうえ，年数を見直し（ 27 年 $\rightarrow 40$ 年） <br> 平成 15 年度 設備利用率の見直し（ $75 \rightarrow 76 \%$ ） |
| 6 | 適用期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 安定供給の確保，環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下，供給安定性に優れ，発電の過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源として推進す るとともに，効率的かつ安定的な供給の確保，環境への適合を碓保するため の電力政策を着実に推進する。 <br> また，「原子力政策大綱（平成17年10月閣議決定）」を受け，全電源に占 める原子力発電の発電電力量の比率を，2030年以降も30～40\％程度以上を目指す。 <br> 現時点において，全原子カ発電施設の約4割が運転開始から30年を超え ており，高経年化が進む原子力発電施設については，リプレースも考えられ る。円滑にリプレースを行うために，世代間の費用負担を平準化し，必要費用 を着実に積立てていく。《政策目的の根拠》 <br> 原子力発電施設設置者は，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律」において，原子力発電施設を廃止するときは，廃止措置を講ず るよう義務づけられており，また，「電気事業法」において，方法もしくは額を定 めて積立金若しくは引当金を積み立てることを命じることができるとしている。 <br> 平成元年に電気事業法第35条に基づき省令を制定し，積立てを命じるとと もに，その目的外取崩しを禁じており，厳格に定めている。 <br> また，今般，閣議決定された「エネルギー基本計画（平成22年6月）」におい て，「事業者は，高経年化対策を着実に実施するとともに，既設炉の将来的な廃止措置や代替炉建設の必要性も踏まえた計画的な新増設・リプレースを進 め，国はこのための投資環境の整備に努める。」とされており，国として，原子力政策を過不足無く行えるよう位置づけていることからも，措置を継続すること の合理性が認められる。 |



※電気事業者からの報告を基に作成。

原子カ発電施設のリプレースに当たつては，原子力発電施設の新•増設と運転を終了した原子力発電施設の解体が同時期に進められることが想定され る。これが本格化すると，リプレース時期の集中を緩和するためのエ夫や廃炉 に伴う原子炉の停止後，解体を開始するまでの期間を柔軟化する等の工夫を最大限行ったとしても，原子力発電施設の新•増設に係る初期投資負担と廃止措置に係る費用負担が相当程度集中することとなる。

現在，解体に着手している3基については，実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより，新たな負担を生じることな く円滑に解体を行っている。
《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成1 7年4月～平成22年3月）

※総見積額は原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき算定。
※平成19年度の大幅増は，制度見直し（クリアランスレベル変更等）により，積立対象
となる項目が増加したためであり，過年度分も積立て（有税）たことによる。
※平成21年度より，総見積額から運転を停止した原子力発電施設2基分を除いてい る。

現在の総見積総額約3兆円のうち，有税分込みで約1．5兆円積み立ててお り（積立額には運転を停止しているプラント分を含む，以下同様），全体の5割超を積み立てている（設備利用率76\％で40年間発電を行った場合に総見積額の90\％が積み立てられる制度設計）。これによって，解体にかかる費用を将来世代のみに負担させるのではなく，現在実際に電気の供給を受けている需要家が費用負担することになり，世代間負担の公平性が図られている。
《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成17年4月～平成 22年3月）

準備金の積立金額の損金算入を認めることにより，発電を行うことによって生ずる解体費用について，発電時点で収益と費用を対応させることになる。

すなわち，解体に必要となる費用については，発電期間を40年とした上で発電電力量に応じて期間配分しているため，費用を発生時に支出するよりも事業者及び需要家の負担の平準化を図ることが可能となり，着実に将来のリ プレースのための費用（解体費用）の一部を積み立てることができる。

また，発電時の需要家の料金に反映させることにより，需要家における世代間の負担の公平性が確保され，電気料金の適正化を図ることが可能となる。

平成21年度では，原子力発電電力量に応じ，654億円の積立てを行って

|  |  | 1 | おり，発電時の費用として取り扱うことにより世代間の負担の公平を図ってい る。なお，上記にも記載しているとおり，総見積額約3兆円のうち，有税分込み で約1．5兆円を積み立てており（平成21年度末時点），着実に必要費用の積立てが行われている。 <br> ○本制度がない場合との比較 <br> I．需要家の費用負担（分析対象期間：平成2年4月～平成87年3月） <br> 当該措置による支援がなく，負担の平準化が図られない場合，需要家の料金負担は，解体のピーク時で $0.06 \mathrm{~m} / \mathrm{kWh}$（現世代が負担）が 0.12 円 $/ \mathrm{kWh}$（将来世代が負担）となり，世代間負担の公平が図られないとともに，2倍程度の負担増。標準家庭（ $300 \mathrm{kWh} /$ 月）の電気料金は 20 円／月程度，産業界全体（300億 $\mathrm{kWh} /$ 月）では 20 億円／月程度の負担増となる。 <br> ※上記標準家庭の電気料金は6，500円／月程度。昨年11月に導入された太陽光発電の新たな買取制度にかかる家庭の負担純増額は月額 30 円程度（2011年度見込）。 <br> II．事業者側の費用負担（分析対象期間：原子カ発電施設解体準備金の算定式上の積立期間40年間） <br> 運転開始後 1 年目から約 40 年間に亘って損金経理の方法によって積立て を行う場合と，解体費用が発生した時点でその費用を損金算入していく場合， それぞれの損金算入額を現在価値に換算して比較した結果，後者の（制度が ない）場合の方が，約58億円（ 110 万 kW 規模のプラント1基当たり）余分に負担しなければならなくなる。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 原子力発電施設の解体費用については，11当該費用が多額（平成21年度末総見積額は約3兆円）であり，発電時点と廃止措置時点との間に相当なタイ ムラグがあること，（2）解体が発電を行うことによって生ずる費用であること，（3）解体費用について合理的な見積りが可能であること，等から，解体時点で費用計上するのではなく，収益•費用対応原則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で適切である。 <br> 上記の考え方の下，平成元年に原子炉等廃止措置引当金に関する省令（現•原子力発電施設解体引当金に関する省令）を定め，積立対象者を指定し，発電電力量に応じて積み立てを行うよう義務づけている。 措置が認められなく なれば，発電実績に応じて積立額を算定して，料金としては需要家から回収さ れているのに，その積立額は費用としては扱われなくなるため，税•会計•料金 のバランスが崩れ，また，世代間負担の公平が必ずしも図れないものとなる。 |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 他の支援措置との関係はない。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 本措置は，収益•費用対応原則に基づいて解体にかかる費用を発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で極めて重要な措置で あることから，租特法において措置されている。課税時期の適正化を図る本措置は，地方公共団体との関係においても認められるべき相当性を有する。 |
| 10 | 有識者の見解 |  | 過去昭和 62 年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告において，廃止措置費用については，発電を行うことに伴う費用であって将来発生すること が確実であり，また，費用の見積が理論的に可能となったことから，世代間負担の公平を図るため，発電を行っている時点で引当金を積み立てることによっ て料金原価に算入することが適当，この場合，企業会計及び税制上の取扱と の整合性が図られることが望ましいとされた。 <br> その後，総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第2次報告（平成 21 |


|  |  | 年8月）において，次のような見解が示された。原子力発電施設の廃止措置 は，（i）長期にわたること，（ii）多額の費用を要すること，（iii）発電と費用発生の時期が異なること等の特徴を有することに加え，合理的な見積りが可能で あることから，その費用を解体時点で計上するのではなく，収益•費用対応原則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で適切であることから，電気事業法に基づいて，電気事業者が積立てを行っ ている。当該費用は，受益者である現時点の需要家に対して，電気料金を通 じて回収しており，世代間及び需要家間の負担の公平性が図られている。原子力発電施設の廃止措置に要する費用は，関連制度，経済状況，技術の進展状況等を踏まえ，見積りの見直しが必要となった時点で，電気事業分科会等における検証の上，反映させている。 |
| :---: | :---: | :---: |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | 本準備金が認められることによって，解体時点で費用計上するのではなく，収益•費用対応原則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが可能とな ると同時に，世代間負担の公平を図ることが可能となっており，その重要性か ら引き続き措置が必要である。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 使用済燃料再処理準備金 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 租税特別措置等の内容 |  | 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号。以下「法」という。）に規定する特定実用発電用原子炉設置者（電気事業者）が，原子力発電に伴 って生じる使用済燃料の再処理等に要する費用を準備金として積み立て たときは，その積立額の損金算入を認める。 |
| 3 | 担当部局 |  | 資源エネルギー庁電カ・ガス事業部原子力立地•核燃料サイクル産業課放射性廃棄物等対策室 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成22年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 平成17年度 創設 |
| 6 | 適用期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性 © 政策 <br> 等 及び  <br>  根投  |  | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> 安定供給の確保，環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下，供給安定性に優れ，発電の過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源と して推進するとともに，効率的かつ安定的な供給の確保，環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。また，「原子力政策大綱（平成17年10月閣議決定）」を受け，我が国の原子力発電とそれに必要な核燃料サイクル事業を長期にわたつて着実に推進する。 <br> 日本原燃（株）の六ヶ所再処理工場竣工の40年後（2050年度末）まで に原子力発電によって生じる使用済燃料（約 3.2 万トン）の再処理等に要 する費用を着実に積み立てる。 |
|  |  |  | 《政策目的の根拠》 <br> 平成17年5月，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（再掲）が成立し，同年10月から施行されている。また，今般，閣議決定された「エネルギー基本計画」（平成22年6月）において，「核燃料サイクルは，原子カ発電の優位性をさら に高めるものであり，「中長期的にづレない」確固たる国家戦略として，引 き続き，着実に推進する。」とされている。 |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 政策名：5．エネルギー・環境政策施策名：28．原子力の推進•電力基盤の高度化 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 上記の政策目的の下，世代間負担の公平性を図り，再処理等事業に要 する将来費用を確実に確保し，再処理等事業を着実に実施する。 |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> 使用済燃料の再処理等に要する費用（総見積額）の推移及びその積立 て実績 |




|  |  | あり，積み立てられた費用について税制上損金算入を認めることは，収益•費用の適切な対応に基づく課税時期の適正化を図るための重要な措置である。 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 他の支援措置との関係はない。 |
|  | 3）地方公共団体が協力する相当性 | 本措置は，収益•費用対応原則に基づいて再処理等にかかる費用を発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で極めて重要な措置であることから，租特法において措置されている。課税時期の適正化を図る本措置は，地方公共団体との関係においても認められるべき相当性を有す る。 |
| 10 | 有識者の見解 | 平成16年8月の電気事業分科会（中間報告）において，次のような見解 が示された。（1）コスト等検討小委員会で将来発生する費用について見積も られたことも踏まえれば，今回の経済的措置としては，引当金という形で，電気事業者が，受益者負担の原則の下，予め少しずつ積み立てる仕組み を整備することが必要。②積立金の管理•運営については，今回の措置の性格を考えた場合には，透明性•安全性という点に重点を置くべきであるこ とから，内部留保という形ではなく，外部への積立てという形での管理•運営が適当。（3）原子力発電を行った時点で費用として手当てし，手当てされ た資金を適切に外部の法人で運用し，必要に応じて取り崩して支払いに充 てる制度を運用するに際しては，企業会計上の取扱いと税制上の取扱い との整合性が図られることが望ましい。 |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | 使用済燃料の再処理等事業は，11極めて長期に亘る事業であること， （2）費用が極めて巨額であること，（3）発電と費用の発生の時期が大きく異な ること，といった特徴を有している。こうした点に鑑み，使用済燃料の再処理等事業を円滑に推進するためにも，当該事業にかかる費用を確実に確保することが重要であり，また，世代間負担の公平性を担保するという観点から，受益者負担の原則の下，使用済燃料が発生した時点で，当該使用済燃料の再処理等費用を負担することが適切であり，本措置は，費用•収益の適切な対応に基づく課税時期の適正化を図るうえでも重要な措置 であり，引き続き措置することが必要である。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | － |

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 |  | 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 要望の内容 |  | 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。） が国の資金のみで行う事業において，取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準を，最初の5年間は3分の1，次の5年間は3分の2の金額に減免す る。 |
| 3 | 担当部局 |  | 産業技術環境局技術振興課新エネルギー・産業技術総合開発機構室 |
| 4 | 評価実施時期 |  | 平成 22 年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 |  | 平成 15 年度 創設 <br> 国の資金のみで行う事業か否かという観点から，毎年，対象事業の見直しを行 っている。 |
| 6 | 適用期間 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的及びその根拠 | 我が国における研究開発の促進•環境整備 <br> - 独立行政法人通則法 <br> - 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） <br> 「2020年度までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4\％以上」 |
|  |  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 1．経済産業政策 <br> 02 技術革新の促進•環境整備 |
|  |  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> 2020年度までに官民合わせてGDP比4\％以上の研究開発投資を行う。（新成長戦略 平成22年6月18日閣議決定）現状：3．78\％（2008 年度，総務省「科学技術研究調査」） |
|  |  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比率 <br> 現状： $3.78 \%$（2008 年度，総務省「科学技術研究調査」） |
|  |  |  | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 NEDOを通じたイノベーション創出に寄与。 |
| 8 | 有効性等 | （1）適用数等 | 17年度 19，289件 18年度 21，116件 19年度 20，980件 20年度 14，662件 21年度 12，255件 |
|  |  | （2）減収額 | 17年度 355百万円 18年度 491百万円 19年度 526百万円 20年度 561百万円 21年度 454百万円 |
|  |  | （3）効果ないし達成目標 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成17年度～平成20年度） NEDO を通じた研究開発投資の促進により，官民合わせた研究開発投資の対 |



| 1 | 政策評価の対象とした |
| :--- | :--- | :--- |
| 租税特別措置等の名称 |  | | 中小企業高度化事業 |
| :--- |
|  |
|  |


|  |  |  | （2）事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務の免除昭和 37 年度創設 猶予期間： 2 年以内 <br> 昭和 38 年度改正 猶予期間： 2 年以内 $\rightarrow 3$ 年以内昭和40年度改正 猶予期間： 3 年以内 $\rightarrow 5$ 年以内 <br> （3）共同利用機械等の固定資産税の軽減 <br> 昭和 49 年度創設 課税標準 $=$ 取得後 3 年度間価格の $1 / 2$ <br> （1台150万円以上の機械及び装置） <br> 昭和58年度改正 <br> 平成 2 年度改正 <br> 平成 8 年度改正 <br> 適用価格が 1 台 240 万円台以上 <br> 平成11年度改正 <br> 適用価格が 1 台 300 万円台以上， <br> 合計取得額 500 万円以上 <br> 平成14年度改正 適用価格が 1 台 330 万円台以上， <br> 合計取得額500万円以上 <br> （4）共同施設用建物の不動産取得税の課税標準の特例 <br> 昭和37年度創設：課税標準額二価格一貸付を受けた額 <br> 昭和54年度改正：課税標準額＝価格 - 価格 $\times$ 貸付を受けた額／施設の取 <br> 得価格 <br> （経過措置） <br> 課税標準額＝価格－（4／5（A）（注1）＋ $1 / 5$（B）（注2）） ※昭和54年度改正以降平成8年度改正まで経過措置の見直し と延長が行われている。 <br> 昭和59年度改正（経過措置の見直し）： <br> 課税標準額＝価格 $-(3 / 5(A)+2 / 5(B))$ <br> 昭和61年度改正（経過措置の見直し）： <br> 課税標準額＝価格 $-(2 / 5(A)+3 / 5(B))$ <br> 昭和63年度改正（経過措置の延長）： <br> 平成 2 年度改正（経過措置の延長）： <br> 平成 4 年度改正（経過措置の見直し）： <br> 課税標準額＝価格 $-(1 / 5(A)+4 / 5(B))$ <br> 平成 6 年度改正（経過措置の見直し）： <br> 課税標準額＝価格 $-(1 / 10(A)+9 / 10(B))$ <br> 平成 8年度改正（経過措置の廃止） <br> （注1）（A）＝貸付を受けた額 <br> （注2）（B）＝価格 $\times$ 貸付を受けた額／施設の取得価格 <br> 平成18年度改正：対象団体から，協同組合連合会，商工組合を削除 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 6 | 適用期 |  | 恒久措置 |
| 7 | 必要性等 | （1）政策目的 <br> 及びその <br> 根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 <br> －高度化制度は，中小企業の事業環境の整備，経営基盤の強化を目的に，個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同 で行うことを支援するものであり，独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し，事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断•助言を行うとともに，長期•低利の融資を行っている。本措置により，資金繰りが逼迫 している中小企業者にとって，高度化事業開始時において投資に向けられる自己資金を充実させることなどから高度化事業の効果が高められ，経営基盤 の強化につながる。 |


|  | （ | （政策目的に係る達成目標） <br> －中小企業の事業環境整備を図り，経営基盤の強化を図る。具体的には，中小企業の行う他の事業者との連携，事業の共同化，又は中小企業の集積の活性化を図ることにより，中小企業の健全な成長発展を図る。《政策目的の根拠》 <br> －高度化制度は，中小企業基本法（昭和38年7月）において「国は，中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため，中小企業者の交流又は連携の推進，中小企業者の事業の共同化のための組織の整備，中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。 （第16条）」，「国は，自然的経済的社会的条件からみて一体である地域にお いて，同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策 を講ずるものとする。（第17条）」こととして，位置づけられている。 <br> －また独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年12月）では，「中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者 に対し，当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。（第15条）」と定められており，以上のとおり，高度化制度は政策的に重要なものとして位置づけられている。 <br> －昭和38年7月に施行された「旧中小企業基本法」では，中小企業構造の高度化（事業の共同化，工場•店舗等の集団化等）が基本政策として位置づけ られ，高度化事業は，その中核的な施策であった。 <br> －また，平成11年7月に施行された「新中小企業基本法」においても，「中小企業構造の高度化」は「連携•共同化，集積の活性化」に概念が整理され，中小企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。 <br> －昭和42年の「中小企業振興事業団」の設立により，当事業団が高度化制度 を都道府県と協調し，実施しており，特殊法人の見直し等による事業実施主体 の変遷はあったものの，現在においても同様の仕組みで独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている。 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （2）政策体系 における政策目的 の位置付 け | 4．中小企業•地域経済産業政策 21．経営革新•創業促進 |
|  | （3）達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <br> －中小企業の事業環境整備を図り，経営基盤の強化を図る。具体的には，中小企業の行う他の事業者との連携，事業の共同化，又は中小企業の集積の活性化を図ることにより，中小企業の健全な成長発展を図る。 |
|  |  | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 <br> （1）- <br> （2）- <br> （3）適用後5年間における経常利益の前年比増加率を平均1．0\％以上とする。 <br> （4）適用後5年間における経常利益の前年比増加率を平均1．0\％以上とする。 <br> 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <br> （1）事業所税においては，課税の目的等を考慮し，高度化事業は中小企業の共同化を支援するものであることから，非課税として措置されている。この措置により，企業集積の進んだ都市部における住工混在を解消し，同一都市内に立地することが容易となり，既存の取引関係を解消するといった競争力 の低下防止に貢献する。 |



|  |  |  | 益の単年度平均増加率は以下のとおり。 <br> F組合 35\％ <br> G 組合－7\％ <br> －平成18年度に本措置を利用した H 組合の平成 21 年度までの経常利益の単年度平均増加率は $194 \%$ 。 <br> 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 16 年度～平成 21 年度） <br> －平成21年度中小企業実態基本調査（平成20年度決算実績）によれば，中小企業1社当たりの納税額（税引き前当期純利益－税引き後当期純利益）は 263万円。他方，高度化事業を実施した組合員数の総計は推計で約20万社 であることから，高度化事業を実施した組合員による平成20年度の納税額は約5260億円と推計される。 <br> （1）事業所税の非課税（分析対象期間：平成21年度） <br> 平成20年度法人企業統計によれば，資本金1億円未満の企業の「営業キャッシュフロー設備投資比率」は約 $50 \%$ となっており，平成 21年度の事業所税の推計非課税額（速報値）は 9.3 億円であることから，事業所税の非課税により，設備投資が 4.65 億円増加したと考えられ る。 <br> （2）事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務の免除 <br> （分析対象期間：平成16年度～平成20年度） <br> 平成16年度に集団化（工場団地建設）し，17年度に本特例措置を適用（軽減額推計 27,446 千円）した，協同組合 Fについて <br> －県内経済波及効果 <br> 平成16年度～20年度の生産誘発額：20．5億円 <br> 平成16年度～20年度の雇用誘発人数：160人 <br> ※同組合の組合員全体の売上高と県工業統計の差額を高度化事業実施による生産性向上によるものとし，産業連関表により誘発効果を算出。 <br> －推計軽減額 27，446千円に対し，平成16年度～20年度に組合員全体で， 292，018 千円を納税。 <br> （内訳）法人税：193，475千円 <br> 事業税，県民税：75，131 千円 <br> 市民税：23，412 千円 <br> （3）共同利用機械等の固定資産税の軽減 <br> （分析対象期間：平成 $15 \sim 20$ 年度） <br> 平成14年度に共同利用機械等を設置し，平成15～17年度に本特例措置を適用（軽減額1，134 千円）したK協同組合の県内経済波及効果平成15年度～20年度の生産誘発額：109億円 <br> 平成15年度～20年度の雇用誘発人数：885人 <br> （4）共同施設用建物の不動産取得税の課税標準の特例 （分析対象期間：平成 $15 \sim 20$ 年度） <br> 平成14年度に共同物流棟を設置し，平成15年度に本特例措置を適用（軽減額 15,751 千円）したK協同組合の県内経済波及効果 <br> 平成15年度～20年度の生産誘発額：109億円 <br> 平成15年度～20年度の雇用誘発人数：885人 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき | （1）事業所税においては，課税の目的等を考慮し，用途非課税の一つとして中小企業の共同化等の事業に係るものが措置されているところであり，高度化事業は中小企業の共同化を支援するものであることから，非課税として |


|  | 妥当性等 | 措置されているものであるが，本措置により生産性向上のための新たな投資が可能となり，売上向上等につながる。また，事業実施後の資金繰り安定化に貢献するため，より円滑な事業実施が期待できる。 <br> （2）本措置は，組合員への二重の課税負担を防ぐだけでなく，集団化当初の課税が猶予されることで，生産性向上のための新たな投資が可能となり，売上向上等につながる。また，借入金の軽減により資金繰りが安定化し，事業の円滑な実施が期待できる。 <br> （3）本措置により，生産性向上のための新たな投資が可能となり，売上向上等 につながる。また，固定資産税の軽減により資金繰りが安定化し，事業の円滑な実施が期待できる。 <br> （4）本措置により，生産性向上のための新たな投資が可能となり，売上向上等 につながる。また，不動産取得税の軽減により資金繰りが安定化し，事業 の円滑な実施が期待できる。 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 融資は補助金ではなく，返済を伴うものであり，その返済資金等が高度化事業という大規模な事業においては多大の資金となり資金繰りは厳しいものとな る。そのような中，税制特例措置による支援を行うことにより，高度化事業開始時において投資に向けられる自己資金を充実が図られ，また，資金繰りの安定が図られるなど，高度化事業の効果をより高めている。 <br> また，以下のとおり，高度化事業に関する国税の特例があるが，対象，目的 が違い，役割分担がなされている。 <br> （国税） <br> （1）土地の譲渡所得の特別控除 <br> $\rightarrow$ 組合に用地を売却する土地の所有者に税負担を軽減することで，土地の売却の円滑化を図るもの <br> 対象者：高度化事業用に土地等を譲渡した個人•法人 <br> 対象施設：土地等 <br> （2）特定事業用資産の買い換え特例 <br> $\rightarrow$ 移転を伴う事業において，組合員が移転前に事業を行っていた土地•建物等の譲渡で生ずる譲渡益に対して課税の繰延べを認めることで，組合員 の生産性向上に向けた投資につなげるもの <br> 対象者：集団化事業へ参加するために移転した中小企業者 <br> 対象施設：移転に伴い譲渡した土地等，建物構築物，機械及び装置 |
|  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | 高度化事業は，集積の活性化，雇用の拡大，住工混在の解消等地域施策 の実現手段であり，また，高度化事業に参加した企業の成長による税収の増加も期待できることから，高度化事業を実施する者に対し一定の税負担の軽減を認めることは，地方公共団体にとって妥当な措置である。 |
| 10 | 有識者の見解 | －－ |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 | 中小企業の経営基盤の強化を図る目的のための政策誘導手段として，引き続き同措置を継続する。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | － |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書
\(\left.\begin{array}{|l:l|l|l|}\hline 1 \& 政策評価の対象とした <br>

\hline 2 \& 租税特別措置等の名定資産税の課税標準等の特例措置\end{array}\right]\)| 和税特別措置等の内容 |
| :--- |


|  |  | ！ | 減が有効である。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 l 8 有効性 |  | （1）${ }^{\text {適用数等 }}$ | 特例対象償却資産平成 22 年度 1,151 件平成 21 年度 1，126件平成 20 年度 1,075 件平成 19 年度 984 件 |
|  |  | （2）減収額 | 減免額 <br> 平成 22 年度 $5,214,700$ 円 <br> 平成 21 年度 $6,314,900$ 円 <br> 平成 20 年度 $4,933,600$ 円 <br> 平成 19 年度 $5,912,700$ 円 |
|  |  | （3）効果•達成 <br> 目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成19年度～平成22年度）平成21年度 国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率 <br> 23． $1 \%$ |
|  |  |  | 《租税特別措置等による効果•達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 19年度～平成 22 年度） <br> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証の用に供 する償却資産について適用。 <br> ○平成22年度固定資産税の課税標準額は，減免前 1,173 百万円余（標準税率 $1.4 \% 16.4$ 百万円）$\rightarrow$ 減免後 801 百万円余（標準税率 $1.4 \% 11.2$ 百万円）とな り，納税額で約5百万円の経費削減効果。 <br> ○平成21年度固定資産税の課税標準額は，減免前1．356百万円余（標準税率 $1.4 \% 18.9$ 百万円）$\rightarrow$ 減免後 904 百万円余（標準税率 $1.4 \% 12.6$ 百万円）とな り，納税額で約6百万円の経費削減効果。 <br> 自主開発比率 $23.1 \%$（注） <br> ○平成20年度固定資産税の課税標準額は，減免前 1,089 百万円余（標準税率 $1.4 \% 15.2$ 百万円）$\rightarrow$ 減免後 736 百万円余（標準税率 $1.4 \% 10.3$ 百万円）とな り，納税額で約5百万円の経費削減効果。 <br> 自主開発比率 $15.8 \%$ <br> ○平成19年度固定資産税の課税標準額は，減免前 1,267 百万円余（標準税率 $1.4 \% 17.7$ 百万円）$\rightarrow$ 減免後 845 百万円余（標準税率 $1.4 \% 11.8$ 百万円）とな り，納税額で約6百万円の経費削減効果。 <br> 自主開発比率 18．9\％ <br> （注）自主開発比率は，平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直 しにともない平成21年度よりこれまでの原油に加え，天然ガスを追加。 |
|  |  |  | 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成19年度～平成 22 年度） <br> JOGMECは，民間のみでは実施が難しい長期間かつ所要資金の大きい研究開発を実施しており，その円滑な遂行を図るためには，大規模研究設備や高額な実験装置等の整備が不可欠。 <br> このような研究開発資産の整備を円滑に実施するためには，固定資産税の軽減が有効である。 |


| 9 | 相当性 | （1）租税特別措置等に よるべき妥当性等 | 研究開発用資産の整備を円滑にし，石油開発技術力の一層の向上を図るた めには，研究開発に対する予算措置に加えて，固定資産税の軽減が不可欠 である。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （2）他の支援措置や義務付け等 との役割分担 | 我が国の石油開発技術力の向上を図るため，JOGMECに対して石油開発技術の研究開発及び教育訓練の実施に必要な予算措置を行っている。 |
|  |  | （3）地方公共団体が協力する相当性 | JOGMECの技術センターが立地する地方公共団体には経済的波及効果が見込まれると考えられる。 <br> また，エネルギーの安定供給確保は地方公共団体も裨益するものである。 |
| 10 | 有識者の見解 |  | なし |
| 11 | 評価結果の反映の方向性 |  | 特例措置継続 |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |  | － |

